

荒木兵太郎 八王寺御陣戦死之善太夫子也  
初兵太郎云則善太夫祖

池田彌五右衛門 子孫不知

貳百石

青山金右衛門 八百次郎祖 佐分次郎左衛門 大聖寺佐分儀兵衛祖

百八拾俵

稻垣覺左衛門 與三右衛門嫡子與三右衛門遺跡者  
養子三之丞相續則新叟祖

五千石

奥村采女 孫助之孫也戦死之後遺跡弟源左衛門相續  
則源左衛門祖采女嫡流は今之勘兵衛也 奥村六平 子孫不知

右之外長家之士、戦死之輩多有之。姓名略之。

〔象賢紀略〕

一、大正寺御せめの時討死衆富田藏人・奥村采女・山田勘六・淺井兵部・岡島市正、此外十七八人討死也。其外手おひ其上高名大方は、淺井左馬助・葛卷隼人・日根助五郎・村井又兵衛、其外十人あまり、人の口に入よく仕候由申もの共有之事。

〔利長公御代のおぼえ書〕

利長公大正寺御せめおとし御陣の時

一、御のぼり白く、ひらくも、三十本。

一、御馬じるし、地こんに、五はゞにして、金と云字即金にておき候て、二本。

一、御使番は其時十人有之、くろほろ。

一、御馬廻金ののし。

一、御小姓おもひく之様に候事。

一、長柄御鍵百本。

八月三日。前田利長書を高島石見に與へて大聖寺の戦勝を告ぐ。

〔菅君雜錄〕

爲見舞書狀令祝着候。今日三日に大正寺之城へ取懸、即時に乗入候而、山口父子を始、一人も不殘討取候事に候。大慶不過之候。何も手柄共仕候事不大方候。尙追而申遣候、恐々謹言。

八月三日

(利長判)

高島石見守殿

八月五日。前田利長越前に進み、尋いで軍を班す。

〔前田出雲覺書〕

翌日五日、金津の上野へ御人數を押出さる。越前丸岡城主青木伊賀守御禮に罷出。同國北庄城主青木紀伊守は、父子ともに病氣甚しき旨にて、大原才藏を以て、我等義秀頼公に對し逆

心無之上は、少も御人數に構無之旨申越。然處に今庄之戸田武藏守方より、澤崎平左衛門と云者を使者として、利長卿如御存、石田治部少輔とは一味可仕義にても無之候へども、同名内記石田とは衆道の知音たるに依て、今度於江州稻葉藏人と某に謀反の事を申聞、一向頼申故、内記を捨ては非人倫と存、彼に與して候。更に多年の御厚懇を忘たるにも非ず。然ば北國へは已に西國勢數を盡して相向、家康公も未無御出勢候に、賀越の境へ御出陣、前には北敵後には小松城あれば、御一所計遙々と御上りあらん事如何可有之候哉、家康公被仰合、重而御出勢可然と申越に付て、上野より大聖寺まで御勢を打入れ給ひけり。

〔袂草〕

一、此城代には篠原出羽・加藤石見を被置。扱越前北庄の城主青木紀伊守へ御使藤掛豊前を被遣、即翌日金津邊迄先手は五本長崎迄出張、本陣は金津に居させ給ふ。御働の處、御使歸、紀伊守は十死一生の煩に候、其上秀頼へ對し逆心無之上は、少も御人數に構なしと云、又丸岡の城主青木伊賀も、御旗下に罷成由申越。然處上方より、小松へ爲加勢、服部土佐守・寺西備中守・戸田武藏守・上田主水など四五人或曰惣大將大津宰相相從ふ、侍には大谷利部・戸田武藏・平塚因幡・小川土佐・朽木河内・澤備後如此あれども、本書の四人行末の事迄あれば不審。下向の由。長重聞之、戸田武藏は利長にちなみ有者也、無用と申遣故、今庄より呼登す。此時利長武藏より是を中川武藏と云説有中川は十年前宗牛に成、其上今度御供也。一説に宗牛其比病氣爲養生上方に在、石田茶の會に宗牛を呼、すき屋にて狀を書せしなりと云。以飛札申越は、家康未登不給處、利長

此城代は大聖寺のなり

御一人登給て益なし。先御歸城有、家康被仰合可然と申越。幸大正持にて各指物等も損する間、十日の御逗留にて可有上洛とて、八月七日金澤へ御歸也。

〔殘囊拾玉集〕

一、慶長五年八月三日大聖寺の城御攻落、直に越前金津の上野に迄利長公御馬出るに、近郷の百姓ども、亂妨御免の札を奉乞、竹の先に付立て持、各御迎に出、上下食餌を持出御馳走申上たりと也。敵國にては、放火・亂妨御免の札を望乞ものと也。

八月八日。前田利長の軍加賀能美郡大領野淺井暇を過ぐ。丹羽長重の兵急に襲ひて之と戦ふ。

〔可觀小説〕

一、加州小松淺井暇の戦、諸書に記すと云ども誤多し。我成田助九郎に逢て直談を聞に因てこゝに記す。抑此合戦は或は九月九日と云、或は八月八日と云。成田話は八月八日也。加賀肥前守は、小松城主丹羽五郎左衛門長重押として、三道山には岡島備中を置、八月三日より大正寺を攻ん爲に、小松の南三谷海道に人數を推出す。丹羽長重は惣構へ出、町屋の上に登り見て、肥前守利長の大军、東は手取川三道山より三谷に至て推續き、野も山も皆旗也。諸軍懼色見え候處、坂井與右衛門聲をあらゝげて云。勝負は大將に在て人數の多少にあらず。少

九月九日とあるは八月と九日なるべし

もこわき事なしといさむる。長重は古田五郎兵衛等百四拾餘を淺井口へ遣し、又櫻木助左衛門八十挺の鐵炮を潟の海に出し船に載せ、上の方より利長の後陣を撃たんとす。利長後備は前田孫四郎利政・高山南坊前攝津城主高山右近是なり。兩備は早々きは村へ取込申候。古田・櫻木勝に乗て頻に射立候。利長は小松勢後陣へ取懸るとみて立止り、馬より下り、床几に腰を懸て備被申候。其時長重は南部無右衛門・寺澤勘右衛門を物見に出し、利長旗下を爲見被申候。高山南坊見之て、小松の者物見に不馴、あれ撃取候へと下知仕候。馬武者七八騎乗出候。初小松方古田・櫻木打出候時、若利長の人數今井橋の方へ推廻り候はゞ、我等は跡を取さられんとて、馬武者五六騎に鐵炮廿挺、御幸塚の方へ出し置けり。物見の南部・寺澤見渡して、利長人數を今井橋へ廻し、小松の城へ取懸候と致注進候。小松城中大に騒動す。長重はいまだ町屋の屋根に被居候が、南部・寺澤が注進に付て、使番を遣し、潟へ出張たる古田・櫻木早々引取可申候、利長人數を分て、御幸塚より今井橋に懸り、城へ被掛候と被申遣。是より古田・櫻木淺井口と潟の船手を早々引入、小松へ來り候。孫四郎・南坊はきは村より驅出、古田・櫻木が跡を付候得共、不構して引入、高山・前田も引返。それより利長は小松城を跡になし、大正寺の方へ押通り。長重は物見の兩人を召、利長人數を分け、今井橋へ取込候と注進に付、淺井口と潟とに出申候古田・櫻木を呼戻し候き。今利長は此城へ不懸、西を指して推通候は如何成事に

高山・前田は南坊と孫四郎となり

て有之と云答候。南部・寺澤申候は、我等大呂村・一ツ屋にて見候得ば、今井橋・御幸塚に人數見え候に付、右之段注進申上候と云。古田・櫻木大に怒て懸出で申は、其人數は我等出し候物見鐵炮にて、先刻淺井口潟の湖にて軍に仕勝て、利長人數をきは村へ追入候處に、各の物見あしき故に人數を引取、近頃口惜殘念に候と云。長重も南部・寺澤を言外被叱候。楮利長は大正寺城を攻取、夫より此處に陣取、越前へ可働支度いたされ候。此時大谷刑部少輔吉隆は鯖並に陣取、府中の城の堀尾帶刀吉隆が留守を攻んといたし候處、北莊城主青木紀伊守早飛脚を以て大正寺落城の旨告來候。皆寄合相談にて、府中の城を捨て北莊城の後卷をせば、府中の敵を後に置不可然、先府中を攻落し、其後北莊へ向ひ可然と申候。刑部申候は、北莊落城仕候者、小松の五郎左衛門も、丸岡の青木伊賀守も力を落し、彌味方弱り可申候。只我等存候は、此府中を攻取れば、人數を分て不入ば不叶。此儘置時は其苦心なく、敵の居るをば能留守居を置と存候。北莊手に合は、府中の城をば不攻して可取候。只府中を捨て北莊へ推詰可然と極む。因之府中の城の圍を解て、二萬七千を一手にして、星月夜を便として、四日の夜丑刻に北莊へ推着す。利長は大正寺に在城して、先手は細呂木・金津上野・五本松・長崎邊に陣を張候。此時利長一族に中川宗半といふ者、秀頼近習の伽の衆也。大坂より加賀へ通候を大谷聞付、人を出し宗半を推留、是非をいはせず謀書をかゝせ候。其詞に云。

此度北國筋大谷刑部請取、四萬餘に而取向候。一萬七千は北莊口より推詰、三萬は船手に而大廻を仕、加州へ着岸し、金澤を可攻取催しに而候條、御油斷不可有之候、恐々謹言。

八月三日

中川宗半

肥前守殿

右之通認書候。中川は希代の能書に而紛無之候。若宗半狀を書くまじきならば、當座に可打果様子に而候故、不及違儀候。利長は宗半自筆無疑ければ大に駭き、八月七日大正寺を引拂、金澤へ引取可申と極被申候。扱七日之朝小松押へとして長九郎左衛門・山崎長門初稱庄兵衛、後號閑齋・高  
山南坊・太田但馬四備を御幸塚へ遣し陣取候。是を小松城より見て、すはや利長寄來候と、町中も城内も騒動仕候。皆合戦の支度仕候處、長重手配して云、丹羽五郎助は矢倉に上り、敵寄ば鼓を打て諸軍に告べし、坂井若狭は大手を守べし、坂井與右衛門は先手たるべしと申渡候。若狭は年若に候間、御先手を被仰付候得と頻に望候へば、長重云、汝は與右衛門が子なるを以て、慥に存大事を申附候。家老の子に不似合事を申候とて叱候。長重は城を出、町屋の上へ登り、敵の動靜を窺被申候。然共利長はかまはずして三谷・本江へかゝり、三道山へ引取被申候。小松押へは御幸塚に陣取候而、物見足輕に上坂主馬助を出し候て、今井橋迄出張候。小松方も伏を大呂村に置いて、鐵炮軍及數刻候。互に跡よりかゝり、大勢に罷成候得共、

小松方は宵より潟の湖に船を置、相圖を定、横合に船より上り仕懸候故、利長方打立られ、上坂主馬敗北し、御幸塚へ引取申候。小松方も引取候。御幸塚の四備、明八日の早天に陣拂して三道山へ引取可申候。三谷へ廻り候へば、路遠く候間、今井橋潟の湖を渡、淺井暇へかかり可申と定候。使番松平久兵衛進出、淺井暇は兩方深田に而、若小松より跡を付ば味方大事に可及と云。山崎長門・長九郎左衛門・高山南坊承引不仕候。久兵衛立腹し、敵出可申事は必定にて候、左候は拙者一番鎗可仕と申て座を立候。一座の人々内々久兵衛を嘲笑申候。長重は佐々七兵衛を今井橋迄忍物見に遣候處、御幸塚より打立候敵の人數頭を見、早々小松へ告申候。高山・山崎・長・太田段々に御幸塚を立、今井橋へ出、一つ屋より大呂村・北淺井・南淺井・本江へ懸り、東の山際へ引取申候。長重家老江口三郎右衛門は、御幸塚の人數引取申候注進を聞、物馴たる兵七八十計に而、大物見に罷出候はんと、町口へ出候處に、物見の衆乗切つて參り、敵今井橋を越て大呂へ打出、淺井暇へ懸り引取候と注進す。江口三郎右衛門云、天の與ふる所なり、追討に可討取、門を開けと下知仕候。惣構の門番古田五郎兵衛・櫻井兵右衛門合点不仕、殿様之無御證文ば、門を出す事不罷成と申候。江口眼をいからし、拔懸を止るは葉武者の事也。大將を止る義は不覺也。敵眼前を通り候を、餘所に見なし候ては、末代弓矢の恥なり。各も出られよとはげまされ、尤にて候とて門を開きて、江口馬寄引打乘、

悉皆八十餘騎大物見に大呂・一つ屋の北へ打出候へば、如案利長衆四備、魚貫に東の方さして推返候。江口は右の所に有之候て、小松へ注進仕候。長重打て出んといたされ候を、家老水岡越前と永原實報院と、馬の口に取付諫止候に付、馬を惣門の内に扣へ、究竟の兵數百人を出して江口が手に掛り候。古田五兵衛・坂井彌五左衛門・澤次郎左衛門・佐々多右衛門・森野次左衛門・團七兵衛・村松孫三郎等也。江口は其勢を合せて進候。既に利長方の陣へ二三町に近付候と、江口塵を来て揮り、軍兵をいさめ、初て鐵炮を放懸候。長重惣門に在て鐵炮の音を聞て馬を出し被申候。利長方、退口へ江口が付候と見て崩申候。江口勝に乗追討ち、龍の馬場邊にて古田五兵衛・坂井彌五左衛門・佐々多右衛門・森野治左衛門・團七兵衛高名仕候。團七兵衛村孫三郎奪取しに其後改易す。長九郎左衛門は備を立直し、江口と暫守合候。初江口注進に付、城中より思ひ思ひに推出す。或は大呂・一つ屋・北淺井へかゝり馳出す。坂井與右衛門・大谷與兵衛は、五百餘に而北淺井へ打出、沼を前に當て備候所に、長九郎左衛門只一騎、步者廿餘人にて沼の東へ來り、馬を乗寄候。坂井・大谷が備の物、主の下知をも不待、皆々鎧おつ取、沼を渡り懸り候を見て、長は靜々と本江の方へ引取候。江口は長が先手と沼を隔て、指向候。南淺井と大呂野との間に、九郎左衛門は本江の方へ引取さまに使を遣し、先手早々可引取と申遣し、先手を引取るを見て、江口が備より松村孫三郎芦毛の大馬に乗、真先に沼を乗超、長が先備の

中へ乗込候處を、鎧玉に舉て馬より下へ突落す。松村五ヶ所深手負て、既に首をこられんと見え候處、小池新兵衛掛付、鎧にて突拂、松村を助け申候、木村治左衛門懸付け、首一打取候得共、膝口に鎧手負、小松へ引取候。江口塵を揮り懸入、長九郎左衛門先備を追崩し、首廿五討取候。長が人數崩て本江の方へ引取候。太田但馬二千餘にて山代橋の南三町程に踏止り、池の南に陣取扣候。其備より水越縫殿只一騎馬より下立、鎧提て取て戻し、橋の際に伏て罷在、折々立あがり鎧を揮り、小松衆を招候。小松方見之て皆進候。坂井與右衛門手づから旗を推立、能き圖にて鎧をさせ候はん間、はやるべからずと制止候。水越縫殿は猶橋の南の詰に伏候て鎧を揮申候。見之使番松平久兵衛只一騎にて乘來、山代橋の東にて馬より下立、水越が伏である所へ參候と、水越も立起り一度に橋を渡懸申候。小松方より成田助九郎後稱半彦清左衛門初左馬助二人、鎧提て橋の上へ出向、鎧を伏せ折敷て松平・水越と相向候。拜郷治太夫・不破李兵衛・宮田小兵衛跡より加り、成田・安彦と立並、鎧先を並立こたへ候。橋の南三町程に扣候太田但馬備より、井上勘左衛門・岩田内藏助此時稱傳左衛門・大野甚兵衛かけ來、松平・水越に加り鎧を構候。互に折敷候所に松平久兵衛先立上り懸候と、小松方拜郷治太夫も掛り候。兩方一度に立上り鎧を合候。久兵衛は成田助九郎と鎧合候。井上は拜郷を突伏候得共、せはしき場に而首を不取得。然處に埴土八幡宮別當堯仙と云者かけ來、太刀を構て拜郷が首を得

んご一刀切付候得共、烈敷鎗下なれば是も不取得。水越は不破李兵衛と鎗を合候所に、李兵衛鐵炮に當り倒れ候。然共是もせはしき故首不取得。小松方二人ともうたれ、成田・宮内・安彦三人、橋の上より七八間突立られ候を見て、跡に扣たる小松の同勢二百計崩候。不破與左衛門踏こたへ、鎗を揮廻り候。岡田縫殿助は跡より駈付、安彦・成田を推除けてかゝり候内に、利長方松平・水越・大野・井上・岩田引取て間切仕候處、岡田追かけ鎗を抛付申候。同勢猶崩るゝを、櫻木源太夫母衣かけ馬より下立かゝり候故、皆々返し候て、成田・安彦後に續申候。利長方上坂主馬・鷹巢刑部も駈付候得共、久兵衛・縫殿等物離れいたし引上候所へ參付、同敷引取候。長重は先手鎗初ると聞て早々引拂、本江の方へ引退候。江口三郎右衛門は南部無右衛門・永原實報院等貳百計に而暇路をつたひ、三谷の本道へ出、蓮臺寺村の高き所に備を立、太田但馬が引取候所を討立候。利長方富田源太郎以下手負申候。高山南坊は壹番に引取所に、後陣の戦を聞き、只一騎にて乘來り、江口が深入して蓮臺寺村に備たるを見て、手を打て天の與ふる處也とて、使を長・太田・山崎方へ遣し、早々返し來候へ、小松を乗取んと申遣候故、三人も備を亂し乘戻候。江口は是をしらず、猶蓮臺寺村に陣取候。坂井與右衛門は南淺井へ來り、長重を諫る。今日の御勝は御仕合と申者也。大敵前にあり深入仕候ば、三道山の敵其虛に乗て懸橋口へ直に乗込候はゞ、此表へ出候人數敵の跡に成て、何の用に立可申哉、早々

可引取處也と異見申候故に、長重引取被申候。坂井與右衛門は五百餘にて、萩谷に備て罷在、長重歸城の左右を聞て引候。高山・太田・長・山崎四備、淺井暇乘戻し候得共、長重方は勝を得て城へ入、近邊に只人も見え不申候故、空敷三道山へ引取申候。利長も淺井口の戦を聞、只一騎にて三道山より乘來、長重が出るを見て、幸の事也懸橋より小松城へ乘入、長重留守を取んとて、三道山の人數呼に被越候。旗本一萬餘、金の鬘斗或云金の指物にて、光り渡て駈付候得共、長重早々城へ入、坂井與右衛門掛橋口を固め候故、空く被引候。淺井暇は小松城より數十町南也。掛橋口は小松城の長にて城の惣構にて、而も三道山と甚近し。若長重淺井口に有之、城へ未入内に、三道山より利長駈付、掛橋口より小松の留守を乗取らば、利長の大利可有之を、坂井が才智にて長重勝を全する事は、千兵は易得一將は難求とかや。水越縫殿は松平久兵衛と功を論じ候。利長曰、水越は先立て進むといへども、久兵衛を待て一度にかかる。久兵衛は遅しといへども馬より下、少も不止山代橋の上へ進み候處、其手柄一番鎗也と定られ、本知三百石の上に壹萬石を充行ける。其後久兵衛を改て伯者と稱す。殘四人にも感状をくれ被申候。上坂主馬も走つゞき鎗場迄參候間、感状可出かとあり。鷹巢刑部は上坂よりも早し、上坂感状取ば我も取候はんと争ふ故に、上坂・鷹巢は鎗の數に不入。水越縫殿は初より橋際に踏止候。其上に而鎗を合せ、上の功也といへども、太田但馬と中惡敷加増

松平家譜に  
千五百石加  
恩とあり

本文淺井  
合戦の事に  
係る

惣勢御幸塚  
に陣したる  
は七日にし  
て明日は八  
日なるべし

に不預。小松方は鎗初り候場を推立られ、橋の北にて間切いたし候間、突立られ候と有之て、感状は不給、加増くれ被申候。此物語を成田助九郎に直に聞て書記候。其後松平久兵衛に此筆記見せ候へば、少しも相違無之と申候。

〔越登賀三州志變餘考〕

年譜・創業記及び長家臣大領の碑上に九日とあり。然れども七日は御幸塚著陣なれば、八日は的當なるならん。且成田・九里本にも、八日朝と正しく載せられたれば今從之。

〔秋 草〕

一、利長八月八日曉木場湯の山手を御通、三堂山に陣し、手負どもを先へ被遣、惣勢は御幸塚に陣し、明日押んと云時、松平久兵衛此時二千石にして鐵炮大將なり。長門に云、明日必敵幕可申間、其心得あれと云。長門答、付んならば最前付ん、何ぞ今可付哉と云。久兵衛、目の前を通るに明日不付ば男成まじ、是非付んと云時、長門其方の働を見ねば不知、某は五度も十度も仕たり、身代こそ替れ武道の替はなきぞと云。互に荒言の處、但馬久兵衛を叱るに付、是非明日は可付、一番鍵は某せんと云て立し也。此心得なく、長九郎左衛門長柄など結集めかつぐ躰也。一、御幸塚より人数押出す。長九郎左衛門父子跡に押時、小松勢一ツ屋・大領邊より舟津三味へ懸出る。其内より松村孫三郎唯一騎、長が備を討る。但馬騎留敵を追返故長無恙。乗わる處、小林平

長の右衛門  
は長中務  
八田喜右衛  
門は八田三  
助か

拜海は拜郷

左衛門鍵を合す。然ども松村に突落さる。松村も手を負ふ時に、團七兵衛來て小林が首を上る。長の右衛門・堀内一秀・八田喜右衛門・小林平左衛門・鹿島路六左衛門など討死す。小松方松村孫三郎も突落さる。長父子も働、息十左衛門手を負。

一、又山城橋の爪に水越縫殿殘て有。太田が内井上勘左衛門・大野甚丞・岩田傳左衛門其所へ來る。水越誰と問。爾々と答。水越曰、某是にあれども、跡つゞかざるに出で討死せば、却て味方の難と思ひ扣へたり。某一所に討死せらるべし。鐵炮筋なる間、それにおりて居られよ。必某下知次第にせられよといへば、心得候と段に居る。扱久兵衛乘來り、水越かと云時、爰は橋也と久兵衛が馬の口をとれば、馬より飛おり、久兵衛一番に橋を越。一説に、山城橋の爪に、初より水越此處を鍵場と知て在しを、久兵衛馬の馬に乗來るを、此所を引候へとの御使に心得、如何にと云時、久兵衛馬より飛下り、お二番る、や等しく一番鍵久兵衛なるぞ、見て置けと云て橋をこす。縫殿其時先をこされ、二番に成、口惜と後々迄悔けり。二番水越、三番大野、四番井上、五番岩田越す。向は一番拜海次太夫、二番不破木工兵衛・成田助九郎・安彦左馬・宮田小兵衛也。拜海は柴田殿にて、久兵衛よりおや舊友成故、互に笑て行違。松平は不破と鍵くむ。不破を突倒す處を、井上・大野首を取んとす。水越は拜海と鍵を合せ、拜海を鍵付るを、岩田又突て刃さまに、鍵しは首より折る。久兵衛見て、敵よりは見えぬ物ぞ、唯追立よと云。其時深田を隔て太田但馬・堀才助打せたる鐵炮、拜海に中り、道端の溝へ倒るゝ所を、太田が小々姓上坂主馬來て首を取んとしけれども、急成故拜海・不破が首二つと

もに不取。敵味方五人宛にて、鍵場は此方へ取り相退にし、最前橋を越たる次第に引時、小松の岡田縫殿と云者來り、鍵を横にし、さもしと云走出、なげ突にしたる鍵岩田がけさんの中。其鍵を取、橋の下へさかさまに突込歸る。其儘取可來物をと後悔す也。偕岩田但馬前へ來、唯今の働見給哉と云へば感ず。鍵を折候可給と云に付、持鍵の内一本遣すと云に、道具持渡すまじと云を、叱りやまして鍵を取。又橋爪へ行處、杉江兵助在て詞をかはす。兵助云、唯今は惣人數の内に故遅參し殘多し。敵追立られ候間重而出ん。是にて枕をならぶべしと云て、待てども不出故引取。

一、鍵散じて後、江口三郎右衛門御幸塚の北方岸の上へ馬を乗上たるを、上坂又兵衛云は、鐵炮五十挺我に加へられよ、あの如く出過たる敵を付候て、引かば追、又取て返さばあひしらひ、小松へ不引取様に可仕。其内利長卿可有御越間、不殘討取んと再三云へども、各無許容。此時利長三堂山に御膳を上り御座候處、鐵炮の音四つ五つ聞ゆ。何事哉と被仰を、各定て今夜の雨に藥しめりたる故打捨申にこそと申上れば、いや打捨るとは音替りたり。敵付る物にて可有。此間の評議圖に當れり。小松の城は乗取るぞと、使番の稻葉左近を召、急御先へ參、唯今御越被成條、其迄敵を引とらせまじく候、附入に可被成と被仰置。乍立湯漬を參、御出の時三百計の御小姓並居たるに、唯今其方どもを召連城を可取ぞ、續て可參と被仰、わ

たり黒に召御急也。名馬なれば御供の馬ども早程隔り、鯨尾の御甲の尾先計見ゆる。彌我劣らじと乘處に、向に銀の甲の武者一騎、又一町計跡に一騎見ゆる。誰哉らんと思ふ處、孫四郎殿馳來り、敵を付可申と利長卿へ宣へば御悦喜也。跡一騎は小々姓なり。偕利長淺井の北方へ御乗付、かすかに見ゆる人數は小松方かと御尋あれば、其通と申上る。其時長門・大膳を御叱、松任にて日々夜々の談合は何成つるぞ、呼引出し付入にせよと堅申合處、唯今の敵を無恙引とらす事無念千萬也。皆々は若き時用に立ちし者ども、年寄て臆したるかど、以の外御怒候處、上坂又兵衛申、長門某が申に違たるやと云へば、長門頭を揚て、せがれ何を申ぞ、已れ天筒の戦に何としたるぞと、跡の事をいへば、上坂夫はもんじんして候、於唯今は某申所不違と云。其より無是非御引取被成なり。

〔桑華字苑〕

一、慶長五年八月八日の朝、金澤衆御幸塚より東の山ぎはね引取。坂井與右衛門は、小松を出で付く事あやうし、若大軍にてくひとめられたらば、付入に小松の城を被取事うたがひなし。城を不被取を勝にして居たまへと云。長重其時廿五歳の將なれば、是非可付とのたまへども、達てとむる内に、江口三郎右衛門はや大良野の出で敵とやり合とちうしん在。此上はとて坂井もともに出る。大良の方は早江口出で跡になるに依て、左の方淺井の方へ行。南淺井

山代橋にて鍵合せたり。江口出たる大良にては鍵不合に依て、三郎右衛門残念に思ひて、猶敵に可付と、蓮大寺の南の山に上りて備を立る。坂井與右衛門長重申上。今日不慮の合戦御勝利なり、此上は早速小松に引取たまへ。利長寺井より懸付候はゞゆ々敷大事なるべしと云。さらば江口早々引入よと使を被遣。三郎右衛門不聞入、猶山の上に居る。與右衛門行て是非とも引取候へ、今日の勝を無するはと云て、ひきつれて小松に歸る。ほどなく利長公本江まで來りたまへども、小松勢一人もなく引取故、不及是非御馬入ると、今の坂井與右衛門語る。

一、右の時松村孫三郎と團七兵衛、首のき入の首尾、伴八矢、坂井土佐に尋ければ、土佐云、八矢殿よく御がつてんなるべし、首一つ取てはたわいもなくたびるゝ物なり。七兵衛長家來の小林が首を取てくたびれ、もどをりの八幡の前に首を前に置、休みて居たる所を、孫三郎馬にのり、若黨七八人つれて通る所に、孫三郎若黨、あの首はそれさまのつきたふしたまふ者の首なりと云。さらば此方へ取かへせとて、七八人してうばふ故、七兵衛もやるまいとくみあひけれども、首をば孫三郎方へうばひ取らる。然所の傍輩どもをり合、先無事にする。孫三郎其時はや四十歳計にて、跡々場數も在者なり。七兵衛は廿二三歳の若者なり。孫三郎をとなげなき仕様との取沙汰。七兵衛をば事の外ほめ申と語りけるを、是も與右衛門脇にて聞たると語る。

松村・團二  
人共に小松  
方の士  
もとをりば  
本折

## 〔桑華字苑〕

一、淺井繩手の時、小松より江口三郎右衛門大良野に出、長九郎左衛門手の仕懸。九郎左衛門大形敗軍。其より淺井繩手に取つゞき人數を出す。南淺井村山代橋のきはに、太田但馬殘る。其北に奥村河内殘る。山崎閑齋・横山山城・高山南坊以下東の山に備て、定て但馬・河内も唯今追立られ可來、二のを見をすべきと待所に、敵かく引取子細は、高山南坊能き様子を以てなり。脇の繩手より長重の居給ふ方懸るいきほひを見せければ、敵頓て引取るなり。山城は閑齋を目あてに仕て居る。上坂又兵衛かゝらんと云けれども、閑齋何を知てとて同心せぬ内に右之通なり。利長公わたり黒と云大成名馬にめし、本江村の上まで懸着たまへども、敵はや小松に取入たり。利長公南坊・閑齋にむかはせたまひ、松任にての談合は失念か、あはれ敵小松を出よかし、付入にせんと云合たるは。是まで足ながに出たる敵をのがしたる事の口惜さよと、御なみだをながさせたまひ御立腹。閑齋も南坊もとかくの御返事可申上様なく、頭をたれて居たり。上坂又兵衛さればこそ某申さぬか、付んと云し物をといひければ、閑齋其方手筒山の事わすれたるかといはれて、又兵衛ことばを入たり。手筒山の事は何事ぞ聞たし。

## 〔續漸得雜記〕

加賀藩史料 第一編 慶長五年

九日は八日なるべし

八日は七日にして九日なるべし

寛文元年九月十九日之朝、殿様南淺井に御越被爲成。此節大領村彦左衛門と申者、淺井繩手合戦之首尾、若年之時分見届申候由に而、其趣を南淺井村九郎兵衛・北淺井村久兵衛兩人罷出申上候口上之趣。且又年寄申候者共之物語承傳申候品々、追而書加へ申候覺書左之通。

一、肥前守利長様大聖寺より御歸陣之節、小松之城より丹羽五郎左衛門様人數御出し、於淺井御合戦御座候。慶長五年庚子八月九日辰之刻に而御座候。

一、龍が馬場より丹羽五郎左衛門様御出被成、一つ屋村より大領村へ御うつりに成候と承及申候。龍が馬場は往還筋今江村ぬまだの際を申候。一つ屋村と申候は大領中村を申候。

一、利長様しんがりは、長九郎左衛門尉連龍様に而御座候。八月八日申之刻、今江村御幸塚に御着被成候。九日辰之刻今江村領の内早松の東に而、丹羽五郎左衛門様御家老江口石見殿と御合戦御座候。兩方之御人數手負討死あまた御座候。南淺井村南の方、島下より二拾間程南の方に而、九郎左衛門様御家來討死之人々。

長 中 務殿

小林平左衛門殿

堀内 一 秀殿

隱岐 覺左衛門殿

鹿島路六左衛門殿

鈴木權兵衛殿

八田 三 助殿

岩田 新 助殿

柳 彌平次殿

右之人々此處にふみ留り、散々に相戦、二度迄小松勢を追くづし、手々に首を御取被成、其

後御討死被成候。此時小松方には雜賀兵部殿・寺岡勘左衛門殿・松村孫三郎殿、其外あまた討死御座候。小松方澤次郎左衛門殿・深町九郎右衛門殿、其外手負數多御座候。

一、山代橋近邊に而、長九郎左衛門尉様・同安藝守様、此處にて可返合處なり、かへせくと御馬を乗まはし、御下知被成、橋より三十間ばかり東に御備を被立、小松勢をば待被成候。太田但馬様も此處に御人數を御立被成候。

一、丹羽五郎左衛門様は、山代橋より四百間計西北に人數御立被成候。

一、山代橋より二十間計西の方に而、兩方之御人數出合亦御合戦御座候。小松方拜郷治太夫殿・不破奎兵衛殿、其外數十人討死被成候。金澤方討死被成候御人々も數多御座候。松平久兵衛様此所に而鏈御合せ御手柄御座候。九郎左衛門様御人數に而、小松勢を橋より一町ばかり追かへし被成候へば、後陣より崩れさわざ立候而、小松方敗軍に而引退申候に付、九郎左衛門様御父子様共、本江に御引取被成候。太田但馬守様も此所に而小松勢を追散し、御手柄御座候。惣而金澤勢討死三十餘人之由に御座候。小松方討死七十餘人に而御座候。最初は小松方きはひ申様に見え申候へ共、後は小松方追かへされ、備崩れ敗軍に成、討死之人々もあまた御座候。

一、山代橋、長さ二間三尺計幅四尺計之板貳枚に而、昔はかゝり居申由に御座候。

- 一、慶長五年より寛文元年迄六十二年也。
- 一、寛文元年より寶永七年迄四十九年也。
- 一、九郎左衛門尉様御家來討死之御面々筋目、寶永七年之頃左の通り。
- 家老長新丞・物頭小林平六郎・物頭堀内七郎兵衛・八田孫太夫・鈴木孫八郎・岩田新右衛門・鹿島路六左衛門・隱岐覺左衛門・柳彌平次。此三人子孫追而可記。
- 一、一つ屋村、吉兵衛と申者、元和三年に貳拾七石六斗七升四勺に開申候由に御座候。此高元和十年正月廿七日大領村に請取申候。

〔前田家雜錄〕 杉本義隣覺書

一、慶長五年七月廿六日前田肥前守利長、舍弟同孫四郎利政、加賀・能登・越中の軍勢を引具して、大正寺表へ發向す。本道は小松城主丹羽五郎左衛門長重敵に成故、三堂山を附城に拵、岡島備中と云者を押として指置、八月朔日東の山手の道を津波倉村を押し通り、江沼郡の内松山城に陣取、同三日大正寺山口玄蕃を攻落し、夫より細呂木邊に先手打出、越前北ノ庄へ可働との處に、上方勢肥前守可打果と近日下向仕旨、中川宗半注進に付て、急加州勢金澤の城へ引取。其節最前之道筋を押し通り、肥前守は三堂山へ着と也。御幸塚といふ古城に、長九郎左衛門其外押へとして差置、金澤勢同八日の夜御幸塚の上に陣取、高き所に篝火を燒と云。

本文亦九日  
とするもの  
非なるべし

一、明る九日の朝今江村川上におこしの渡りを越、大領村淺井繩手を可押し行と仕處に、長九郎左衛門後殿ゆゑ、先手と遙に間切れて押通る所に、小松より江口三郎右衛門・松村孫三郎、其外物見に大領村・一つ屋邊へ出、跡勢に附可申由、五郎左衛門方へ急勢を被出様にと注進す。依之小松より拔蒐致し、大領村にて長九郎左衛門勢と渡り合、散々に戦ける。九郎左衛門勢廿四人被討と也。小松方にも手負死人有之、江口三郎左衛門と差向、長九郎左衛門残り申處を、孫三郎其外前の江を越、九郎左衛門備の中へ馬を入申、孫三郎鎗手を負、馬より落ると云。金澤方退口に而首は不取と也。寺岡勘左衛門と云者一番首を取ると也。又立歸相戦ひ手を負ひ、以後死すと云へり。其外古田五兵衛・坂井又左衛門・澤次左衛門・佐々太右衛門・森次左衛門・不破八右衛門高名致すといへり。松村孫三郎は長九郎左衛門家老小林平左衛門と云者を鎗付たる所に、首は圍七兵衛取と也。相討の僉義有と云傳る。落着は不聞届に付不記之。九郎左衛門内の八田三助が首は、西脇左門と云者討取。左門は八田と組で下に成、首をかゝんと仕ける所に、名をなのらせて捕れと云。さらば名乗れと少くつろげ候得者、刎返して八田を突き首を取と也。猪俣小平六則綱が越中前司盛利並高橋判官長綱が入善の小太郎行重に討れし事をも不聞歟、強力を頼みて討れ侍り。以德勝人則榮、以力勝人則滅すと云へり。八田は大力にて常に人々今辨慶と云侍り。此譬爰には入間敷ものなれども、常々人の可心得事

成によりて顯してけり。

七九四

- 一、江口依注進、小松より追々に出、或大領邊に心ざし、或は北淺井より南淺井へ出、山城橋へ懸る所、金澤勢太田但馬山城橋の南の方に残り、橋際に水越縫殿助伏て有之、折々立上り鎗を振り申候由。其後松平久兵衛馬にて参り、橋の東の方に而下り、水越と一度に橋を越る。續て岩田傳左衛門・井上勘左衛門・大野甚丞橋を越、何も鎗を合、中にも久兵衛一番鎗を合。小松方拜郷治太夫一番鎗といへり。不破李兵衛續て早く鎗を仕ると也。次に宮田小兵衛・安彦清右衛門・成田助九郎何も鎗を合。小松方の者拜郷、鎗にて突倒され死すと也。不破鐵炮にて被打殺たりと云へり。此時残る三人鎗場を突立らると云。然共小松方後に人數有之に付、松平・水越・岩田・井上・大野五人共に引取すと也。拜郷・不破が首は不取と也。
- 一、鎗場散じ、小松方岡田縫殿助と云もの跡より参、殘多く候哉安彦・成田・宮田を押退て前に走り出、橋の邊にて退く敵に鎗を投突に致すと也。
- 一、不破與左衛門と申者、右鎗場小松方被突立候刻、裏崩致候處、不破與左衛門殘有之由。岡田・不破も心ばせの由感じ、加増取と侍り。
- 一、安彦・成田も鐵炮にて足を被討しと也。
- 一、江口三郎右衛門蓮臺寺村の高き所へ上り、金澤方退申候所を、猶も付可申とて有之由に候得共、五郎左衛門方より兩度使者を遣し引取せ申と也。

一、右鎗場にて井上勘左衛門も手負と也。

一、太田但馬山城橋の南の方に上り、鐵炮打しと也。但馬此所に踏止り、鐵炮打下知仕により、何も鎗仕と也。

一、江口を但馬鐵炮に而打んとしける所に、乘返し申由、但馬申しと也。

一、淺井口後殿に小松より勢付たると申、三堂山に注進有之に付、肥前守佐々木の渡りを越、白井村迄馳向ふと云へども、早敵引取旨注進に付、無是非引取と也。

一、淺井より敵付、三堂山に注進有之、肥前守蒐出申刻、鐵炮頭稻垣與右衛門其外之者共呼出、其方どもは梯口へ押寄有之可燒之由申付る。何れも畏と申蒐出す處に、呼返し、道に伏可有之間氣遣仕可参旨申と也。流石物馴たる大將にて能く申と也。足輕大將共参り、島田村・御館村兩所燒立し故、淺井口に出し小松勢も驚き、早々引取と侍り。

一、前田孫四郎千代村古城に陣を居しと也。

一、淺井戰の時分、孫四郎も淺井邊迄返し参るといへども、早敵引入故是非なき次第と也。

一、坂井與右衛門は梯口へ向たるによりて、淺井戰には不逢といへり。後江口に、可知所を致隱密たるとて不和に成と也。

一、大正寺へ肥前守人數押通時、木場村の潟舟手に、金澤方より上坂又兵衛と云者に鐵炮百挺、神尾圖書に六十挺、大橋九郎兵衛に三十挺屬、押へとして置と也。

一、金澤勢木場村を押し通る刻、小松方より木場の潟に舟を浮べ、鐵炮五十挺壹組・七十挺壹組に而打せしに依て、氣遣仕と也。

一、松平久兵衛・水越縫殿助兩人は、肥前守配近の者也。岩田傳左衛門・大野甚丞・井上勘左衛門は太田但馬家來の者也。但馬死去以後、三人共に肥前守呼出し、配近に成と也。久兵衛・縫殿助並勘左衛門・傳左衛門・甚丞方へ、肥前守方より感狀を遣す。爰に不記也。但馬家來上坂主馬と云者働有といへども、不聞届によりて不記之。

一、御幸塚よりおとしの渡りへ懸り、三谷村・本江村へ行道筋を見るに、沼田にて間々に鳥有之。高さ三四尺計にて、馬に而も歩にても中々輒く可通所に非ず。九郎左衛門勢、不案内に而難所へ懸り討れしとなり。ケ様の追口は習ありと云へり。

一、大領村に而九郎左衛門勢小松方へ討取首、五郎左衛門小松町の内久了橋に而實檢仕と也。金澤方の首數三十六、小松方馬上十三騎討死すと侍り。雜兵共に七十五人、手負死人共に有之といへり。

一、淺井の鎗は大領村戦より少以後也と云。金澤勢山手へ引くに隨ひ、小松町の外穢多共の

有之士居の上へ、五郎左衛門人數を備有之といへり。小松町端より此處まで六町廿壹間、是本道と淺井村への追分也。其以後金澤勢山手へ引取るに隨ひ、江橋といふ所迄、五郎左衛門馬を出し人數を備しと也。鎗の合たる山城橋より五町十三間あり。大領表戦所より山城橋迄六町五十五間有り。

一、右大形を書付事、丹羽五郎左衛門長重の内田中兵左衛門と云者、鎗場の少此方に伏て有之、立上り蒐出鎗を仕らんと致す所に、鐵炮にて膝口を打れ、居ながら見て居たると具に物語致す也。金澤方は井上勘左衛門に物語を聞き、其外小松・金澤に而傳へ聞き通、端々書付畢、六十年以後に記事なれば相違も可有之。但此以後に傳へ聞きし衆も、猶以様子知まじなれば、端々生殘る者共の口を聞記之也。右の兵左衛門も褒美を取るといへり。

一、用人の内のはり奉行・鎗奉行・弓鐵炮預る者・物見・使番等、品々心得有といへり。

一、後備の仁、一入儘に用にも立、志をも置事專一也と聞傳申候也。

一、仕寄の儀も、當代品々口傳多しといへども、別の儀もなきが、大坂寅年の御陣に諸手を見るに、替事なし。但平城・山城付様有り侍る。信長公・秀吉公御代の、古き用にも立申衆の口を端々聞に付て如斯記之也。

一、頃世間に武者物語と號して見えたり。此書を見るに、淺井の戦に肥前守利家と有、一代

先の儀を書記す。然与様子を不知人書たりと見えたり。其上戦の儀も鎗の合たる人々をも別人を書記す。金澤勢散々の様に書れたり。長九郎左衛門は纒貳萬九千石の身上なれど、雜兵共に六七百計も可有か、此仁金澤勢と遙間切れて、小松方拾貳萬石の人数、少分成共雜兵共に貳千餘可有之に、殊越前東郷衆長谷川藤五郎家中、爲加勢小松に來り梯口を堅めたりと云り。敦賀衆大谷刑部少輔も小松の城見廻として來るといへども、此戦の時分は歸りぬと侍り。小松勢の附たるにて、金澤方記したるには有まじき也。能聞届可記事也。分も不聞届被書しと見えたり。今少小松勢遅く引取るに於ては、金澤勢引返し喰留たらば、城を附入に可乗取に、早く引取り仕合也。長重の親父古五郎左衛門長秀は、信長公・秀吉公の御時度々御先手を被仰付、物なれたる用にも立者共を、長重不相替被召置故に、目利して輕々と早引也。かく能人程の寶はなしと、古より申傳る事今更の様なり。

## 〔象賢紀略〕

一、大正寺落去候て、八月九日に御引取の時、淺井にて松平久兵衛・水越縫殿・岩田傳左衛門・井上勘左衛門・大野甚丞・鍵合申事色々物語。太田但馬守其時手柄、かたをならぶるものなく候事。

## 〔桑華字苑〕

一、わたり黒と云名馬、利長公御ひざうにて、淺井繩手の時、寺井の三堂山より本江村まで、立田の中を一文字にめされけるに、馬場を行ごとくなり。たけ五尺計なる、まつくろなる馬なり。元來堀久太郎家中わたり八右衛門と云侍の所持の馬なるに依て、わたりぐろと云老馬なり。其後加藤清正所望在て被遣、四拾七歳にて死たりと云々。

## 〔丹羽家御年譜〕

八日未明雨漸く止ぬ。朝霧深うして物の色さだかならず、物見の相圖もなし。定而夜明ば城攻あるべし。面々持口を固て相守れと御下知あり。此時江口歩卒十餘人召連、木戸に往て郭外を見れば、人馬の聲ほのかに聞えたり。すはや金澤勢引退くぞ、門をあけよ、二番の軍士も早く來て敵を追撃てと使を遣す。されども櫻木・古田門を開ずして曰、昨夜殿の仰には、坂井・江口たりとも御印を帶せずば木戸を開く事なかれと、重き御意也と答ふ。江口忿て君命も時に依て用捨あり、あれ聞候へ敵大半は引退と覺ゆ。それ／＼開かせよ、各々かけ出て高名せよと、城戸を開き郭外にかけ出で、大呂野邊に馳行ば、横山・山崎が軍兵今井橋を過行ぬ。其間二町計也。二番の軍士も既に進み來る。鐵炮を放ちかけ聲をあげて、敵を打つ共首取な、北るを追ふとも行列をみだすな、かれ／＼ともみたてたり。金澤勢辟易して足をみだして敗走す。長重卿鐵炮の音を聞召すとひとしく、御馬に鞭してかけ出給へり。丹羽掃部、

成田兵庫淺黃幌を附て左右に随ひ走る。其軍容整齊にして號令嚴肅たり。一番備坂井・大谷も、既に郭外に張出んとして敷際に備へたり。長重卿御覽ありて、江口は最早敵に慕ひ附たりと聞ゆるぞ、汝等は此所に備を立て、若敵兵競ひ来らば防ぎ留べし、あへて敵に附く事なかれと仰合られ、馳過させ給へり。江口を召て、汝は精兵を率し敵の行列を衝ぬけ、淺井山に上り敵軍の前後を斷べし。さあらば味方大きに利を得ん。江口仰を奉て、騎兵二百餘を擇で、轡を一面に並て、横に敵の行隊を衝破り、淺井山に登り、騎兵を備て山を段々に取敷ぬ。是に依て金澤の軍士、隊伍を亂し進退度に迷ふ。長重卿一千の兵を進め勵し、敵の前後に衝て追撃たしめ給へり。昨夜の大雨に、利長の總軍甲冑ぬれ、鐵炮の玉藥濕り、火繩消て放つことあたはず。馬足深泥に踏滞り、進退自由ならず、騎兵は泥濘に僵まろび、歩卒は水田に溺れ、前後狼狽する所を城兵にせり立られ、死傷者多し。此時城兵澤野次郎左衛門は堀帶刀が首を取、佐々太左衛門は沖覺兵衛が首、坂井彌五左衛門は北淺井より來て、鹿島路六左衛門が首、西脇左門は八田三助が首、江口が從者出口隼人と云者も首二つ取る。其外古田五兵衛・櫻木助左衛門等各働き有。坂井三右衛門・大谷與兵衛は、山代橋の北大呂野邊まで段々に備を立て押出し、北淺井村に屯し居たり。爰に長九郎左衛門父子七八十騎にて、坂井・大谷の備に向ふ。坂井・大谷備をみださず、足輕を出して鐵炮を放ち打すくめ、騎兵を前の江を渡し

て戰を以てかゝる。九郎左衛門父子戰ずして本江村に向て引退けり。太田但馬前陣の敗走するを見て、味方まばらに引取故利を失へり。各心を一致にして勢をもり返し、爰を支へよと、自ら山代橋の邊に於て旗幟を押立て備へ居たり。爰に金澤方水越縫殿と云もの、淺井暇に馬を扣て山代橋に隠れふし、時々立あがり鎗を横に振て小松勢を待居たり。時に松平久兵衛馳來り、水越に言を合せ、縫殿が前に進む。水越鎗を橋上に横たへてふせぎ留む。久兵衛鎗を飛越て進み行事數十歩にして、松平久兵衛一番鎗と名乗る。小松方よりも成田助九郎・安彦清右衛門・宮田彦七郎・不破奎兵衛・寺村又右衛門・拜郷治太夫争競て鎗をあはず。金澤方より大野甚之允・太田但馬が從者岩田傳左衛門・上坂主馬・井上勘左衛門と名乗て進み來り、久兵衛・縫殿に力を合せ、はげみ戰て刻を移す。互に戰屈して相引に引けり。拜郷・不破は此所に於て討死す。松村孫三郎・森治左衛門は小松の軍士也。御幸塚より味方の軍士久兵衛・縫殿等と鎗交するを見て、暇に馳來る。松村は長九郎左衛門が備の中に進入て、歩卒三四人を乗倒し、長が從者小林平左衛門と戰て、馬より小林をつきおとし、首を取んとする所を、小林が僕六七人來て、松村を鞍より鍵にて突おとし、既に危く見えし所を、小池新之丞・團七兵衛走寄て、小林僕を追拂て松村を扶起し、馬に打のせて引取る。小林の首は團七兵衛取來る。森次左衛門も鈴木權六が首を取、成田兵庫は井上勘左衛門が首を取ぬ。其外岡田縫殿・不破

與左衛門と云者も武功あり。

利長卿は三陀山にいませり。前軍中軍の士將等、小松方より追打に逢ひ、進退度を失ふと聞て大きに忿怒し、淺井山へ取上らんと近所迄馳來り給へり。淺井山をば既に江口取敷て、城兵等前後に進で金澤勢を追撃するを見て、如何ともする事あたはず、彌忿激し左の小指をくひきり血を含て、敵方は纔に二三千に過ぎず、味方は四萬有餘也。大勢を以て小勢に討負るのみならず、淺井山を乗とらする事末代まで我恥辱也、是皆士將等が致す所と、震怒止事なし。終に小松の城を攻べしと、段々に備を繰出して、詰寄るいきほひを見せ給ふ。小松の城より、金澤勢段々に詰寄るを見て、使を長重卿の御陣に遣し、此事を告奉る。然所江口は手勢の中を分て、蓮代寺の高みまで進ませ、敵の敗走するを追討せん。是に於て長重卿使番を以て、江口早々勢をあげ引取べしと仰遣さるといへども、江口いまだ勢を引あげず、重而御使を以て、既に晩日に及べり、士卒等も疲るべし、敵方より能き場所に伏兵置事もあらん、墜氣を討ては却而功を失ふべし、勝を残して早々引とれと仰を承り、其時江口も勢をくりあげて、長重卿の御陣に馳來る。爰に於て惣軍勢を城に入れさせ給へり。

高山右近蓮臺寺村のしげみに伏兵を置いて窺ふ所に、江口も進み來らず既に引取に、右近が謀も徒になりぬ。士將等小松方兵を入るゝを見て、敗走する士卒を集め、所々の陣營を守

り、利長卿は三陀山に陣し給へり。

〔淺井巖戰歿九士之碑〕

此爲九士戰歿之地。九士一曰小林平左衛門秀備。一曰堀内一秀軒。一曰長中務。一曰鹿島路六左衛門。一曰八田三助。一曰鈴木權兵衛。一曰岩田新助。一曰沖角右衛門。一曰柳田喜平次。隸卒從死者尙有二十餘人。皆亡其名。九士並皆長連龍麾下之臣也。慶長五年庚子。石田氏作亂中原也。金澤前田公。欲與神君爲援。因發兵將東。是時丹羽長重居小松城。心方持首鼠兩端。或欲攻之。公曰小松城堅固。急難拔。不如先赴大聖寺。取山口玄蕃父子。破越前而行會神君。八月朔日公率兵東取路燕橋行。既陷大聖寺。而進軍於越之金津。是時丹羽長重欲出兵爲大聖寺後援。家臣諫止之。長重乃遣兵。縱火燒金澤沿海諸村。以劫之。公聞之引兵還於大聖寺。七日發大聖寺。復取路徒燕橋。行命先鋒高山南坊及長九郎左衛門連龍等五人。曰且留於御幸塚古城。明日當以押小松。而向淺井三堂山。來與大軍會。高山氏等以爲。淺井與敵城近勢危。不如與大軍同歸。公不聽。其夜五人率兵陣于御幸塚。翌九日發御幸塚。自塚走三堂山。多岐路且險。諸人乃各取路分行。而長連龍爲之殿。命麾下取路過早松渡。出南淺井村東南而行。長重臣江口三郎左衛門。出城以觀察兵勢。見長氏兵過險而行艱。令松村孫三郎等。率兵出自舟津而以遮之前。長重麾下衆士。來集以助之。江口大呼以進兵。遂逼長氏。連

龍方由田澤畔行。既將陷深泥。會其控馬卒。爲之伏身泥澤中。令連龍行於其身背上。而以救之得免。前此夜雨。長氏麾下兵炮皆受濕不能發。而又困在險中。不得相救援。其勢將全沒。於是九士乃爲奮身力戰。以拒敵致死。長氏父子及諸人。所以得全身免還者。此九士之力也。後人皆感其仁勇。乃即其地築塚建碑。而以表其功。後二百年。若杉邑人有林正道。字子淳。爲人好義。每稱九士之義。未嘗不爲之淚下也。而常思世久而或失九士之烈節。及寬政七年己卯秋。遂謀捐資。爲九十建碑。勒其事蹟以誌之不朽。其友人金有斐。素爲予門人。乃介請予爲之碑記。夫予之不文。恐不足以不朽九士也。雖然林氏之請敦不可辭。因略錄舊聞。且銘曰。

行間禦敵。九雄同心。見危授命。衽革之金。淺井舊表。宿莽之陰。闢幽改銘。明彰自今。寬政十年戊午仲夏三日

平安 皆川愿撰並書

八月十二日。前田利長淺井磯の役に於ける有功の士を賞す。

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所、無比類働、其上家中之者共鍵を合盡粉骨之條、不可勝計候。彌可勵忠功事尤肝要候、謹言。

八月十二日

利 長判

太田但馬守殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所、一番合鍵、其働無比類之條、爲褒美刀・鬘斗付之脇指並黃金三枚遣之候訖。彌可抽忠節之事尤肝要候、謹言。

八月十二日

利 長判

松平久兵衛尉殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鍵、其働無比類之條、爲褒美鬘斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可勵忠節之事尤可爲肝要者也。

八月十二日

利 長判

井上勘左衛門殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鍵、其働無比類之條、爲褒美鬘斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可勵忠節事尤肝要候、謹言。

八月十二日

利 長判

水越縫殿助殿

八〇六

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鍵、其働無比類候條、爲褒美熨斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可抽忠節之事尤可爲肝要候也。

八月十二日

利 長判

大野甚之丞殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鍵、其働無比類之條、爲褒美熨斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可勵忠節之事尤可爲肝要者也。

八月十二日

利 長印

岩田傳左衛門殿

〔漸得雜記〕

扱金澤へ御歸城被成、今般大正持・淺井繩手に而働し者共、何茂御感狀被下。中にも松平久兵衛は御加増被仰付、若武者といへ共武功比類なきにより、松平伯耆守に被成ける。小松にも鍵を合せ侍る者共、感狀を給ふ様に長重へ訴訟申ければ、合戦の終は淺井繩手のあなたか

こなたかと被尋ければ、橋よりは二三間此方と申。左あらば前かどは橋の真中にての鍵なれ共、味方おくれたるによつて、橋の此方にて軍は終りぬとて、感狀を出されぬと也。

八月十三日。前田利長再び兵を出さんとし、弟利政に出陣を促す。

〔三輪家傳書〕

尙々今日金澤の先手をば松任まで遣申候、以上。

態令申候。仍越前地之人数小松迄相越候由申來候。自然働など仕義有之ば、はづれをも可申付覺悟候。爲心得申入候。能州人数をもはしく相越候様に可被申付候。爲其申遣候、恐々謹言。

八月十三日

利 長判

孫四郎殿

八月十三日。徳川家康書を前田利長に與へて軍狀を問ふ。

〔舊藩遺文〕

其表御存分之由承目出度存候。彌其元御陣之様子承度候而、以使者申入候。此方之儀も各令談合、美濃口へ可罷出存候。雖不及申候、何分にも無聊爾様被仰付尤候。猶使者口上可申候、

加賀藩史料 第一編 慶長五年

八〇七

恐々謹言。

八〇八

八月十三日

家 康判

加賀中納言殿

八月廿四日。先に前田利長野村五郎兵衛を遣して大聖寺陣の勝利を報ぜしむ。是日家康書を以てその功勞を賞す。

〔前田家雜錄〕

一、慶長五年八月三日大聖寺の城落城に付、則從利長公此注進に御使野村五郎兵衛被遣之處に、從家康公被進御書の寫。

其許無御心元存候而度々以飛脚申入候處に、御注進之狀本望之至候。殊大正持被乘崩、始山口父子數多被討捕之由、潔御事共候。先に小山迄御歸陣之由尤候。猶期後音之時候、恐々謹言。

小山は尾山

八月廿四日

家 康判

加賀中納言殿

〔漸得雜記〕

扱利長公は、野村五郎兵衛を家康公へ御使者に被遣、爾々の通に候得共、未御出馬無御座と承候而歸城仕候。御一左右次第に、重而出勢可仕由被仰遣に依て、家康公満悦にて、野村を召て黄金三枚被下。

〔桑華字苑〕

一、石田亂の時利長公より、家康公に御一味の御使者野村五郎兵衛なり。家康公事の外御機嫌能御満足の由にて、五郎兵衛に御對面、備前守家の御腰物被下、利長の事常に御りちぎしやなれば、御母儀を捨、石田の不義者に組したまふべしとおもはなんだれども、是ほど早速に其方を越したまはんとは又おもはず。扱く満足なる事なり、今夜は夜ごとも語んと被仰、五郎兵衛を御次の間に御ねさせなされ、其方は鷹すきと内々聞及たり、鷹咄せんこといろく御咄被遊。鷹は羽先の長くとがりたるがはやき物なり、其方は何とおもふぞなど、御意なされ、御念比の上意ごもなり。此五郎兵衛後宗順といふ。

八月廿六日。徳川家康書を村井長頼に與へて、北國を前田利長の略取に任ずべしと告ぐ。

〔村井重頼覺書〕

尙々われらひさくふみかき申さす候へ共、まんどく申候間、自筆にて申入候、以上。

加賀藩史料 第一編 慶長五年

八〇九

今度はひせん殿、かゞ之國之内大しやうじおもてへ御はたらき、御手がら之やうす申來、ちうせつと存候。一入くまんぞく無申候。此上はほつく之儀、きり取に進じ候。此よしはうしゆいん殿へ、よく心得御申候て可給候。其方も長々御くろうと存候。やがて上方きりなびげ、はうしゆいん殿御むかいませ申まいらせ候、めで度し。

八月廿六日

家 康判

村井ぶんご殿

〔象賢紀略〕

一、大府公よりは、最前大正寺おもてへ肥前様御出馬之時、うつ宮より江戸へ御歸候て、村井豊後を御よび候て、豊後方へ名付に被成、三十年自筆にて狀書不申候へ共、肥前殿今度之御忠切誠難忘候間、自筆にて其方まで狀進之候。芳春院殿へよく心得被申たまはり候へ。頓而く上方きりなびげ候て、肥前殿にあひ候て、芳春院殿御迎進じ可申候由、御口上にも被仰渡候。其御文、即芳様より利長公へ被遣候御事。

九月三日。前田利長、書を黒田長政・藤堂高虎に與へて、不日自から再び征途に上らんとするを告ぐ。

〔黒田家藏文書〕

態飛脚を以申入候。依今度濃州表爲御先手、早々被成御越、岐阜表之仕合、羽左・羽越・加左馬より申來候。誠こゝち能仕合、申可入様も無之候。かうと川口迄、治少罷出候處、御兩人川を被越、彼人數被追崩、數多被討捕之旨、御手柄共候。就夫すぐ佐和山表可被押寄儀、彌其分候哉、様子承度候。此表之儀、一兩日中に小松表急度可相働覺悟候。尙追而可申入候、恐々謹言。

九月三日

羽 肥前守 利長判

黒 甲州様  
藤 佐州様

九月五日。前田利長、書を村井長頼に與へて、大聖寺の戦勝を報じ、且つ利政の能登の兵を出さるを以て、自から征途に上るの遷延せることを告ぐ。

〔瑞龍公親翰〕

金法印よりひきやく給候。しうちやく申候。我等七月廿六日に小松おもてへはたらき候所に、

久太郎は堀  
秀治  
おいさし物  
は眞指物か  
のといは能  
登に居

めこは妻子  
かうしつは  
芳春院

ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日に大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよ  
りにもなり可申候かと存、三日に大せう寺へ取かけ、そくじにせめほし、山口おやこうち取  
候。すなわち越前へはたらき可申と存候所に、ふしみのしろ一日におも申候由候。其上越後  
いつきおこり申由、久太よりちうしん候間、まづ人じゆうち入候て、おいさし物つけなをし  
申候間、二三日中にはたらき可申候と存候。孫四郎おんなども、上方にい申につるて、孫四  
郎色々の申分候てのとい申、人じゆをたし候まじきよし申候間、此中もしゆえことわり申候。  
なかばにさかいめへやがても出度候所に、かやうの事にてはかゆかず候事、てんどうつき申  
かど存候。かやうの申ひらき、大ふへ申されず候事候間、われくのめいわくすいれう候べ  
く候。左馬助などはわれくかたへ人じちを出し申候。其ほかの人もちも、大方人じちを出  
し申候。孫四郎かたよりわれくかたへ、色々さまのふそくがましき事申候。此ひころ、お  
とどひのなかにても、一人ならてはなく候間、あらけなくいけんを一つ申さず候間、をんな  
めこ上方に候つるこて、がてんすまざる事申候。此よしかうしつへもよく申度候。大なごん  
殿より、色々せいしなどおもいたさせ候。其上かうしつなども、其方に御いり候間、一かど  
せいおも入候て、よく候所に、かやうにふんべつちがい候事、われくしやわせあしきゆへ  
候。めこごも上方には入候物ごも何ほごも御入候。孫四郎は與人にかわり、かうしつをるご

におき、其上われくしうにもおやにももち申候間、おんなめこらをすて候てくるしからぬ  
事候。おかしきしやわせ候。しかしながらせがれの事候間、くるしからぬ事、心やすかるべ  
く候。大せう寺の事にひきやくまいらせ候へば、ろじにとどこうりあるまじく候し。

ふんごこの 参

は ひ

九月八日。徳川家康書を前田利長に與へて、その軍の状況を報じ、且つ  
速に出陣すべきを促す。

〔國初遺文〕

三枝源三罷歸、其表之様子承令満足候。然者濃州一篇申付、大柵城に備前中納言・石田治部・  
嶋津・小西以下取籠置候得者、爲後詰敵罷出候所をくい留置候由申來付而、爲可討果以夜次日  
罷上候。殊大津宰相も罷歸色を立候。其許早々御手合之儀尤存候。爲其申入候、恐々謹言。

九月八日

判

加賀中納言殿

九月十一日。前田利長軍を帥ゐて金澤を發す。而して利政は遂に來り會

せず。

〔天寛日記〕

一、加賀利長は大聖寺城攻落して後に、金澤へ歸陣有けるが、家康公御上の由承り、已に出陣可有と用意す。能登侍従上方よりかたははれ、兄の命を背きて上るまじと申。土方勘兵衛を以再三誘引有しかども、上るまじと被申候間、九月十六日利長金澤より出勢す。小松の丹羽五郎左衛門は、西尾藤兵衛來りて家康公へ降參の間、利長と和睦、互に人質取かはし、利長加勢して大津へ參着して、内府公へ參會被申候。慶長見聞書

〔象賢紀略〕

一、二番め肥前様御出馬の時、孫四郎様能登より早々御出候様にと御使參候。其内に大谷刑部小才かくにて、京之常わと云町人坊主をかたらひ、孫四郎様御内儀様上方たいりへ御かくれ御座候を、被常わ引出可申候、左候は、無本を被成候へよし申を、色々御兄弟に御申分出來、其ゆる孫四郎様御出陣なく候。其ゆる孫四郎様御身代相はて、扱上方にて大府公へ、肥前様得御意、被常わせいばいにあひ申、色々物語多候事。

〔前田出雲覺書〕

去八月朔日内府家康公江戸御出陣之旨注進有之付て、利長卿重而御勢を被出。然處に於上方

十六日は十日の誤なり  
八日の條に利長載せたる利長より知るべし

まいり本の

利政の内室を石田治部少輔三成が計として縮を仕由告來ければ、利政妻子を捨ては末代までの耻辱なる上は、今度出勢仕まじき旨能州より申來。利長卿、被申越通所謂なきに非ず、去乍江戸に芳春院殿爲人質御在すなれば、何れに一方は捨ざれば事不行。母を捨たると妻子を捨たるとは後難何れぞや。其上對秀頼公弓を曳くにもなければ、曲て出勢可有と宣被遣けれども無承引。去ば人數計は不殘御手に屬らるべしとて、各打て上りける。去に依て御出勢延引也。

九月十三日。徳川家康書を土方雄久に與へ、前田利長に小松の丹羽長重、北庄の青木一矩と和し、速に南進すべきを傳へしむ。

〔國初遺文〕

急度申候。仍從小松宰相方書狀指越候間、爲被見中納言殿へ進之候。此節有御入魂、先々墓行候様に尤候。青木紀伊守も内々申越候間、何様にも中納言殿可爲相談旨申遣候間、其方被致才覺、御入魂候て、早々越前表に御手合候事肝要候。今十三日至岐阜着陣候。近日凶徒可討果條可心易候、恐々謹言。

九月十三日

家 康

土方勘兵衛殿

九月十四日。徳川家康の臣西尾隠岐守等、書を丹羽長重に報じて、先  
その前田利長と和せんと告げたるを賞す。

〔丹羽家御年譜〕

猶以ひぜん殿へも飛脚被遣候條、早々被仰談尤に存候、已上。

又申候、佐州は先手に被居候間、返事無御座候。

去月廿二日尊書、昨十三日ぎふに於て令拜見候。肥前守殿と御入魂可被成候由被仰下候。内  
府別而満足被仕候。たとへ如何様之義御座候とも、此時に御座候間、諸事御堪忍候而被仰合、  
旁御手合尤に存候。内府も昨十三日ぎふに着陣被申、則今日赤坂表へ被相働候。此而早速可  
被申付候條、其地も無油斷御かせぎ被成可然存候。貴殿様御如在無之通、内府へ具に申聞候  
間、可御心安候。頓而於大坂可得御意候、恐惶謹言。

九月十四日

西尾隠岐守判

同 藤兵衛判

羽加州様 人々貴報

九月十五日。徳川秀忠書を前田利長の臣横山長知に與へて、大聖寺に於

ける戦勝を賞し、その再び上國に出兵せんとするに同意を表す。

〔横山氏藏文書〕

大久保相摸守所迄來書本望候。然ば大聖寺之事御手柄段難申盡候。就中越後一揆蜂起に付而、  
肥前守殿可有御加勢由候處、彼表平均に罷成付而、上口に可有御働由尤候。此方も上洛差急  
候。尙相摸守可申候間令省略候、恐々謹言。

九月十五日

秀 忠判

横山大膳殿

九月十八日。前田利長小松に至り丹羽長重と和す。利長乃ち弟利常を質  
として長重に與へ、長重は弟長紹を致す。

〔丹羽家御年譜〕

十八日利長卿・長重卿互に盟書を取かはして、小松へは犬千代、金澤へは長重卿の弟左近長  
紹に、坂井與右衛門・江口三郎右衛門・大谷與兵衛・丹羽九兵衛、各質を出して長紹と共に金  
澤に入る。利長卿小松に来る。長重卿懸橋口まで御出迎ひ、橋を隔て床几にて互に御對面、  
畢て利長卿總軍勢を金澤に引入れまへり。

加賀藩史料 第一編 慶長五年

犬千代は後  
千代の後の  
名にして前  
田利常  
利長の金澤  
に入たり  
との文は誤  
なり

加賀守は前田綱紀

加賀守おいとあるは丹羽長重弟なるべし

〔村井長時筆記〕

八一八

貞享四年二月廿一日加賀守様御尋に付申上候跡書

一、重而御出陣之時は、小松水攻之御用意。丹羽加賀守長重甲を抜、土方勘兵衛など腰御和睦、互に人質、お猿様小松へ御越、加賀守おい此方へ御取。小松町中御人数御押し、越前北庄屢に罷成、二の丸不破彦三人數御入置、御上洛。

〔前田家雜錄〕

一、利長公小松於掛橋、丹羽五郎左衛門と和睦御對面、互に子息入質に取替、利長公無御實子、御舍弟利常公此時七歳、秀頼公御同年。を爲御養子被遣之、丹羽氏同道上洛也。

〔松梅語園〕

一、微妙院様御七つ之年、小松丹羽五郎左衛門殿へ證人に御越被成御座候。五郎左衛門殿事之外御いとほしがかり、自身梨子之皮など取被進候。其外御懇に被成、度々御咄被遊候。此義は酒井空印も御咄之旨、藤田氏はなしに候。右之比五郎左衛門殿よりの證人には、御母義を被指越候旨に候、藤田氏はなし。

御母義とあるは誤なるべし

九月十八日。前田利長書を村井長頼に與へ、小松・北庄との和既に終り、將に上國に赴きて徳川家康に謁せんとするを告ぐ。

〔瑞龍公親翰〕

尙々大ふさまもあかさかおもてへ御つきと申候間、かみがたさつそくすみ可申候、いづれもく御心やすかるべく候し。

一ふで申候。仍我等も今月十一日出陣いたし候て、小松へとりかけ候所に、色々こんぼう申候間、すなわちかゞのかみめしつれまかりのぼり候。きたのせうもすみ申候間、心やすかるべく候。上方にて大ふさまへ御目にかゝり候はゞ、やがてかうしつむかひの事御申候べく候間、御供申御のぼり爲申候。此中はしん勞ども候。孫四郎はいまた出不申候。中くふでにも申されず候。

九月十八日

はひ

村井ふんごとの 參

九月十八日。前田利長書を溝口彦三郎に與へ、爲に徳川家康に對して周旋せんことを誓ふ。

〔彦根溝口彦右衛門藏文書〕

敬白天罰起請文前書之事

今度羽賀州申談就罷上、各御用心之旨尤候。然上は御身上之儀、内府公御前之事無親疎馳走

加賀藩史料 第一編 慶長五年

八一九

かゞのかみは丹羽長重かうしつは芳春院

可申、於手前も疎略存間敷候。若右之趣偽申儀於有之者、忝も日本國大小神祇、殊者愛宕大權現・正八幡大菩薩・富士大權現・白山妙理權現・熊野三所權現・北野天滿天神・山王七社權現・祇園・稻荷大明神・多賀大明神・伊豆宮根大明神・鹿島大明神、別而氏神御罰罷蒙、於此世者、受白癩黑癩之重病、於來世者墮在阿鼻无間、不可有浮期者也。仍起證文如件。

慶長五年九月十八日

羽柴肥前 利 長 判

溝口彦三郎殿

九月十八日。前田利長、秋田城主秋田實季の書に應へて、加賀に於ける形勢を報じ、又速かに徳川家康の爲に出兵するを勸む。

〔瑞龍公親翰〕

追而申候。如此書狀相調候内、濃州表ことごとく落着之由申來候。天下迄も平均之事候間、其心得尤候、已上。

八月廿二日御書札、今月十八日加州之内至寺井山參着候。寔遠路被入御念預示候段、書中にも難現候。前邊より別申談筋目と申、大慶此事に候。隨而上方衆より内府に鉢楯に付而、双方行半デタテナカバより、拙子事最前申來刻より、内府申合筋目、今以不存疎意候。扱は内府公去十二日濃州表出勢儀候。此表之儀、小松之城に押申付、大正寺へ押詰、山口父子即時に討果、城中

藤太郎は出  
羽秋田城主  
秋田實季

一人も不殘討捕申候。就其小松之儀も、色々懸望付而無事相究、明日十九日羽柴加賀守爲先手、上口へ罷立候。加越兩國無異儀申付、江州表に罷通候間、可御心易候。貴殿義も御出勢之覺悟專一候。上方御用之儀も候はゞ可蒙仰候。不可有疎意候。尙齋藤刑部具可申入候、恐々謹言。

九月十八日

羽柴肥前守利長 判

秋田藤太郎殿 御返報

九月十八日。前田利長書を金澤の守將高畠定吉に與へて、進軍の顛末を報ず。

〔高畠氏藏文書〕

尙々るすの事たのみ入候。

わざと申入候。小松表すみ候。明日大しよう寺までぢんがへ申候。左候時は越前もきをひ有まじく候間、すぐにきの本へ出可申候哉。跡の事たのみ入候。かわる事追而可申入候し。

九月十八日

はひ利長判

石見守殿

九月十九日。前田利長、青木一矩の越前北庄城下を経て南上す。

本文の事十八日利長の消息より推すに十九日にあるべし

〔漸得雜記〕

扱て越前北庄へは藤掛豊前を被遣、彌最前の通に候哉と被仰遣候處に、紀伊守は猶々病氣迫て□方なし。東郷より羽柴藤五郎人數を北庄に加ふる。其内より津田刑部・紀伊守家臣萩野河内守兩人、利長公へ來りて、無異儀通申事難成とて、罷立て歸る。さるによつて北庄を一たんに攻よと御下知に付て、舟橋川の橋より上の曲りめを一度に渡し、已に城に攻入らんとする處に、關ヶ原御陣散じて石田敗軍したりと注進す。敵味方ともに聞えければ、城中鐵砲をも不打に依て、此上は攻ても益なしとて、只通れとの御下知に付て、町を通るといへども、城中より不構して、御上洛有し也。

九月廿二日。徳川家康書を前田利長に與へてその勝利を告ぐ。

〔續漸得雜記〕

御書中之通得其意候。先書如申入候、悉討果一篇申付候間、可被成御満足与令推量候。大坂も一兩日中相澄可申候。即乘懸雖可攻崩候、秀頼様御座所に而候間致遠慮候、恐々謹言。

九月廿二日

加賀中納言殿 家 康判

九月廿二日。前田利長近江大津に至りて徳川家康に謁し、同行せる丹羽

公は利長

利長の事十八日利長の消息より推すに十九日にあるべし

長重は罪を得て封を除かる。

〔越登賀三州志鍵藥除考〕

二十二日公大津に抵り、神君に謁見し、北國兵革騷擾の原委、及び利政君出役なきによりて延滞せし旨を口陳し、且長重の成敗あるべきを免じ、本領に安堵せしめんことを囑托し給へども、神君許し玉はず、長重の領地を除きぬ。

〔丹羽家御年譜〕

廿日利長卿牒し合て、長重卿大津の御陣前に參着。即日上用を以て、明朝御逢可被成由上意を承る。然所に長重卿上意に逆ひ奉るの事ありて、拜謁し奉る事あたはず。ひそかに上洛して大徳寺に入り、後に鳥羽邊に蟄居し給ふ。

〔天寛日記〕

一、今日加賀大納言大津に來る。

〔象賢紀略〕

一、其内に九月十五日せき原合戦やぶれ、大府公御上候ゆゑ、肥前様かいつよりふねにて、人數はいます近邊に有之、大津へ御越候て、大府公へ御對面、殊外肥前様へ御禮御申。其時石田治部少・小西つのかみ・あんこく寺しばり置候を、肥前様御あひ候て、色々物語これに有

之候。肥前様御あひ候を、上下ほめ申候。

〔漸得雜記〕

扱又丹羽加賀守を被召登、御成敗可有之旨、家康公被仰出所に、秀忠公西尾隠岐を以御断なり。然共是非可被勿首に相極に付て、隠岐申上は、私心得にも、再三秀忠公へ御断叶間敷旨申候得共、長重御成敗候得ば、秀忠公天下に御面目を被爲失との御意に候と申に付、家康公も不審被成所に、古へ秀忠公と長重は衆道の御知音成故、此度も御内通再三なるよし申上に依て、命を御免被成也。

〔梅華無盡藏〕

長重御成敗有べき仰有之由に候得共、召連來候間、何卒本領安堵せさせ給へと、御願有と雖、神君仰に、長重の罪死に當る、太閤長重の領地を滅じ、僅成を給ふを、此方彼父長秀と舊き好あるを以て、力を盡して是を佑く。其後小松之城主となして加賀守に任ず。皆此方の吹擧する處也。其恩を忘れ逆徒に與し、其許と争ふは何の謂やらん。又先達而其方便を小松へ遣し、降参を進らるゝと雖従はず、却而楯を突く、是惡むべき所行に非ずやと。公並傍に土方雄久在しかど、皆答へなし。台徳公側に在して、仰の如くなれど、又金澤の大軍と雌雄を争ふ、是義を重んずる也。今其領地を放たれ、彼罪に當られ、新に所領を賜ひ、幕下とし給ふなら

本文利長の事に係る

公は利長

ば、必恩を感じ、力を盡さん。神君是に従ひ給ふ。依而長重所領を失ひ、關東に至り、芝浦に蟄居して、五郎左衛門と改む。

九月廿五日。前田利長書を家臣に與へて、徳川家康の命により明日兵を京師西岡附近に進めしむ。

〔加賀古文書〕

尙々おうかめ通西岡へ人数を通し可申候。馬廻小姓をも引付、行義にて可越候。いかにも／＼念を入申され、めしつれ申べく候、以上。

家中人数置所之事、内府公得御意申候へば、如此御返事候間、爲持遣候。爲其早々より、先手・本陣ともに、行義にて念を入、めしつれ可申候。武者おしみだれ候はゞ皆々可爲越度。正龍寺・西岡に陣取被積候と御意候。可然所にて備立申、明日はよの内より罷出可申候、謹言。

九月廿五日

利 長判

南 坊

長 九郎左衛門殿

山 崎 長門殿

太 田 但馬殿

横山 大膳殿  
其外 先手中

九月廿六日。前田利長書を在能登の三輪藤兵衛に與へて上國の形勢を報じ、戦亂の定まれるを報ず。

〔三輪家傳書〕

爲見廻書狀、殊に鹽雁二到來、令祝着候。將又先書に申遣しほ千表すみ二千表、宮腰迄相届由尤候。寔に被入念を、早々相届候事令祝着候。次濃州表事早速相濟、天下太平か様之目出度事無之候。治少・安國寺・長束・小西生捕申候。こゝち能事不及是非にも候。尙長兵衛かたより可申候也。

九月廿六日

三輪藤兵衛殿

利 長判

九月廿七日。前田利長書を溝口彦三郎に與へ、昨日京師の西岡に至り、明日大阪に入らんとすることを報ず。

〔彦根溝江彦右衛門藏文書〕

以上

芳墨致收手候。仍昨日西岡邊へ罷越候而、陣取有之事候。大坂へは明日可能越存候。御書中得其意候。尙自是可申述候間、不能細詳候。恐々謹言。

九月廿七日

羽肥前利 長判

溝 彦三郎殿 御返報

十月十七日。徳川家康その臣榊原康政を使とし、前田利長の戦功を賞し、山口宗永、丹羽長重の遺領を賜ふ。能登の前田利政もその領を没收せられ、之を利長の封に併合せしむ。

〔又新齋日録〕

前田利勝在大坂。十七日神祖以榊原康政爲使。賞利勝北國軍功。増封加賀能美・江沼二郡二十萬石。責弟利政之有貳。放之。奪能登加賜利勝云々。歸藩。自此統領加賀・能登・越中三州。利政流寓京師。

〔天寛日記〕

一、榊原式部大輔康政を上使として、加賀利長が亭に至て命に曰、今度國表之軍功に依て、

加賀藩史料 第一編 慶長五年

十七日は十  
月利勝は利長  
の前名

本文十月十

七日の條に在り

加賀國能美・江沼二郡二十萬石御加増せらる。則利長に休暇を給ふ。前田利政關原の役に解る。此罪に依て能登國を除る。榮松錄

〔壬寅安志〕

家康公より同五庚子年加州能美・江沼兩郡御拜領。但大聖寺之山口父子は城中に切腹、小松の丹羽長重は牢々にて、兩郡瑞龍公之御手に入。此時能登守利政公の御領、能州一國上るに付、瑞龍公三箇國全く御領となる。

〔天寬日記〕

一、加賀の前田孫四郎も、敵一味の約有とて、兄のうつたへ有之。牢人也。慶長見聞書

〔利長公御代のおぼえ書〕

一、大坂にて中納言様と御えんへん、ひめ君様を犬千代様へ御越に相極。さかき原式部少御使にて、能美・江沼二郡犬千代様へと御意にて御拜領。其ま、小松を犬千代様御取候。肥前様御大慶にて、中納言殿へわたり黒の馬あがり申事。

〔前田家雜錄〕

一、慶長五年江沼・能美兩郡利長公御加増也。前田對馬守山より小松へ引越、大聖寺へ近藤大和を被置。

中納言は徳川秀忠  
犬千代は前田利常  
本文能美江沼二郡を利常に與へたりとすは非なり  
近藤大和の大聖寺城代となりたりとするは非なり

公は利長

據千代及び微妙公は並に前田利常

〔越登賀三州志雜錄餘考〕

十月十七日公浪華に到て再び神君に拜謁す。神君榊原康政をして北國平治の恩惠として、賀州の能美郡長重舊封八萬石石川郡松任長重舊封四萬石江沼郡宗永舊封七萬石を以て公に益封し、亦利政君の軍役に怠りしを以て、其領知能州口郡壹萬五千石を除きて金澤に還城也。而して小松城には猿千代公並前田對馬長慶十年微妙公嗣立後より對馬のみ置せらる。大聖寺城には太田但馬世本作近藤大和非也能州七尾城には前田利好をして成らしめ、其外所々の郡將等を定む。是より我加越能州全く領し玉ひ、政事潔霜の如く、仁恕春風のごとく、社稷千載不拔の基嗚呼固きかな。

〔考據摘錄〕

寛文十一年伴八矢與力吉田五兵衛由緒帳

一、祖父

吉田茂右衛門

生國尾州、當御國に罷越、高德院様に被召出、御知行百石致拜領、能登末森・越中鳥越之御陣御供仕、百石之御加増拜領仕。其後大聖持御陣之刻、鏑下之首を取、二百石御加増、先知引合四百石に罷成、其上鐵炮者二拾人被仰付候。太田但馬大聖持御城被爲成御預候節、鹿田木工・祖父茂右衛門兩人、諸事談合相手に被遣候。

十一月五日。前田利長小松の市人大文字屋源兵衛に加賀能美郡中の天秤

太田但馬の大聖寺城代たりしこと知るべし

職を命ず。

〔國初遺文〕

能美郡中天稱職之事、申付之條、金銀とも如前々、全可裁許者也。

慶長五年十一月五日

利 長判

小松大文字屋源兵衛方へ

十一月十日。前田利長、その弟利常の徳川秀忠の女珠姫と婚を約するを以て、在江戸の村井長頼に命じ結納の使者たらしむ。

〔瑞龍公親翰〕

尙々いんしんまでに、金子一まいまいらせ候。御共にて下給い候べく候。

わざと申入候。依こんどほねをりぶんとして、大ふ様より加州二かうり被下候。かたじけなく存候。それにつき、我等おとさるに、中なこん殿ひめぎみ様を給り、其しうぎに御うへさまへしん上の物御禮、其方もちて可參候。又々かうしつ殿、とうねん中御下候やうにと存候へ共、いまだ其たこれなく、めいわく申候。田中・本田さごにもよく申候べく候。われわれ四五日以前に、御いとまにて下申候し。

御共にては後室芳春院に供奉しての意なるべし  
さるは前田利常  
本田は本多

十一月十日

ぶんこ殿 参

は ひ

十二月十日。前田利長前例により能登羽咋郡氣多神社に二百石の地を寄進す。

〔能登古文書〕

以上

一宮へ社領寄進之事、利家如印判、二百石之所無相違可有知行、仍如件。

慶長五年極月十日

利 長判

一宮 大監物殿

〔能登古文書〕

以上

一宮に御寄進二百石事、利家様如御印無相違被遣候。利長様如御意、少も滞事有者可被申上候。彌御祈念專一候、恐々謹言。

慶長五 極月十日

奥村長兵衛判

一宮 監物殿

加賀藩史料 第一編 慶長五年

天正十年八月  
利家社領  
四月修領  
同三百俵  
寄進す、當  
時一俵三斗  
入なりしを  
以て合計二  
百石となし  
しなるべし

是歲。土方雄久、前田利長より越中新川郡の内壹萬石を分與せらる。

〔壬寅妄志〕

此年瑞龍公の御母方從弟土方勘兵衛殿へ、新川郡之内一萬石御當家よりの御加増知に渡候。後年能州之内所々と代る也。

〔天寛日記〕

一、土方勘兵衛雄久、關東被遊御出馬之砌、於野州小山父子三人被召出、御目見仕、前田肥前守へ雄久義由緒御座候に付、御内通之御使被仰付、直に加州へ罷越、肥前守越前表へ御手合有之候様、依御誼早速罷越候節、岐阜に而九月十三日御書頂戴仕、則肥前守同道仕、於江州大津御目見仕、其砌越中野々市に而新地一萬石被下置。家譜

是歲。長連龍の邸地を金澤城内に賜ひ、その子元連に前田利長の妹福姫を嫁せしむ。

〔可觀小説〕

慶長五年大正寺軍終て後、連龍へ金澤の城西丸にて宅地を賜り、家作す。嫡子十左衛門元連へ、高德公の女福姫を嫁せしむ。連龍は隱居し、如庵と號し、館濱に居住也。

館濱は能登鹿島郡田嶋濱

是歲。能登鳳至郡總持寺の塔頭に芳春院を建て、豫め利家夫人芳春院の菩提所となす。

〔寺社來歴〕

一、當院開闢は、慶長五年芳春院様御戒名を、寺之院號に御付被爲成、御建立被成、總持寺御寺領四百石之内、當院は高三拾石御寄附被爲成、則芳春院様御位牌、當院に御立置被爲成候。慶長五年より貞享三年迄、八拾七年に罷成候。開寺住持象山和尚より、只今迄住持六代に罷成候。居屋敷總持寺御寺領之地に罷在候、以上。

妙高庵塔頭芳春院看主明登 印

慶長六年

正月二十日。前田利長土木の事に關し、令を金澤の町人平野屋半介に下す。

〔國初遺文〕

おぼえ

一、ふしんの節、鐵炮の者・小者どもをよびだし、つかひ可申事。

加賀藩史料 第一編 慶長六年

一、くぎいたの事は、右に申をつかい可申事。

一、しのびがへしの木の事は、よう次第、小大ぜんに可申付事。やくはゆるし可申の事。

以上

慶長六 正月廿日

判

半 介

正月廿八日。前田利長、加賀能美郡橋新村及び今湊村の民の荒蕪地を開墾せんとするを許す。

〔加賀古文書〕

能美郡之内橋新村之事、近年不作之地可致開作之旨就申上、定置條々。

一、田島何も令檢知、以其有様開作可申付。然ば物成之事、當年・來年は壹つ半成に相定之間、可成其意。以後は見立次第可申付之事。

一、諸役三ヶ年免除之事。

一、當在所可爲藏納之事。

右之趣不可有相違者也。

慶長六年正月廿八日

判 肥 前 判

檢知は檢地

橋新村肝煎次介

〔國初遺文〕

能美郡之内今湊村並出村之事、不作之地可致開作之旨就申上、定置條々。

一、當村物成之事以檢知之上、當年・來年は高に付而三分一に可收納、以後は見立次第可申付之事。

一、當村諸役、當年・來年中令免除候事。

一、海上之舟並渡舟、如前々成次第可仕候事。

右之趣不可有相違者也。

慶長六年正月廿八日

判

今湊村きもり惣百姓中

二月六日。前田利長再び能登羽咋郡氣多神社領二百石の使途を定む。

〔國事雜抄〕

氣多大神宮社頭事、大納言殿任遣判之旨二百石之處、並社僧神主等居屋敷令寄附、如先規祭禮修造不可有怠慢者也。

慶長六年二月六日

判 利 長 判

加賀藩史料 第一編 慶長六年

八三五

この寄進狀は慶長十五年十二月十日寄進地の示したるに於て、新なるにあらざるべし。

當社々官中

〔氣多神社藏文書〕

氣多大明神宮爲社領令寄進二百石之所配分之事。

一、百二十拾石

社頭修造並祭祀料

一、四拾石

大宮司

一、四拾石

正宮司

已上

社家中  
社家中  
社家中  
神人神子以下

右年貢米御神之御藏に納置、毎以定納之上、應高分可配分之。社中法度如先規堅相守之。社頭修理年々不可油斷、若於令私曲輩は、爲惣衆中可致言上、急度可申付者也。

慶長六年二月六日

利 長判

當社々官中

五月十六日。前田利長能登羽昨郡妙成寺に、先規に従ひ米拾參俵の地を寄進す。

〔妙成寺藏文書〕

土田庄之内拾三俵之所、對當寺任利家公墨付之旨、令寄附之條、如前々有來知行不可有相違

之狀如件。

慶長六年五月十六日

利 長判

能州瀧谷妙成寺納所

五月十七日。前田利長、鬪爭・朋黨・賭博・狼藉・殺害・謀害・訴訟・逃亡等の事に關して法十九條を發布す。

〔萬治已前御定書〕

定

庭は場なり

一、喧嘩者、理非に不立入、双方可成敗。次其庭へ懸向候者、縦さへ人たりといふ共、一切可令停止。勿論最負として相集者可爲同罪事。

付、相手殺害之上、其庭を相退候はゞ、親兄弟並彼妻子爲隣單可押置、遂穿鑿依輕重可成敗。もしみのがすにおゐては、近所之者可爲越度事。

一、徒黨を立者有之者、開出次第、不寄上下可申付事。

一、諸勝負方之事、最前如申出堅令停止畢。若妄之儀於有之者、開出次第可申上。然ば褒美として、其者之跡職、不寄上下可遣之事。

一、狼藉人誰々所へ懸入事有之者、則亭主として令成敗可出之。或見通或於抱置者可爲曲言

事。

一、往還之者於途中殺害之事、遠近を改、近所之村人可糺明事。

一、盜人・惡黨、知行之内に不可隱置事。

一、致謀書輩者可誅罰事。

一、侍並小者出入之事者、天下如御法度三度相届、於不返者奉行所へ可申斷。其時理非相究可裁許。若背御法度、路頭に而於相捕者、彼小者當主人へ可相付。但彼小者居候所、先主於不知者、捕候而當主名字を相尋渡置可及斷。若彼小者當主之名を於不申者、奉行所へ可相渡。若又雖相届候、不返置内に爭、小者走候はゞ、當主より人代可遣之事。

付、取替之小者先主人へ返候に於ては、其取替之分十二月に割合、小者奉公之月數程引之、殘分當主に可返付事。

一、在々百姓等類之内、申分於有之者、奉行所に罷出可申。若私として申事仕出におゐては、手出之方可成敗事。

一、逃散之百姓相抱候はゞ、宿ぬしは可成敗。其村としては家別に八木一石充可出之事。

一、百姓奉公に出候はゞ、月年を究、互之書物にて可相定候。書物於無之は、主人可爲越度候事。

一、給人並代官、當知行之百姓召遣候共、知行替有之者、三ヶ年以來之ものを、其在所に可殘置。及四ヶ年候はゞ、其主人可召仕。自然百姓を不遂、又於致奉公は、先主へ可相付事。

一、用水之事は、昔之水道相絶於不通は、誰々雖爲知行所、當給人に相理、其地如本年貢相當之井料を出、新水道をほるべき事。

一、父子兄弟讓之事、兄は不及論、若弟並他人に於讓置は、可爲證文次第事。

一、田島境目之事は、繩打候て可爲如相定時之事。

付、山野堺目は、能登・加賀は利家御入國以來、越中は利長入國以來可爲如有來事。

一、公事人、奉行中より日限を究可能出旨申付候處に、遅參之者非分に可定事。

一、公事聞候内に而、理非決斷之儀は可付多分事。

一、非公事をかまへ申者、批判之上、奉行人最負之者申沙汰するに於ては、可爲曲言事。

一、公事錢は訴論共三百疋宛致持參、理運之方は手前之三百疋可返遣之事。

右之條々定置所如件。

慶長六年五月十七日

利長判

五月廿四日。前田利長令を下して、加賀白山川・湊川・手取川等に鮎を漁するを許し、その税額を定む。

〔加賀古文書〕

河役定之事

ふとうげは  
二曲

一、白山川・みなと河・てごり川・ふとうげ河・河井川、其外在々へ出ると河ともに、あゆ取候事一圓申付候。然ば爲河役銀子五枚可指上由尤候事。  
一、河ながれ木之事、一間より長き可上之。一間よりみじかきは被下之事。  
右相定所如件。

慶長六年五月廿四日

あらや (後關)

は ひ判

八月十七日。是より先前田利長京師に往き、是日豊國神社に參拜す。

〔梵舜日記〕

十七日は八  
月なり

十七日 天晴。

前田肥前前田實天被參。次神事湯立大原上野弟勤之、巫女一釜。次政所御社參金子一、枚奉納云々。

八月廿六日。能登羽昨郡氣多神社社僧等、惣中の智識米寄進を喜び、毎年入峰勤行すべきを約す。

〔能登古文書〕

樽本のま、  
被か

一宮氣多社地藏山智識之義御寄進被成候、大慶不過之候。就其如先例二月より入峯之儀、無懈怠可勤行事に候。其上毎年兩度之御樽相違有間敷候。自然於無沙汰は、智識之義從一宮御支配可被成候。其時一儀申間敷候。仍後日之狀如件。

慶長六年八月廿六日

寶池院判  
自性坊判

一宮惣中參

八月廿八日。加賀藩吏令を越中礪波郡信光寺に下して、寺域内の諸事を處分せしむ。

〔越中國礪波郡手洗野村信光寺藏文書〕

追而山年貢之事は可爲如前々之者也、以上。  
當寺家中屋敷門前上下並山竹木以下事、以御判筋策配可有之候。自然及菟角者於有之は、此方へ可被申斷者也。

慶長六 八月廿八日

國吉手洗野信光寺

前田對馬守長種 判

九月三日。越中射水郡二上の渡船を新造し、今年を限り特に通行人より錢を徴するを許す。

〔國初遺文〕

二上渡之船今般新造仕立候條、地下人商人牛馬通路、馬一疋に米五合宛、人壹人に三合宛、當年中可取之者也。

慶長六 九月三日

對馬守 長 種 判

二上渡守船頭中

九月九日。前田利長加賀江沼郡敷地天神に田二町を寄進す。

〔舊藩遺文〕

爲社領、敷地田地之内二町令寄附候。彌祭禮以下不可有怠慢之狀、如件。

慶長六年九月九日

利 長 判

敷地天神宮神主

九月廿七日。越後本庄の城主村上頼勝使を遣して、前田利常の婚を徳川氏と定めたるを賀す。

〔國初遺文〕

態致言上候。仍江戸大納言様御姫様、御猿様の御祝言之儀目出度奉存候。尤罷越御祝儀可申上之處、南部表一揆少々蜂起之由に付而、下人數可相働之旨被仰出候間、當國人數庄内邊迄罷立候。就其拙者式も出陣仕候條、乍存以使札申上候。隨而御太刀一腰・御馬代黄金一枚並紅花百斤致進上之候、委曲横大膳殿迄申入候間、可被得尊意候、恐惶謹言。

九月廿七日

村上周防守頼勝 判

利 長 様 人々御中

この月は大  
盡なり

九月晦日。徳川秀忠の女珠姫金澤にて前田利常に入輿す。

〔壬子集録〕 横山山城守覺書

一、天徳院様加州金澤に被爲入御輿候年月者、慶長六年九月晦日にて御座候事。

〔象賢紀略〕

一、明年九月江戸よりひめ君様金澤へ御こし入申事。御迎に肥前様手取川まで御越候。小姓廿人御供御書出、奥村主殿助・大音主馬助・榎大學・木村九郎三郎・奥村右近・脇田帶刀・今井左太夫・宮崎藏人・河原兵庫・横山左兵衛・村井又兵衛、此外九人、合廿人、さらびやかに用意いたし、騎馬にて御供いたし候也。

大さがみ殿は  
大久保相模守

鳥兵庫は鶴  
殿兵庫頭

犬丸は犬千  
利丸の誤  
利光は利常  
の前名にて  
犬千代に同  
じ

一、越前かなづ上野にて御こしを取わたしの時、前田對馬守御こしを請取申事。

一、ひめ君様金澤へ御越之時、御供衆へ利長公より被遣おぼえ。

一、金子五十まい 一、小袖廿 一、刀脇指 大さがみ殿へ

一、金子三十まい 一、小袖十 一、刀わきざし 青山ひたち殿へ

一、金子二十まい 一、小袖五ツ 一、刀 鳥兵庫に

一、金子二十まい 一、小袖五ツ 一、刀

此外銀子廿まい・十まい、小袖三ツ・二ツづ、被下候。

〔天寛日記〕

一、天徳院様之姫君子時三羽柴肥前守息犬丸の御よめ入御入興、加州に入て松平筑前守利光に嫁し給ふ。大久保相模守忠隣・青山常陸介忠成是を送り奉る。安藤對馬守五左衛門、榮松・重信・伊丹喜之助康勝後號掃・鶴殿兵庫頭助、紀・久志本左馬介年録、紀等奉供す。爲御迎家老前田對馬守越前國金津迄罷出。於爰大久保相模守乘輿を渡し、前田對馬守利光家臣、紀年録。是を請取。青山常陸介忠成、青御貝桶を渡す。長九郎左衛門尉以上寛永系圖、前田傳、青山家譜。是を請取。青山常陸介守利治、長女森右近大夫忠政に嫁す、三女松平安藝守光辰に嫁す、四女八條智仁親王に嫁す、五女二女早世なり。家忠日記

〔三壺記〕

三壺記に本  
文を慶長十  
年に係けた  
るは誤なり  
村井豊後  
在江戸なり  
津喜津は興

江戸御發駕は七月朔日にて、大久保相模守・青山常陸介御供にて、越前金津の上野迄參り、金澤より前田對馬守・奥村伊豫守・村井豊後守・神尾圖書、其外の人々不及記。御前様御家老として津喜津内記、御用人として由比民部・矢野所左衛門・矢野覺左衛門、其外御徒、御料理人・下男に至迄數百人御供にて、新九石川御門の外は江戸町とて長屋を被爲連、御奥方の御用を承る金澤の人あし、賑か成事申計なし。江戸より金澤迄上通の道筋掃除を致し、橋を新たに掛直し、舟橋を懸け、一里々々に茶屋を建させ、國々の大名御馳走として奉行を付、傳馬人足自由にて、旅行の心はなかりけり。越前は三河守殿御在城、近江路迄役人を附置せ給ひ、御馳走被成けり。金津の上野にて請取渡し規式相濟。路次中の御慰に、酢屋の權七と云狂言師、銀の立烏帽子に朱の丸つけ、素袍袴にてかうべを振り、道すがら御輿の先に立ちをどり、其間には小謠の上手につれ歌うたはせ、諸藝を盡し、金澤へ入らせらる。御供輿百餘挺、御賄方の役人駕籠に乗、馬に乗、江戸より金澤迄、山海の珍味、百味の飲食を供へ、御慰物・御進物・捧物、入違々々、晝夜のさかひもなかりければ、旅行をかねて、はや金澤へ入らせ給ひけり。

十二月十三日。前田利長加賀石川・河北二郡濱方十六村の地子を免除す。

〔御條目等書上帳〕

已上

石川・河北濱方地子之事、理申上に付而令赦免者也。

慶長六年十二月十三日

(判)

太郎兵衛塚  
村今なし遠  
塚村がし  
ろは白尾、  
おみや坂は  
宮坂

宮腰村	大野村	木津村
松はま村	太郎兵衛塚村	あき濱村
上あき濱村	ひすみ村	しろ村
大崎村	もろ村	あらや村
おみや坂村	ねぶ村	本ねぶ村
向あわが崎村	已上十四村	

是歳。加賀藩の街道に松並木を植う。

〔廳事通載〕

一、慶長六年往還並松爲御植被爲成候。

慶長七年

正月八日。前田利長江戸に向ひて金澤を發せんとし、前日村井長明をし

て先づ發せしむ。

〔象賢紀略〕

又兵衛は豊  
長頼の子  
むれは半禮  
中納言は  
大納言秀忠  
さがみは  
久保相模守  
さかき原は  
輔原式部少

一、明年正月八日にひめ君様御越の御禮に、肥前様江戸御下候。村井又兵衛儀も御供三十八人之内に候處に、六日之夜に入被仰出、豊後江戸に有之彼是に候間、明朝より江戸へ御先に御使に可被遣旨。内々御供用意はいたし有之ゆゑ、七日に金澤を立。殊外越後地大雪ふゞきにあひ、のり物もかなひがたく、そりにかすが山よりのり候て、むれ村までは付候て、正月十五日に江戸へ參着仕、芳春院へ御禮申上、十七日に中納言様へ御禮申上候。其時又兵衛に、其方は大納言殿御近習に奉公被仕候人と御意の時、さがみ殿よく御おぼえ被成候、其通に御座候、あの又兵衛は村井豊後子息にて御座候由被申候。扱も其分か、しらなんと御意にて、豊後を御よび出、色々御意。扱江戸御宿を、寺方が町屋おこまりかと被仰遣候へ共、江戸御前様むすめを遣す禮に御越候肥前殿を、寺などやごには思ひもよらずと被仰候故、さかき原殿に御やご相さだまり候。か様之御禮にも、彼是豊後江戸に居申候故、案内者候間、御供衆へ公儀より渡る宿に、ふだをも又兵衛うたせ候へよし、利長公御意にて罷下候事。

一、其時村井又兵衛に、さがみ殿より馬一疋、本田佐渡殿より小袖三つ、青山ひたち殿よりらうそく二百丁、佐竹かみ五そく、さかき原殿より小袖二つ、岡田太郎右殿よりしゆすどう

ぶく一つ、又兵衛に給候。これは豊後江戸に居申候、扱又御使にさきへ參候、昔大納言様御そばに有候儀を、中納言様御禮の時被仰出、さがみ殿取成、又は芳春院様御かげにても御座候由、豊後申、大慶がり申候。

正月廿六日。前田利常江戸に入り、上野館林城主榊原康政の邸に館す。翌日登城徳川秀忠に謁し、後伏見に往きて家康に謁し、又大阪に豊臣秀頼を訪ふ。

〔象賢紀略〕

一、肥前様江戸御下の時、路次御法度場を御鷹野被成候様にと、所々へ御迎出、御使中々御馳走可申様も無御座候。扱かうのすまで又兵衛出向、様子一々申上候。御機嫌よく仕合よきと御意忝存事。

〔可觀小説〕

一、關ヶ原陣之翌年瑞龍公江戸に御越被成候得者、將軍秀忠公は板橋驛迄御迎として御出。江戸御着翌日御登城之處御饗應。御逗留之内は、三日に一度宛御見廻。御家老井伊兵部少輔・榊原式部少輔・本多中務少輔等、毎日爲御機嫌伺、御旅館に相詰たり。

本文關ヶ原陣の翌年とするは誤なり

中納言は利長

〔象賢紀略〕

一、正月廿六日に江戸さかき原式部大夫やごにて御入候。廿七日朝御登城、御ふるまひ御さかもり、ぜんつくしびつくし、御供に參申候我々までも、三の膳にて廿人計に被下候。其時肥前様へあらみ藤四郎御わきざしを、中納言様よりは御進上御馬二匹。  
一、さかき原殿御やごめされ候ゆる、金子三十枚・小袖廿・御こし物かねみつ一こし被遣候。

〔中川典克筆記〕

瑞龍公慶長七年江戸に御出之時、台徳公より御拜領御刀藥研藤四郎。

〔象賢紀略〕

一、肥前様より御進物中納言様へ金子二百枚、御前様へ金子百枚、其外色々かすおぼえ不申候。御ふた方様へ御祝儀に御進上にて候事。  
一、肥前様へ江戸にて、御家中衆より馬五十二匹進上候。いづれもへ銀子五十まい・三十まい・二十まい、御小袖二ツ・三ツづゝそへ被遣候事。  
一、御供衆へ被下候おぼえ。

一、銀子三百枚 一、御小袖二重 横山大膳に被下。

一、銀子二百枚 一、御小袖二重 富田下野守に。

中納言は大納言秀忠

- 一、金子十枚
- 一、御小袖一重
- 齋藤刑部に。
- 一、金子十まい
- 一、御小袖二重
- 江守平左衛門に。
- 一、金子十まい
- 一、御小袖一重
- 奥村長兵衛に。
- 一、何れも御供衆へご被仰、小袖二百被下候事。
- 一、扱上通御上の時小田原へ御ごまり、其時金子三十まい・小袖廿・御馬・わた三百はさがみ殿へ被遣候。さがみ殿より御馳走、御供衆いづれも宿々へ侍二人づゝ付おかれ、色々上下をふるまひにて候事。

一、伏見にて大府公へ御禮の金子百枚、其外色々御進上、御禮利長公被仰候へば、殊外御懇意にて御座候。其後日齋藤刑部を大府公御よび候て、彼御進物之金子を十まい御取候。九十まいは御返し被成候。利長様御ためには忝おぼしめし被仰越候て、色々物語有之事。

一、扱大坂伏見御禮濟候て、金澤へ御歸城の時、越前國三河守殿、去年より拜領にて北庄に御入候時、御禮御立寄、上下殊外三州御馳走に候。其時城にて御ふるまひの時、御供に小姓廿人計參候。敷代まで三河殿煩に候へ共迎に御出、扱御ふるまひ、色々うたひ、萬事く御さかもり。扱われくめしたべ候所へも、三河殿手をひかれ御出候て、殊外忝御意、御ちさう色々さきさま、物語多。

三河守は松平秀康

三月十七日。徳川秀忠書を與へて、前田利長の先に江戸に來りしを謝す。

〔横山氏藏文書〕

今度中納言殿遠路御越之儀、誠本望不過之候。道中無異儀御上候而、則御下向之由相聞候間、以青山善四郎申入候。猶相合口上候之間不詳候、謹言。

三月十七日

秀 忠 判

横山大膳大夫殿

三月廿六日。前田利長、農民の居を轉ずる者に關する法等九ヶ條を公布して、去年五月十七日の令を補ふ。

〔慶長以來定書〕

追加

一、百姓共村よりかまひなく他所へ有付候族、於此以前之儀は不及改、向後は給人代官に相斷、同意之上養子縁邊等可令契約。若爲私申合、他村へ指越輩におゐては、双方共に可處越度事。

一、加州能美・江沼郡走百姓之儀は、入國以來互に可令沙汰事。

中納言は利長

- 一、走百姓抱置村々、屋別出來高三分一、逐電百姓之給人可取之、三ヶ二は可爲藏納。但未進三分一より過候者、遂算用、殘三分二之内を以給人に可遣之事。
- 一、此法度以前逃散之百姓は、不及届可召返、右之屋別は取間舖事。
- 一、逃散之百姓、自今以後は聞出次第其在所に預置、其上給人に届可召還事。
- 一、一年限之奉公人契約之事、其出候月より十二月を定可罷出候。但法度以前之儀は、可爲互之約束次第事。
- 一、侍小者並百姓、金山へ罷越儀堅可令停止事。
- 一、一年限之下人給分、年中拾二俵たるべし。但春之取替に五俵、歳之暮に七俵可出事。
- 一、走百姓かくれ居候村にて女を求有之所に、給人より相届、本在所へ歸候時は、妻子共に可召連事。

以上

慶長七年三月廿六日

(判)

三月廿八日。前田利長、能登の農民に關する令三ヶ條を頒ち、田園を荒すことなく、船舶水夫を他國に出すこと勿らしむ。

〔三輪家傳書〕

- 一、能州在々百姓等相煩、就令死去、田畠可不作所之儀者、近郷より致出作、不荒様に可被申付候事。
- 一、當年藏米可指登候條、浦々舟共、私として他國へ遣事堅可令停止事。
- 一、同かごども、他國へやとはれ相越候儀有之間敷候。若猥に於指越は可爲曲言事。

慶長七 三月廿八日

(判)

- 前田 孫左衛門 殿
- 青山 佐渡守 殿
- 三輪 主 水 殿
- 三輪 藤兵衛 殿
- 大井 久兵衛 殿

三月。芳春院夫人江戸より攝津に行き、有馬の温泉に浴す。老臣村井長頼扈從して京師に至り、遂に暇を得て金澤に歸る。

〔象賢紀略〕

一、其年三月すゑに、芳春院様有間の湯へ御入被成度由にて御上洛被成、有間へ御入候。豊

後儀は金澤へ罷下、くつろぎ申候へ由にて、金澤へ罷下候。肥前様其時御満足被成候由御意、豊後に金子十まい・御小袖三ツ・御ごうぶく一つ、ひやうろうに米二百石被下候。

〔村井家譜〕

慶長七年三月芳春院様江戸より有馬に御湯治、長頼供奉して京師に到る。其節爲休足御暇を賜て金澤に歸る。

四月十四日。太田長知書を近江の今津甚六に遣し、請米の上納を履行すべきこと等を諭す。

〔江州高嶋郡今津甚六藏文書〕

以上

書状令披見候。高宮廿端之分請取候。

一、上六端 四拾四わ

一、中七端 四拾九わ

一、下七端 四拾二わ

合百四拾一わ

右之分相心得候、又外高値に成行候と相見え候。

計數に誤謬あり

但馬は太田長知

私は横山長知

一、今津弘川六月切之うけ米之義難相調候由、さたのかぎり成申分候。又候哉當年も申やぶり候はんご相見え候。來月は爲御普請令上洛候間、其刻無沙汰候ものゝかたへは、さいそく急度可遣候。急度可遣候。  
一、出作之百姓共請米之事、是又何かと申候由。是も於無沙汰は、さいそく急度可遣候間、其領かたへ可申渡候。  
一、御藏米之儀大津へ急可差上由、後室様より切々被仰下候條、成其意、無由斷御米差上せ可申事専用候、恐々謹言。

卯月十四日

今津甚六殿 參

但馬判

五月四日。前田利長、横山長知に命じ、大聖寺城の守將太田長知を金澤城中に戮せしむ。

〔横山山城守覺書〕

一、利長様より太田但馬不相届仕合に付而、私に被仰付候故、加州金澤御城中にて成敗仕候事。

〔横山氏系圖〕

加賀藩史料 第一編 慶長七年

八五六  
太田但馬不義之品有之、依命同壬寅五月四日於加州金澤御城討之。此時但馬知行分一萬五千石被下、都合三萬石領之。

〔袂草〕

一、慶長七年五月四日太田但馬於金澤御城御誅罰。横山山城・山崎閑齋兩人に被仰付。閑齋は遅參故山城一人にて討つ。夫故閑齋宿意を含て、山城と一生不通也。

〔前田家雜錄〕

一、太田但馬御成敗は慶長七年五月四日也。横山山城と山崎閑齋に被仰付。閑齋遅參故山城一人して討留。但馬知行一萬石山城に被下也。勝尾半左衛門助太刀せしと也。

〔象賢紀略〕

一、お犬様小松へ御わたまし、つき申衆。

一、奥村伊豫守御もり。一、岡嶋備中。一、奥村河内・横山左京・津田遠江、此外御陣之刻被召出新座衆、不殘小松衆に罷成候。然所に太田但馬、右江戸・伏見御仕廻御歸城候て御せいばい、新座よりき衆皆々御ふちはなされ候。色々是に付て物語多候事。

一、三年の五月十七日金澤城にて横山大膳に被仰付御せいばい、色々さま／＼之儀事。

一、大膳に十日計以前に被仰付時、大膳被申分、利長公被仰分、色々さま／＼之儀後にきし

一萬石は一  
萬五千石な  
るべし

お犬様は前  
田利常

江戸伏見御  
仕廻御歸城  
は利長のこ  
となり

十七日は誤  
なるべし

え申候事。

一、但馬御せいばいにあひ被申候時、大わきざし寸みじかきをさし被申候ゆゑ、大膳身にはあたり不申候へ共、かたびら二つながら、はながみまでもけさがけにきれ申候。扱又助太刀に、大膳つれ候勝尾半左衛門、かたに一刀手をおうせられ、扱大膳普請奉行其下に居申候に、但馬ころびざまにわきざし打付、すねにあたり申候。扱も／＼三人に手をおうせ申候と、後までも上下但馬をほめ申候、物語色々事。

一、右之時より、横大膳と山崎長門兄弟同前に候へ共、中あしく成申。色々さま／＼物語多候事。

一、太田但馬がたう御家中人數衆、其比中川宗半・篠原出羽守・村井出雲守・奥村河内守・神尾圖書・三輪しまの守・神谷信濃守・富田下おさ守・岡嶋備中・上坂又兵衛・松平久兵衛・小塚權太夫此衆にて候。其外五千石・三千石衆七八人も、右但馬と別而懇比の衆。

一、大膳とよき衆長九郎左・高山南坊・富田越後・山崎長門・淺井左馬助・奥野與兵衛・高島平右衛門・不破若彦・青山佐渡・おばたすが、此外七八人間柄よく候衆也。色々さま／＼其比之上下申候事共多候事也。

一、第一は御手かけ衆おいまをはじめ、中使彼是五人めをぬかせられ、御家中人持衆十人計

下おさは下  
野なるべし

に御みせ候。其時篠原出羽へんじ門をはいり申候時之申分氣分を、後までほめ候事。

一、但馬御せいはいの時、大正寺へ横山左京本丸、津田遠江かねが丸へ被遣候。近藤大和守は横山因幡相はてられ候て、大正寺へまいり被申候事。

一、太田但馬守大正寺御陣より三年之間、利長様御前出頭、中くかたをならぶるものもな  
く、大正寺城御あづけ一萬五千石、扱又城れうと御意候て五千石、合二萬石被下候事。

五月二十日。越後の國主堀秀治使を前田利長に遣して、老臣太田長知を  
誅戮せしことに關し慰問す。

〔漸得雜記〕

態合啓候。仍太田但馬守事被仰付候事實候哉、千萬無御心許存候。中納言殿へ以書狀可申上  
候へ共、慥之義不存候條各迄如此候。御次而之節可然様に御取成頼入候、恐々謹言。

五月廿日

横山大膳亮殿 御宿所

羽 久太郎秀治 判

五月廿二日。越後新發田の城主溝口秀勝、亦使を前田利長に遣して安を  
問ふ。

〔漸得雜記〕

爲御見廻一書致言上候。仍彌御沙汰無御座候間、御心易可被思召候。然ば太田但馬殿義不屈  
族御座候に付而、被仰付様に承驚入存候。無是非仕合共、乍恐御心中奉察候。尙横山大膳殿  
迄申達候、恐惶謹言。

五月廿二日

利 長 様 參人々御中

溝口伯耆守秀勝 判

六月二日。前田利長村井長頼を召して之を饗し、その芳春院を奉じて久  
しく江戸に在りしを賞す。

〔象賢紀略〕

其年慶長七三月すゑに、芳春院様有馬の湯へ御入被成度由にて、御上洛被成、有馬へ御入候。  
豊後儀は金澤へ罷下云々。扱六月二日に豊後を御ふるまひ被成候。相伴齋藤刑部・江守平左衛  
門・奥村長兵衛・村井左馬助・三輪主水・村井又兵衛へ相伴仕候へ由被仰出。かまほこの御引物  
御自身御引被下。豊後泪をながし忝がり、いづれもかうべを地に付申候。いづれも扱もく  
豊後殿御手柄、又は御くわほう人かなと申候。其上御手前にて御茶被下、いづれも忝次第に  
あひ申候。

七月十二日。是より先前田利長京師に往き、是日豊國社に參詣す。

〔梵舜日記〕

十二日天晴。

前田肥前守豊國へ參詣、奉納廿貫文。予俄神社に越了。

七月十三日。越中新川郡黒川の陶工をして、燃料を附近の山谷に採るを許す。

〔越中國新川郡下瀬戸村孫市藏文書〕

猶以かゝり合義、もし申懸もの有之付ては、和右衛門かたまで可爲申聞候也。

急度申遣候。仍黒川邊にせとやき仕候由尤候。御用木之外並草葉以下は、其谷中之山々にて用次第に取申べく候。其上自然非義をも申懸者有之候はゞ、此方より可申付者也。

慶長七年七月十三日

前田孫九郎判

せと物やき兩人かたへ

八月上旬。前田利長、利常夫人の觀覽に供せんが爲、舞踊を城中に練習せしめ、自から鼓を打つ。

孫九郎は前田利長の子弟なるべしとの説あり

ひめ君は利常夫人

〔象賢紀略〕

一、其年八月初頃、をどり被成、ひめ君様へみせまらせ候はん由、利長公御つゞみうたせられ、をどりのならし御座候。其時奥野金左衛門・松村八兵衛御せつかん。然共八兵衛は頼而めしなほされ、奥野は以來まで御なほしなく候。其をどりの時、村井豊後・安見おきの守・齋藤刑部、此三人鹽くみに成、をけけつかうに、扱たき物利長公より被下、くべまはり候へば、先をどりに候座中くんじわたり申候事。

八月十四日。村井長頼諸士をその子長明の邸に招きて茶を饗す。

〔象賢紀略〕

一、金澤大をどり之年、芳春院様ありまの湯へ、將軍様へ御理候て、江戸より伏見へ御上洛候て、御湯治の時、村井豊後儀久々江戸に詰候間、金澤へ罷下慰候へと利長様御意、忝罷下、即又兵衛所へ參有之候。金澤大小名共にちさう、中々可申様も無是候。八月十四日の日、肥前様より拜領申候御茶を引、拜領の鶴を豊後料理いたされ、山崎長門・淺井左馬助・寺西宗與・齋藤刑部・江守平左衛門・奥村長兵衛・山森伊織などをふるまひ申候。勝手衆脇田帶刀・山田八右衛門・今井左太夫・脇田善左衛門・河原半左衛門・村出雲・同又兵衛有之候。色々ふるまひ。横山山城殿は六七日さんく、腹中煩にて、理申候て御出なく、重而廿日時分にあなたより

又兵衛は村井長明

村出雲は村井長次

御仕置云々  
木のまゝ

はすのまは  
蓮沼

大納言は利  
家

理にて、又豊後拜領の茶を引申候。右十四日にふるまひの日、色々昔物語共被申、咄共有之時、大正寺御せめ又はのき口の淺井ばなしも出申候。豊後被申候は、御仕置申度事候、長州などは善悪をはや見申仁、扱は高山南坊、か様の兩人へは、何時によらず人数自分に、せめて七八百も千ほごめしつれ被出候様に被成、先手にさだめ、何時によらず被仰付候て可然と被申候へば、山長州被申候は、武道の上に私儀を左様に御申候儀、豊後殿御うちにて扱も扱も忝、各も御聞候に、めうがに存候、貴様越中御取合の時も、朝日山・末森御先手、はすのまの時は天下にもかくれなき御てがら被成候御人、豊後殿の、我等儀か様にいづれもの人中に御意、めうが至極と長州御申候へば、いづれも長州のいぢわるが、よくめの上に上たる被申分と、勝手までも左馬助・江守平左なども入、皆々さめき被申事。扱其日の物がたり二三日過、利長公御まへにて、長兵衛と齋刑部色々御咄の上に、かたり申候へば、尤く、豊後儀は年寄るが、扱もくおしく候、長門づれがめに上る事は不及申と御意。昔の武篇の儀大納言殿度々御咄承候。左候へば豊後儀三ヶ國にならびなく候。太かう様御馬廻にも、あれほどたび重り度々おぼえものなく候由御意の事。

九月廿四日。前田利長、村井長頼に命じて再び芳春院の江戸に行くに随はしむ。

しんこは辛  
苦か  
はうしゆい  
んば芳春院

お犬様は利  
常

〔加賀古文書〕

尙々しんこして候わんすれども、此たびは供之事□候。  
はうしゆいん十月廿日にゑ戸へ御下候。それにつき其方もたいぎなから、いま一度供し可給候。ゑごにて人もしり候へば、まづこんご供し可給、こしもよられ、くらうたるへぐと心も  
となく候し。

九月廿四日

は ひ ち

村いぶんご参

〔象賢紀略〕

一、其年九月利長公御意に、横山大膳御供にて、芳春院様十月中旬に江戸へ又御下候付而、此度は奥村伊豫を下し供させ度存候へ共、お犬様もりに當座とおもひ付候へば、殊外ちいさきものなじみ候間、度々乍大儀、豊後又候哉供いたされくれ候様に被仰出候。畏て御座候由、かるく御請申上候へば、豊後儀今に不初御満足被成候由御意。

十月十四日。村井長頼能登鹿島郡熊甲宮に田一反を寄進す。

〔能登國鹿島郡宮前村熊甲社藏文書〕

熊木之内宮の前田地之内を以、熊甲之宮へ爲御寄進、田一反進上申候。仍如件。

慶長七年十月十四日

熊甲宮神主殿

村井豊後守長頼 判

八六四

十月廿九日。前田利長近江國今津・弘川の領民に、前年分の年貢皆濟狀を與ふ。

〔江州高島郡今津甚右衛門藏文書〕

今津・弘川兩村分、慶長六年分合七百二拾六石六斗五升一合分、皆濟如件。右内十石、甚六扶助也。

慶長七年十月廿九日

今津弘川甚六

百姓中

判

甚六は甚右衛門の初名なるべし

〔擢萃錄〕

一、江州今津甚右衛門先祖は、河原林甚右衛門忠行と云。文祿二年秀吉公より芳春院様江州今津・弘川兩村被爲進候に付、慶長七年右兩村御代官並御縮方被仰付、御扶持方米十石被下、芳春院様御書頂戴す。元和三年御逝去後御領分に相成、御代々御上洛之節御入被遊。大坂冬御陣之刻雪深に付、越前まで人足召連御迎に出、其砌甚右衛門家に而、御手自御作被遊

候馬之沓一足被下、于今所持之。夏御陣之刻も國境まで御迎に出、此時も又甚右衛門家へ御入被遊、御船にて夜通に坂本へ御着、御旗本大津に被成御座候に付、爲御案内村越茂助を甚右衛門に被遣候由。芳春院様御逝去後、右兩村未御領分に相極不申内、三ヶ年之内は右御收納米甚右衛門藏へ納置候様、年寄中より指圖にて候處、其後甚右衛門江戸へ被遣、公儀へ其段被仰達、則御領分に相成、夫より御代官に被仰付、口米目拂等を可被下旨、御印物被下候。其後今津と苗字改候様被仰渡、夫より今津甚右衛門と稱す。御書並御植付被遊候松、並石之燈籠、御船の碇等今以所持す。

十月晦日。雷火により金澤城の天守閣焼く。

〔象賢紀略〕

一、其年十月晦日御城天しゆへかみなりおち申事。

〔三壺記〕

一、同年十月卅日の夜は宇賀祭とて、能美・江沼の郡は下々の男女出替りを究る日也。暮六半頃、五時前の事なるに、雷電夥布して金府の天守へ落掛り焼上りける。折しも風強うして雪も少散少は積けれども、大臺所へ燃移り、御本丸の御新亭悉焼失す。南の堤堤とは堀の事の外は卅三間の的場あり。其外に櫻の馬場あり。其外は堂形此堂形不審、已後々々卅三間の場を被遣、土中積古被仰付、故に堂形の名あり、右本書に卅三間の的場

加賀藩史料 第一編 慶長七年

八六五

この月は  
大盡なり

其年は慶長  
七年

同年は慶長  
十年の意な  
るも誤なり

とあれば、則是堂形也。其より士町へ相續て、其邊高島平右衛門並子甲斐宅あり。御天守の焼上る頃、瑞龍公石垣の上へ被爲出、平右衛門くゝと大音に被爲召けるに、平右衛門居間へ、其御聲手に取様に聞えて、畏ると御請するや否登城しけるが、直又者の嫌なく人を引回し、御前様其外女中引連取回し、興津内記亭北の丸へ入奉り、餘りたる人は中川宗半へ入、又二三の丸並新丸居住の高知等は、各下屋敷へ移り、瑞龍公・微妙公も其々へ御連入其所々可尋なり、御本丸焼け、最早辰巳の下鐵炮の藥倉に火入、半時計の間鳴て、町中も暗夜の如くなる。暫有りて大霹靂の如く、大山崩れ隕る如くに響て、方々へはねつけられ、はじかれて死たる者多し。前田美作亭の外に西方寺と云寺あり。其屋上に長刀持ながら反かへりて死たる者あり。此類繁多也。追日に焼灰を取退、御作事被仰付時、天守は三階櫓に被仰付、翌年正月月中旬御移徙。

〔可觀小説〕

一、慶長十年十月晦日雷火にて、金澤城天守より火災して不殘炎上す。此時天徳夫人及び公女は興津内記宅、女中等は中川宗半宅へ入。此時鐵炮之藥庫へ火入て、夥敷響き騒動也。冬より普請起り、明春城郭出來す。但此時より城中天守止て、三階の櫓出來す。

〔漸得雜記〕

一、慶長十年十一月晦日、加州金澤の城雷火に依り焼失、城下も類焼移し。或人曰、黒津船

十年十一月  
とあるは誤  
なり

の神木を切て天守の虹梁に遣ひ給ふ故、黒津舟の方より天火來て城を焼く。是より天守を除き、三階矢倉を被用となり。

〔前田家雜錄〕 杉本義隣覺書

一、慶長十年十一月晦日金澤の御城焼失の時、利長公御立退の刻、沖孫右衛門を召て、城中過半火かゝりけれど、奥方へ未火不移間、火移り申迄あれに附可能に旨被仰付處に、奉畏旨御請申上、其跡にて申上るは、焼跡にて遺骨を御吟味被遊可被下と申上る處に、夫迄には不及旨御意の由。孫右衛門事大切の場に居り、殊に能き所に心付て、勇しげなる申上様と、其砌諸人感じける由、横山山城守物語と也。

十一月朔日。前田利長令して、昨夜の火災に諸道具を拾得したる者に届出しむ。

〔慶長以來定書〕

今度とりおとし候城中諸道具ども、並かたなわきざし、其外何色によらずひろい候もの、今明日中に指上可申候。急度はうびせしむべく候。若かくし置においては、聞出次第一類可成敗候。又かくし置もの、義申て出輩者、別而褒美せしむべき之條、可成其意者也。

慶長七 十一月朔日

判

十一月七日。前田利長、先の火災に諸道具を拾得したる者に届出でしめんが爲、高札を立てしむ。

〔慶長以來定書〕

高札

一、今度取ちらし候城中諸道具、かくし置輩之儀存知候もの、多少によらずひそかに可申上候。其品に随ひほうびとして、或は知行を遣、或金銀を可遣候。縦ちいん懇切之間に候とも、此度之儀於申出者、可爲忠節事。

一、諸道具ひろひ候もの、所より上候はゞ、彌神妙之儀に候條、右之ごとく其品に随ひ可褒美事。

右如此之上、かくし置もの有之者、後日開出次第、一類可遂成敗者也。

慶長七年十一月七日

十一月廿六日。徳川秀忠上使として安藤正次を金澤に遣はす。

〔天寛日記〕

一、安藤次右衛門尉正次上使として加州金澤へ赴。寛永系譜。

本文十一月廿六日の條にあり

十二月二日。加賀浦々の舟人に命じ、雇傭せられて他國に赴くこと勿らしむ。

〔慶長以來定書〕

掟

一、加州浦々船方共雇として他國へ罷越義、向後堅令停止訖。若かくし候ても出者有之者、其一類則可遂成敗者也。

慶長七年十二月三日

〔同書〕判

十二月三日。前田利長、代官・藏奉行・下代等と百姓との關係を定めて之を令す。

〔金城定書〕

掟

一、臺所入在之代官・藏奉行、爲自用人足牛馬等、當座之雇たりといふ共、一切召仕間敷事。

一、相定役米之外、ぬか・わら・薪等にいたる迄、少も非分申かくる儀有間敷事。

一、下代在所へ立入といふ共、諸事百姓不迷惑様に可申付事。

加賀藩史料 第一編 慶長七年

一、百姓手前當分迷惑付而、或子或下百姓迄、譜代之奉公に出儀令停止事。  
一、藏米無皆濟以前、借米・借錢不可沙汰事。  
右條々先判筋目至違背之族は、爲百姓中可言上。遂糺明急度可申付者也。

慶長七年十二月三日

判

十二月六日。前田利長、高札を加賀河北郡中山村に立て、工事に従ふ者の農民を苦しむること勿らしむ。

〔加賀國河北郡中山村藏文書〕

高札

普請の者ども在々へ入こみ、百姓等にたいし、いはれざる儀をしかけ、或は四へきの竹木・桑・ちやの木等をきり、或は田畠之さくもう・さいゑん・ぜんさいをあらし申もの有之ば、おさへ置ちうしんすべし、たちまち可成敗者也。

慶長七年十二月六日

判

十二月七日。前田利長、領民の町人たると百姓たるとを問はず、他國の鑛山に赴くこと勿らしむ。

〔慶長以來定書〕

高札

一、當國中町人百姓、其外如何様之者に不寄、他國之金山へ相越事、堅令停止訖。若背法度之旨、於相越輩者、開出次第、其一類悉可成敗者也。

慶長七年十二月七日

判

十二月九日。前田利長、越中新川郡立山寺・中宮寺に、利家先判の旨に隨ひ、各百俵の地を寄進す。

〔越中國新川郡岩崎村立山社藏文書〕

越中新川郡岩崎之内百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、彌祭禮勤行等無怠慢、可有執行候。並造營之義可被相應之修理事尤候。仍狀如件。

慶長七年十二月九日

判

長判

立山寺衆徒中 神主中

〔越中國新川郡岩崎村立山中宮社藏文書〕

越中新川郡岩崎之内百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、彌祭禮勤行等無怠慢可有執行候。並造營之義可被相應之修理事尤候。仍狀如件。

加賀藩史料 第一編 慶長七年

慶長七年十二月九日

姥堂神宮寺衆徒中 社人中

利 長判

八七二

十二月二十日。前田利長、加賀山中温泉の湯税領收書を與ふ。  
〔加賀古文書〕

慶長七年分江沼郡山中湯錢請取長子事。

合七百目者

右請取所如件。

慶長七年十二月廿日

山中百せう中

は ひ判

慶長八年

正月廿三日。越中射水郡宇波村の製鹽税を定む。  
〔越中古文書〕

以上

其村しほがま新開、當年切に、一枚に付てしほ四俵に相定候。六月中に可御藏納候。來年之

長子は銀子

當時射水郡附近水見町に水見の俗に水見の郡内又は水見庄といへるなり

義は追而可申付者也。

慶長八年正月廿三日

小吉兵正仁  
横小兵  
小民部

水見郡宇波村助右衛門殿 惣百姓中

二月二十日。越中國新川郡立山岩嶺・蘆嶺二寺の山税を免除す。

〔考據摘録〕

以上

態令申候。依新川郡岩倉・蘆倉山錢之事、大納言様御代以來相立不申之由候。則利家様御印有之事候。就其彼兩所之義は、御帳面にも無之跡に相見え候。右之筋目を以、利長様御代に罷成候刻、岡島備中被得御意候處、可爲如前々之旨被成御書候。然間右御墨附之趣、何も被逐拜見、如有來可被申付事尤候、恐々謹言。

慶長八年二月廿日

横大膳亮長知判

小島民部殿

加賀藩史料 第一編 慶長八年

八七三

横地 小兵衛殿  
小森 吉兵衛殿 御宿所

〔寺社來歴〕 貞享二年岩崎寺由來書

諸役之儀、山錢等御免許被爲成候に付而、横山大膳・岡島備中・前田五郎兵衛書狀所持仕候。

二月。前田利長・利常父子伏見に赴きて、徳川家康及び秀忠に謁す。

〔烈祖成績〕

一、八年二月。是月前田利長と其子利光來謁伏見。利光献黄金三千枚・加賀絹三百端・衣服五十領於神祖。黄金五千枚 加賀絹五百端・衣服一百領於大將軍。神祖・大將軍各賜佩刀一双。創業記

三月十四日。前田利長、越中礪波郡城端善徳寺の紫陽花二株を徴して庭に植う。

〔國初遺文〕

其方庭にあぢさい二本在之由候。定て可爲秘藏候へども、火事に木共不持候條、所望之事候。給之候者満足可申候、謹言。

火事は慶長七年十月のものないふ

三月十四日

善徳寺

利長判

四月四日。徳川家康能樂をその京師第に張行し、前田利長諸侯伯と共に之を陪觀す。

〔言經脚記〕

一、殿中御能有之間、冷同道早朝參候。辰下刻先朝食給之、事外濟候事也。次大樹御出座、次伴衆各被參候。三寶院准后素兩人上之段也。四方也。中之段にて烏丸亞相・日野亞相・廣橋亞相・予・加賀黃門前・飛鳥井相公・勸修寺相公・越前相公結城大・安藝相公毛利・豊後相公長・若狹相公京極已上三方也。堀川入道齋・冷泉羽林・播磨少將池田・廣嶋少將福・丹後少將京極・出羽侍從最上等下之段。足付也。次簾被捲下之段、大樹渡御、各同座傍有之。三番過て座大夫已下に百貫づゝ舞臺被積之。本多縫殿助出合、大夫どもに小袖唐織被下、取渡之。次座之衆小袖オリスゲ一づゝ被下、狂言者に二づゝ敷、以上二百餘人也。五番めより狂言無之、七番めに雨ふり候。七時分に各退出候。今日御能高砂世・田村今・芭蕉寶・山祖母こん・舟辨慶世・三輪今・藤永寶・大會こん・吳機世等也。

冷は冷泉

吳機は吳服なるべし

四月廿七日。金澤に泉野新町を加ふ。泉野新町は後に泉新町といふものなり。

〔國初遺文〕

定

泉野新町

一、當町新儀に取立候之間、諸役儀三ヶ年之間令免許事。

一、材木商賣之義、自今以後當町一所に而可改之事。

一、押買狼藉非分之儀有之ば、則奉行所へ來可申上事。

右守條々之旨、當町急度可相定者也。

慶長八年卯月廿七日

判

五月廿二日。前田利長加賀江沼郡山中温泉に湯稅の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長八年山中湯錢長子請取事。

合五百目者

右請取所如件。

長子は銀子

慶長八年五月廿二日

は び 判

右 京 遠 江

五月。加賀藩大判金を鑄る。慶長梅鉢大判金といふもの即ち是なり。

〔大日本貨幣史附録〕

慶長梅輪内大判金、縦五寸一分五厘弱、横三寸一分、重未詳。

右金銀圖録に、此圖を載せて云ふ、金銀圖品に慶長大判を載す。梅鉢紋、壹兩・用介の字あり、疑ふべし。茅窓漫録に慶長八年五月鑄慶長大判、是は金銀圖録に載す。丸の内に五曜星の紋に、慶長八五月極の六字を分ち書し、壹兩用介花押の字を刻すとあるも、此判金の事なれども、二書とも加賀の製造なることを知らず。用介は天正年中前田氏にて、封内寶達山等の金銀を掘て、封内通用の貨幣を製造せんため、其時の金工後藤家族の一人を賜はんことを、豊臣太閤に請ひし時、太閤より賜はりたる後藤の家族なり。是に於て加賀金澤に銀座・吹座を設け、用介をして専ら其事を掌らしめしなり。判金の裏判は墨書なれば、此判も用介の三字は墨書ならむ。未だ其正金を見ざれば詳ならず。近時の大判は拾兩と書すれども、此判金に據れば、昔は壹兩と刻せしことあり。

六月十六日。越中礪波郡河崎村等の民、井波村と地境を争ひしが、是に至り判決して井波を非とせらる。

〔越中古文書〕

已上

今度伊波之百姓与令相論之事、隣郷之山境有之上者、伊波之百姓境無之由申所非分候條、如前々あしのへを境として、自今以後可爲七ヶ村之山者也。

慶長八年六月十六日

南方 □ □ 判

江守平左衛門元家 判

齋藤刑部景 □ 判

寺西次兵入宗與 判

篠原出羽守一孝 判

山崎長門守長鏡 判

長九郎左衛門連龍 判

巨海齋宗半 判

河崎村 谷村 戸板村

南方は高山  
は等伯なり

巨海齋は中  
川宗重

蓮臺寺村 今里村 清玄寺村

五領村 きもいりごもへ

六月。能登口郡百姓の戸税を定めて毎年銀三匁を納めしむ。町立の地に在りても亦同じ。

〔能登鹿島郡眞館氏覺書〕

一、慶長八年六月より、百姓一軒に役銀三匁充相立、則御奉行宮木角兵衛・石川茂平・宮崎太左衛門判印之紙面、村切に相渡す。尤百姓何拾何軒と書記候故、其外は下百姓之趣に而、役銀相立不申候。

〔能登文書〕

能州鹿島郡之内、家付之切手の事。

合二拾一間者 役之家也。

右之家上中下、内輪として相定可致御役義者也。仍如件。

慶長八年六月十四日

石川茂平 判

宮木角兵へ 判

當時所口町  
を七尾とも  
いひしなり

七尾の内櫓物屋町中

宮崎 太左衛門 判

八八〇

八月廿七日。前田利家の女婿宇喜多秀家薩摩より護送せられて伏見に着す。尋いで駿河久能山に幽し、後八丈島に流さる。

〔徳川實紀〕

廿七日は八  
月なり  
秀家の八丈  
島に流され  
しは慶長十  
一年四月

廿七日島津少將忠恒、薩摩國より宇喜多中納言秀家、其子八郎秀親に、桂太郎兵衛並に正興寺文之といへる僧をそへ、大勢護送して伏見にいたる。よつて秀家、庚子逆謀の巨魁なれば、大辟に處せらるべしといへども、忠恒があながちに愁訴するのみならず、其妻の兄なる加賀中納言利長無二の御味方なりし故をもて、其罪を減じ遠流に定められ、先駿河國に下して久能山に幽閉せしめらる。やがて八丈島に流さるべきがためとぞ聞えし。

〔關屋政春古兵談〕

備前宇喜多中納言秀家は、領國備前・備中・美作・播磨の内、合八十萬石の大名にて、秀吉公の御掣也。安土にて利家公の御娘子を、御誕生在と御養子に被成、秀家を被遣。依之威勢も強く、生得才發にして武勇も備り、爲御名代朝鮮に渡海し給ふ。禍亂を好む御人にて、朝鮮にて諸大名を振舞給ふ。野中にて五百餘人の客を、木具仕立にて、三の膳にて振舞給ふ様成

御人也。是に依て金銀を好み給ふ御心あり。中村次郎兵衛と云者出頭して、所帯を約にし、國中に課役を掛け、金銀を集る。國仕置も大方次郎兵衛する也。譜代家老四人は、戸川肥後守・花房志摩守・宇喜多左京・長船越中也。此程次郎兵衛間惡敷、後には秀家と家老不和に成、四人ながら備前を立退、直に家康公へ行。四人の内長船は何とかしたりけん不行。三人は家康公召抱。是に付て家康公と秀家と中よからず、石田亂のときも、無二の石田方也。然間切腹をもし給はで不叶御人なれども、利家公達御訖言にて、八丈ヶ島に流人也。右中村次郎兵衛、後御家に被召出、中村刑部と改む。備前浪人芳賀宗惠語る。

九月廿八日。前田利長能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔氣多神社文書〕

禁 札

- 一、於社中殺生之事。
- 一、假初にも狼藉之事。
- 一、當社於山林、侍凡下共に猥に竹木伐取事。
- 右條々、若於違背之輩者、早速記交名、此方に可書上、則可遂成敗者也。

慶長八年九月廿八日

利 長 判

加賀藩史料 第一編 慶長八年

八八一

十月十三日。前田利長、その領近江高島郡今津・弘川兩村に定納皆濟書を與ふ。

〔近江高嶋郡今津甚右衛門藏文書〕

慶長七年分、今津・廣河兩村之内、定納八百石に極候通、右皆濟如件。

慶長八年十月十三日

〔判〕

今津・廣河百姓中

十一月廿九日。前田利家の女蕭姫歿す。蕭姫は臣中川光重の妻なり。

〔壬子集録〕

一、そうはんのおく様はおせう様と申候。

〔本藩歴譜〕

蕭姫、慶長八年十一月廿九日卒、四十一歳。

十二月十四日。前田利長、加賀江沼郡山中温泉の湯税に對する領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

長子に銀子

慶長八年分山中湯錢の長子請取事。

合拾一枚拾六匁者

右請取所如件。

慶長八年十二月十四日

はひ判

右京

遠江

慶長九年

三月五日。前田利長、加賀國江沼郡林村等本年の租税を免除し、力を耕耘に致さしむ。

〔金澤市中文書〕

林村・戸津村・下粟津村・那田村・高塚村。

右在々當中諸役令免許候條、作毛無滯様に可申付候。若田島少も於荒者、其村中百姓等可被成敗候。可成其意旨可申聞者也。

慶長九年三月五日

〔判〕

加賀藩史料 第一編 慶長九年

那田は那谷

三月廿四日。前田利長越中礪波郡鹿島村の荒蕪を開墾して新村を創めしめ、今後三年の租を免除す。

〔越中古文書〕

越中となみ郡内かの嶋の内ちいかうし嶋に新村をたて、野開可仕候。尤に候。去年より申あらはし候かうしの地共に、末代藏入に可申付候間、家頼をも候はゞ、荒地をも開可申候。諸役之儀三年の間ゆるし可申者也。

慶長九年三月廿四日

判

かの島□□□

五月十六日。前田利長令して、越前の民を雇傭することを禁じ、又領民の越前に在るものは濫に之を捕ふること勿らしむ。

〔國初遺文〕

一、於分國中、自今以後越前之奉公人抱置儀令停止訖。越前より走り來候者、他國之名をかり、奉公に罷出儀可有之候。於後日越前衆見合被相届付而は、理非に不立入先可相返、申分於有之者、以來彼御家中年寄衆へ可申理事。

ちいかうし  
島本のま、

一、町人百姓已下に至迄、越前より走來候者、一切不可相抱事。

付、此法度以前、越前より走來候者之儀付而、御理於有之者、右之ごとく先返遣、追可申理事。

一、分國より走、越前に有之者之儀、諸奉公人・百姓によらず、雖申分有之、理不盡に捕之儀あるべからず。北庄年寄衆へ相理可召返事。

右之條々、若於違犯之輩者可爲曲言者也。仍而如件。

慶長九年五月十六日

判

五月廿六日。前田利長令して領内農民の他國鑛山に使役せられ、又は商工の出で、他郷に住するを禁じ、既に他郷に住する者は速かに歸らしむ。

〔慶長以來定書〕

一、分國中在々所々より他國之金山へ罷越候者共、來七月廿日限り不殘可召返。若右之日限以前に不罷歸者有之者、其在所に有之諸親類共可成敗事。

附、ひとり身之者之儀は、一人之手前過怠米として、惣在所中より屋別に一石宛可出之事。  
一、自今以後百姓たる者、他國之金山へ罷越者有之者、其在所之おこな百姓並隣家之百姓可成敗。村中としては、過怠米として屋別に一石宛可出之事。

- 一、近年金山へ罷越者、相改可申上。若見かくし申候者、其在所のおとな百姓可成敗事。
  - 一、町人分國を相さり、他國居住一切可停止。此法度以前他國有付候もの有之者、其町中として召返、若於不歸者諸親類可召返事。
  - 一、町中にわたり奉公之者、他國之金山罷越候儀令停止、並近年罷越候者、不罷歸者有之者、彼一類妻子共に可成敗事。
- 右條々定所如件。

慶長九年五月廿六日

判

八月朔日。加賀藩酒販賣に關する法令を定む。

〔國初遺文〕

定

- 一、新酒之事九月より十二月まで、上々酒京判一升に付て米一升五合宛たるべき事。
  - 一、古酒は三月より八月迄、上々酒京判一升に付て、米二升宛たるべき事。
- 右自今以後之商賣可爲此分。若此上酒惡敷様子有之ば、酒屋共可爲曲言旨被仰出者也。

慶長九年八月朔日

八月六日。前田利長戰勝報賽の爲、加賀石川郡寺中佐那武社に神事能の

興行を命ず。

〔佐那武社古文類聚〕

今度合戰勝利之爲報賽、能美小松邊に罷在候諸橋を以、寺中さらたけ明神神事大夫として、每歲能可興行之處如件。

慶長九年八月六日

利長判

〔佐那武社古文類聚〕

慶長六年中納言利長公、加賀國上二郡御拜領之御禮として御上洛、於大坂秀頼公御目見、夫より伏見に被爲入、家康公に御對顔、追付御歸國、小松之御城に被爲入、四五日御逗留、御城におゐて諸橋大夫に猿樂仰付られ、金澤より御連枝方等被召寄、白洲にて町人ども見物被仰付。此時故大納言利家公之御末子猿千代君に御對顔、生田四郎兵衛等御守に仰付らる。時に當寺佐那武大明神之神事能大夫をば諸橋大夫主付、御子孫に至るまで永久相勤可申とのよし仰渡され、今年より仰付られける。抑寺中神事能は、往古よりの事にて、祭禮之役人每歲八月十四日・十五日之兩日當社に集り、跡に猿樂之式相勤むといへども、口論等出來鎮方無之とて、天正之頃能美郡小松邊に罷在諸橋大夫をば相招き、其時に罷越相勤たるよし。諸橋は元來富樫介抱之能大夫なりとぞ。往古は七月下旬より、噺方等跡へ戸板之上に而藝をば務めた

今年は慶長九年

猿千代は前田利常

上二郡は江沼能美なり

合戰勝利は慶長五年の役なり  
さらたけ明神は佐那武明神に同じ

りしが、其内上方より役者來り、彼大夫にも教習し、囃子方之者も追々出來たる由。其頃は加賀郡之郷民にも器量之者有之、毎歲神事能囃子方等相務めたる也。慶長九年八月十五日之御神事には、囃子方は殊に加賀郡之郷民之内に藝人多く出來し、よく相務めたることを。  
〔佐那武社古文類聚〕

一、寛保元年二月十二日、舞臺再建之義に付願書付に云、當社御祭禮能之義、從利長様慶長九年八月御合戰御勝利之爲御報養、諸橋大夫を以、毎歲御祈禱能無怠興行可仕之御旨、御判書を以被仰付置候。中略右利長様御判書之義は、正徳元年十二月山本源右衛門を以入御覽候處、御由緒等之儀御尋にて、委細達御聽申由申傳候。其時分より鼠喰等茂有之、社頭之雨漏等にて連々朽損申候へども、御判之處は今以慥に相残り、則先達而懸御目申通に御座候。

八月上旬。前田利長越中礪波郡城端善徳寺に宿し、寺屋敷の地子を免除す。

〔越中古文書〕

一、慶長九年八月上旬、瑞龍院様越中川上へ御鷹野に被成御座候節、當寺に二夜御泊被成、寺屋敷之様子有賀祐加を以被爲成御尋候故、御年貢上罷在候由申上候處、御地子御免寺屋敷被下候旨被仰出候。同御代富山に懸所御座候所、高岡へ引越可申旨被仰出、慶長十四年則高

有賀祐加は  
有賀有賀齋

岡にても懸所寺屋敷拜領仕罷在候。即御直書等于今所持仕候事。  
右覺書之通相違無御座候、以上。

延享五年七月

善徳寺印

閏八月七日。前田利長令して、物貨の賣買に主として知々見銀を用ひしめ、若し灰吹銀を用ふる場合には秤量して時價に従ひ通用せしむ。

〔萬治已前御定書〕

定

分國中諸商賣之事、此已前如有來、ちゞ見之銀子にて可令取沙汰。自然はいふき於相渡は、其時々相場次第、歩を入請取渡可致候。若背此旨輩於有之は、可處曲言者也。

慶長九年閏八月七日

判

九月十二日。前田利好令を能登羽咋郡に下し、僧侶に對して雜税を免除するも、田租を出さしむ。

〔能登古文書〕

尙以三ヶ國道場坊主衆、何も右之通旨候。自然又申分別有之者、罷出可相理候。聞届可申

付候。並國役之事も、田地之高下に相隨可申付候條、何も可成其意候、以上。急度申遣候。依最前其地坊主衆役儀之事申遣候。相届候哉。

- 一、田地相抱候坊主、田地之役儀仕間敷と申坊主於有之者、堅可申付事。
- 一、坊主分者別に役儀有之付而、尤跡帳には付候へ共、役を何も御除申候間、田地にかゝらざる役儀申付候事有間敷候。
- 一、坊主衆召使之者迄、百姓同前に役儀申付候通、左様之義は非常之事候。右何も國中在々並可有之候條、諸事可爲惣並者也。

慶長九年九月十二日

播摩守 利好 判

七十五村

二口新兵衛

菅原行長

中川太郎右衛門

九月十八日。前田利長令を越中礪波郡二步村に下して、鮭魚の漁税を徴す。

〔有賀家文書〕

ごいの庄は五位の庄

にんぶは二步

越中ごいの庄あらまた川たて又川の、と、じりより上を高木まで、鮭役當年中迄拾尺に相究申付所也。

慶長九年九月十八日

〔利長判〕

ごいの庄内 にんぶ村彌右衛門

九月廿三日。是より先商估を殺して屍を金澤の城濠に棄てし者あり。前田利長即ち榜を樹て、賞を懸けて犯人を出訴せしむ。

〔萬治已前定書〕

高札

去十日之夜、上方より來商人せつがいせしめ、彼しがひほりの中へなげ捨候。前代未聞之仕合候。若存知候もの有之者、早々申て可出。縦同類たりとも、かゝり忠たるの間、此金子二拾枚可遣之者也。

慶長九年九月廿三日

〔利長判〕

十月朔日。前田利長賞を懸けて、諸商業に關する規則を犯す者を出訴せしむ。

〔萬治已前定書〕

高札

右今度申出候、諸しやうばい物之事さためのほか、若みだりにうりかい仕ともがら有之者可申上候。急度ほうびせしむべき者也。

慶長九年十月朔日

〔可長判〕

十月廿五日。前田利長越中婦負郡轡田・塚原・鶴坂・羽根諸村の居民に新村を創むることを許し、力を開拓に致さしむ。

〔越中古文書〕

越中ねい郡くつわ田村・塚原村・鶴坂村・はね村四ヶ村野の内に、新村をたて可申由申上義尤候。新村を立、成次第新開可仕候。來年以檢地を可申付候也。

慶長九 十月廿五日

は ひ判

田島村 久三郎

十月廿八日。前田利長、越中婦負郡田島村の民に命じて鮭魚の漁税を納めしむ。

〔有賀家文書〕

ねい郡田嶋村鮭役、近年かくし分申上候。然ば當年より卅尺に究申付候條、毎年無未進様に取あつめ可上候者也。

慶長九年十月廿八日

は ひ判

田嶋村 久三郎

十一月四日。前田利長越中婦負郡井澤村の民に命じて鮭役を納めしむ。

〔有賀家文書〕

越中ねい郡の内井澤村鮭役事、當年より拾尺分可上候旨申上候。かうせんしよりむき島迄の間申付候條、可裁許者也。

慶長九年十一月四日

〔可長判〕

井澤村 左藤九郎

孫十郎

十一月十八日。加賀藩、越前敦賀の市人高島屋傳左衛門を以て、同地に於ける藏屋敷を管せしむ。

加賀藩史料 第一編 慶長九年

〔國事雜鈔〕

中納言殿藏屋敷、敦賀三日市町之内就有之、其方へ被預置候條、向後可被得其意候也、恐々謹言。

長十一月十八日

神尾 主殿助直次 判

青山 豊後守長次 判

敦賀高嶋屋傳左衛門殿へ

十一月廿一日。前田利長藩士の服制に關する法令を定めて之を布く。

〔國初遺文〕

掟

- 一、來正月出仕之衣裳は、有合次第古小袖以下たるべき事。
  - 一、小身之輩あやの小袖、於分國中に令停止訖。但他國へ之供使之時は可爲各別事。付、又若黨以下あやの小袖一切令停止事。
  - 一、衣類之紋菊桐令停止事。
- 右條々堅可存其旨。若於背御法度族者、可爲曲言者也。

慶長九年十一月廿一日

判

十二月七日。越中射水郡東廣上・西廣上二村民の租稅増額を請ふを許す。

〔有賀家文書〕

已上

中郡は射水郡をいふ

越中中郡之内東ひろかみ村・西ひろかみ村臺所入年貢米之事、近年百俵に付而拾二俵宛令納所候所、當年より高百俵に付拾八俵充物成可納所旨申上候。然者兩村臺所分之きもいり、くしだ村三右衛門・本開發村彌四郎兩人に申付候條、令裁許、年貢所當無滯様可納所者也。

慶長九年十二月七日

判

くしだ村百姓 三右衛門

本開發村百姓 彌四郎

十二月十八日。前田利長、加賀江沼郡山中温泉湯稅の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長九年分山中湯錢良子請取事。

合一貫目者

右請取皆濟所也。

慶長九年十二月十八日

は ひ 判

加賀藩史料 第一編 慶長九年

良子は銀子

是歳。能登鳳至・珠洲二郡に里正を置き、十村肝煎と稱せしむ。後世單に十村といふ者はなり。

〔御定書〕

十村と申候儀は、慶長九年能州奥郡へ本保與次右衛門罷下候處、跡々より其所に大百姓共御用相勤候へ共、向後は十村と名を改、百姓共に支配可申付之旨にて相極候由。

〔能登雜錄〕

御國に十村と而名目無之、郷肝煎と云へり。利常公之御叔母聲本保與次右衛門といふ人あり、此與次右衛門輪嶋十藏宮にて初て十村を定むと云々。

〔眞館氏覺書〕

御郡方御用村々肝煎直に相辨候所、慶長九年能州奥郡へ本保與次右衛門罷下、向後は十村と唱、村々支配可仕旨申渡候に付、向寄十村或は拾二ヶ村裁許仕候所、元和二年三月組寄有之、其後寛永十二年右裁許村々を集、大組に被仰付候。

〔河合録〕

十藏は重藏

十村子細之事

一、慶長九年能州奥郡に、本保與次右衛門罷下り、跡々より其所之大百姓共御用相勤候得共、向後は十村と名を改、百姓共之義支配可申付旨に而相極り候と舊記に有之。十村名目に不被仰付に被仰付候者有之。十ヶ村程宛致支配來り候故、是を十村と名付候由。さて今の如く村數多く支配いたす起りは、右十村の名目に不相成以前より、寛永の頃までの内、十ヶ村程支配いたし候もの、内病死或は不埒者等御指除之跡組を、其近村向寄等御用立候十村之内へ組寄せに被仰付、且新村も出來、今の如く付數多く支配いたす義に成候由。

一、三ヶ國に而御用相勤候十村共之内二拾人程、承應二年之春より萬治元年迄に御扶持人十村に被仰付候。尤能州に而熊木村太右衛門・相神村彌六・大澤村内記・粟藏村彦左衛門・中居村三右衛門五人は、高德院様より御扶持被下置候得共、御扶持人十村と申義は、右承應二年之頃初り候歟と申事之由。

一、無組御扶持人之始は、山本清三郎等四人、寛文元年改作奉行被仰付、存寄可申上旨被仰出候處、一郡一人宛成とも、縮に成候ものを諸事目あかしに被仰付候様仕度。左候得ば嶋尻村刑部・田中村覺兵衛、中納言様御代より惣十村之縮に被仰付、御扶持被下置候。然れども組下をかゝへるは遠慮仕候事も御座候間、十村を指除、惣十村之縮に仕度。組下を上候人、手前にしつきやく仕候間、御代官御増被仰付候様仕度旨略文也。委細格。帳有之。申上、其通可申付旨被仰出候と有之。此時分初り候と相見得候事。

一、十村勤方之事、身分は軽く候へども、格別重き御用相勤候もの也。都而一組々々之人支配いたし、其組御收納方は不及申、都而高方等一組に付諸事不預事無之。尤正直才力之事は申に不及、改作方御法之趣得与致會得居、田地方功者に有之、算筆も達者有之、常々村廻いたし、農を勸、騷るものを懲し、出精可爲致譯に候事。十村勤方領元祿之度書上有之。

一、御扶持人は組持居候得共、惣じて一郡引請取捌爲致有之ものにて、其御郡に付諸事に預り申義に候。去るに依而二組三組宛も廻り申而立置、其組々々十村に加示談、或は異見にも及ぶべき義、且他郡之臨時御用にも致出役、猶又人品才力之入處也。

一、無組御扶持人は、其郡之首座にして、諸事御用向引請司り、廻り口も相勤、専ら頭取候者にて、惣十村之目當にも成所にして重役也。尤他郡御用も相務候事。

一、並役三等とも本役に准ず。畢竟本役にも可至赴之者、試等として御扶持方不被下、此役に被仰付候。並にて本役に不願、御扶持被下候義も有之。

一、列は三等共、其列位に有之申義に而、多くは役義久々出精相勤候もの、老年におよび役義御免之時、此列に被指置也。勤向に依て是迄の御扶持方其儘被下候者も有之。又平高被下候とか、又御扶持は不被下も有之。又平十村列等之内、十村之勤方を不勤して、餘事にて功勞あるもの、此列に被仰付もあり。分役などの内格別之勤功あるもの、此列に相願被仰付候も有之。是は勤向は是迄之處をつとむる也。

〔十村勤方類聚〕

十村役濫觴並御郡方役人等、寺社町人と縁組難相成義、前々被仰渡候覺書

一、瑞龍院様御代慶長九年に、向後十村与名を改、百姓共之支配可致旨被仰出、同年能州に本保與次郎右衛門被罷下候節、能州之分は與次右衛門より上意之趣演述之事。但本保與次右衛門殿は、御郡方御支配之躰与有之。越中筋には本保與次右衛門殿被罷下御定被成候由。

附、慶長九年前拾ヶ村与相唱候者茂御座候由。是は十ヶ村支配仕候者は、十村肝煎与相唱候由。右文言被仰出之譯相知不申候。併慶長度十村与名を改候様被仰出之處、其後承應二年村付御印文中に、十村肝煎与御座候節之村付、御印は御腰御印にて、年號の處に御押有之。年號月日之下、伊藤内膳・菊池大學御書判にて、宛處何郡何拾ヶ村村肝煎中与御座候。

一、御扶持人十村は承應元年始而被仰付候事。

但、御印物頂戴は同二年正月十五日に御座候。此節御領國にて九人被仰付、何茂御鍵一筋宛拜領被仰出候事。

附、御印物頂戴御請書は、伊藤内膳様・山本清三郎様・菊池大學様、此様に而御三人御宛所にて、九人連名を以御請書上置候事。

一、十村等御代官は、承應二年即改作御草創之時節、松雲院様御初而被仰付候事。

慶長九年前  
十ヶ村は十  
村肝煎の誤  
なるべし

承應二年は御領國一統は不被仰付候事。但萬治二年御領國十村山廻一統は被仰付候事。

附、此許には慶安五年十月四日河北郡十村肝煎中与申宛所に而、御代官被仰付候。則御腰物印物頂戴罷在申候。慶安五年改元有之、承應元年に相當申候。

一、十村帶刀之義、明曆二年正月十三日小松御在城之砌、中村久悅殿奉りに而、刀指候儀被仰出候處、帶刀之儀は勝手次第に被仰付置候様、其節御請申上置候事。

一、十村等御殿におゐて御料理頂戴は、御改作御成就之翌年正月三ヶ國十村共、吉初に御臺所は罷出御振舞被下、依之百姓共三ヶ年目之暮に五步宛手上免仕与有之。左候得者明曆二年に三ヶ國一統御改作御成就被仰付、御定書被下与有之候得者、御料理頂戴之始は、明曆三年之正月十一日にて可有之哉之事。

右其外十村濫觴之義、色々御座候得共、先づ始り之事あらあら申上候。

一、寺庵与縁組之義、享保度末新川郡之鉢に而、十村役与御改作所は前伺有之候處、僧分与縁組可有捨義、先見合候様被仰聞、三州流例に相成候鉢。併無據向は、御詮儀附申儀も有之由、慥成義者相知不申候。

一、町人与縁組之義、何頃より不相成与申義、慥成事只今相知不申事。  
右御内々拔書仕上申候、御覽可被成候、以上。

子閏二月廿六日

荒木平助様

河合兵右衛門

右覺書之内、十村肝煎之名目者、十ヶ村致支配節之名目之様成義有之候得共、寛文之村御印にも十村肝煎与有之候得共、其以前肝煎之名目ぬけ候筈無之、只略にて十村与被唱候事に相聞得候。且御改作御成就は、翌年正月三ヶ國十村共、吉初に御臺所は罷出、御振舞被下。依之百姓共三ヶ年目之暮に五步宛手上免仕与申事、古人之書集に有之筈に候得共、是等は其御用に不携人之筆記に而、全く可取用舊記には難存候。其故は、昔御振舞被下難有がり候共、其故に手上免いたし候筈は決而無之事に候。百姓之借銀御しらべ之上より御なし被下、向後利足にてかり候共返濟仕間敷旨等之被仰渡を以、追々百姓成立候に付而、手上免いたし候義舊記も有之候。然者右様御用に不預かたにて、物數寄に書集候物には、難取用事共有之候間、舊記も其心得を以可見事歟。右に付三月十三日高島村に而、能州御郡奉行齋藤與兵衛様は荒木より書上之覺書左之通り。

一、十村之濫觴御尋に御座候。越中筋に而慶長九年本保次郎左衛門殿御廻り、十村肝煎御立被成。能州は同年本保與次右衛門殿御廻り、十村肝煎御立被成。夫以前所々縮役等定無之、右之節被仰出に而、御領國十村肝煎を以、百姓支配被仰付候由に御座候。右御人撰者、郷士

之内にも御奉公相届申者、或は大百姓の内御撰出御座候由。夫以前高德院様御代より、百姓之内御扶持被下置候者も有之。其後瑞龍院様・微妙院様御代にも、御鍵等拜領之者も有之。元和年中頃より、追々支配村數多に被仰付、元和三年在々之者其他國他領へ出申間敷旨急度被仰渡、村々肝煎に長百姓に誓詞被仰付、彌十村共常に心を付相改可爲申、十五より六拾迄は男一人二升宛取立、十村給恩に被下旨被仰出候旨、加州筋に舊記御座候。礪波郡鍛役米取立方、寛永三年に御取極、同四年より取立申候。正保四年大音主馬様より御郡之人々御呼立、改而十村役被仰付候段被仰渡、此節より支配之村數大略御取極之様に奉存候。承應元年始而十村に御扶持被下候者御扶持人十村与相唱。此者共九人、同二年正月十五日御印物頂戴被仰付。何れも御鍵一筋宛拜領被仰付、爲縮村廻之節爲持可申段、御次におゐて被仰出之趣被仰渡候。微妙院様御改作可被仰付御發起之砌、十村村廻り之節鍵を爲持申義、身分は郷士之由等之趣、江戸表御老中様方へ御達被遊候處、微妙の法与被仰候由承申候。十村帶刀之義舊記左之通り。

一、十村帶刀之儀、明曆二年正月十三日小松御在城之砌、中村久悅殿奉りに而、刀指候儀被仰出候處、帶刀之義者勝手次第に被仰付候様、其節御請申上置候事。

一、十村等御殿におゐて御料理頂戴之義、御改作御成就之翌年、明曆三年歟正月相始候を、

吉初御祝之旨杯申唱候義も有之候得共、左様に而無之、既に御席御舊記御調理之處、御目見被仰付候に就而、御料理被下候譯之旨、是以前廣瀬平丞様被仰聞候義御座候事。

子三月八日

附、江戸表御老中様方仰之趣は、先年前田土佐守様御屋敷に而、内嶋村孫作に拜見被仰付候舊記之内に有之。且廣瀬様御談与申者、金龍院様御代御風邪にて、春之御目見御延引被仰出、御料理は正月十三日迄に可被下様御達に而、御臺所にも其段被仰渡置之處、指懸御席より廣瀬様御呼立に而舊記御調理之處、前々記候趣之段被仰聞、其時始而廣瀬様も、右御料理被下候者、右様之譯与御承知被成候得共、何分御用意も相調、最早御料理可被下前日に至り候事故、兼而御達通りに被成候様、廣瀬様より御達、其譯に相成候段、則廣瀬様御咄に而承之候事。

一、寺社町人等御郡之者縁組不相成趣は、元禄十六年御改作所より御觸置有之段、齋藤与兵衛様被仰渡。且其以前能美郡今江村左源次先代之者、右に付御答受候義有之。然ば元禄に始り候義に而は無之段、得能覺兵衛申間に候事。

嘉永五年子三月記之

是歳。前田利長書を金澤の市人金屋彦四郎に下し、その有する漁船十艘

の税及び町税を除く。

〔金澤家柄町人金屋彦四郎藏文書〕

獵船十艘、分國之内浦々諸役、付町並之諸役、未代令免許者也。

慶長九年 月 日

利 長 判

新太夫むこ彦四郎

是歲。加賀藩令して諸臣各其俸祿に應じて金澤卯辰八幡社に報賽せしむ。この社は前田利家を祀るを以てなり。

〔金澤八幡町卯辰神社藏文書〕

慶長九年被仰出候通、八幡宮の御家中之面々、知行に應、一統最花可上候様被仰出候。急度相心得可申候、恐々謹言。

慶安四年九月四日

岡島市郎兵衛

葛巻藏人

八幡 左 京殿

是歲。前田利長、能登羽咋郡氣多神社の講堂を建立せしむ。

〔寺社來歴〕 一宮由來書

一、講堂者、慶長九年に瑞龍院様御建立に而、至當年<sup>貞享</sup>八十二年に罷成申候。

是歲。前田利長加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。

〔佐那武社古文類聚〕 元和九年言上書

一、慶長九年に御宮立可申と御理り申上候へば、從肥前様米二拾石被下之。二拾石之米者大工之作料迄にて御座候。其上御宮立申に付て、材木我等かひ申候へば、過分之借銀出來申候處に、小三郎慶長拾一年二月廿五日に相果申候故云々、右之銀子を年々を以、方々をかりかへ相濟申候。

瑞龍公御書寫

□ □ 參

は ひ

さらたけへ米廿石まへらせ候間、かき出し申つけ可申候。かんぬしへ申、みやなごおも廿石にてよくだて候やうに申つけ可申候し。

〔佐那武社古文類聚〕

さらたけへ米廿石まいらせ候。彌祈禱も能もけたいなくつとめられ候べく候し。

八月十五日

利 長

加賀藩史料 第一編 慶長九年

此文書は佐那武社に與へたるものと此處に於ては、前田利長が書したるものと、加賀藩史料に於ては、前田利長の書したるものと、

〔佐那武社古文類聚〕 寛永十五年言上書

一、宮腰寺中大宮佐那武大明神社領之御事、天正拾四年正月廿二日に、從大納言様御田地二町永代御寄進被爲成、則御印頂戴仕申候。利長様御代にも、慶長九年に當社御建立被爲仰付被下候御事。

慶長十年

二月廿三日。前田利長能登鳳至郡俎倉村の復興を許し、三年間の租を免す。

〔能登古文書〕

能州鳳至郡諸橋組之内まな板くら村、廿ヶ年以來退轉之處、新村を相立可開作旨尤候。然者三ヶ年之内諸役令免許候。年貢米之事、當年は納所有間敷候。來年檢地を遣見せ次第、年貢可令納所者也。

慶長十年二月廿三日

〔利長判〕

能州木づみ村百姓新四郎

木づみは木住

三月五日。前田利長越中礪波郡内島村の農民の新村を創建するを許す。

〔越中國礪波郡内嶋村少助藏文書〕

已上

越中利波郡五位庄之内うち嶋村先高之外、野あれの就有之、當年よりひらき可申旨申上候付而、東五位庄之内新村、衛門・彦右衛門に申付候。來秋檢地之上、年貢米之事可相究候。然ば用水之事、見立次第新江をほり可申候。但他村之田地ほり候に付而は、如定井料可相立者也。

慶長十年三月五日

〔利長判〕

東五位之内新村百姓 衛門・彦右衛門

三月廿九日。前田利長越中富山城を修めて退老せんと欲し、堀田平右衛門等上つる所の設計書を見る。

〔國初遺文〕

普請繩張の間敷並石の積り、以目錄被申越、慥に披見、尙替事候者可被申越候。何も辛身共候。

三月廿九日

肥利長

堀田平右衛門

宮川與左衛門

辛身は辛苦なるべし

四月六日。越中新川郡宮崎村の神社を前田利長の祈願所とし、神林を寄進す。

九〇八

〔越中新川郡宮崎村藏文書〕

先規より有來候宮崎村大明神林、近年打捨候由申上候條、則如先年之御寄進相付候。肥前様爲御祈願如此候。其上近所より人牛馬出入致間敷候。境目立、山廻いたすべき者也。

慶長十年四月六日

松本與三左衛門尉吉正 印判

東太夫は藤太夫

宮崎村 東太夫ごのへ

肝煎 六郎左衛門

四月上旬。前田利長世子利常と共に伏見に至り、徳川家康・秀忠に謁す。

〔當代記〕

四月上旬羽柴肥前守上洛、養子犬丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、犬丸進上物金卅枚・加賀羽二重三百端・小袖五十也。従家康公刀・脇指被下。大將秀忠公へ犬丸出仕、進物金子五十枚・加賀羽二重五百端・小袖百也。肥前主進物、黄金卅枚・加賀羽二重三百端也。従右大將犬丸へ刀・脇指被下也。肥州家老何も右大將へ有禮、進物各小袖也。此犬丸者秀忠聲也、肥前

犬丸は犬千代丸の誤なり

守者則有歸國、犬丸在伏見。

〔藩翰譜〕

十年三月大納言家御上洛あり。これ大將拜賀の御爲なり。同き四月の初、利長父子伏見に赴き、大御所へ参りて色々の獻物あり。兩御所物を賜ふこと多し。利長頓て歸國し、子息筑前守をばこゝに留めらる。

四月八日。前田利常侍從に任じ、松平氏を稱す。

〔武家補任〕 徳川昭武本

慶長十年、從四位下肥前守男侍從源利光四月八日任叙。

〔天寛日記〕

一、前田猿千代元服、賜松平氏、叙從五位下、任侍從兼筑前守、十三歳。慶長日記

〔天寛日記〕

一、前田犬千代利光、從四位下侍從兼筑前守、賜御家號。補東照宮賜長光御腰物、光包御脇差。從台徳院様、賜長光御腰物、吉光御脇差。寛永系譜。何れも日不知。

〔天寛日記〕

一、羽柴利光元服。本姓前田、後改利常、于時十二歳。侍從に任じ、大神君より松平の姓を賜ふ。松平筑前守と號

加賀藩史料 第一編 慶長十年

九〇九

大納言は秀忠

從五位下は從四位下なり

本文慶長六年五月十一

〔烈祖成績〕

五月十一日前田利勝嗣子利光、實利家第四子、幼名盛子、代利勝無子故養子云。來謁伏見、時十三歳、神祖爲加首服、奏請爲侍從筑前守、賜松平氏、約以世子女妻之、利勝大喜。

四月十九日。前田利長越中五ヶ山より焔硝を獻じたるを以て領收書を與ふ。

〔五ヶ山古文書〕

慶長十年分五ヶ山あげんせう請取事。

一、九百四十七斤は

此目百八十九貫四百め

但壹斤に付貳百め宛

右請取所也。

慶長十年卯月十九日

五ヶ山市介

はひ判

四月廿六日。前田利常德川秀忠に従ひて入朝す。

〔船橋秀賢卿記〕

廿六日陰、今日大樹秀忠公有御參内之由也。仍齋了、着轡唐草夏袍參内。堂上衆悉參集。

巳刻末大樹參内。入唐門。中略後還御、唐門外立石之邊にて車に被召、路次行粧事外也云々。

先同朋權阿彌乘馬、臺後籠二如件合荷持、次先打青山常陸介・板倉伊賀守兩人騎馬、次隨身衆十二人乘馬、次諸大夫百人步行、次布衣七人、次御車、次騎馬諸大夫十六人、次輦輿十三丁、毛利宰相・米澤中納言・京極宰相・福嶋・嶋津・最上・佐竹・松平上總介殿・池田越後侍從・加賀侍從・會津侍從等也云々。

五月四日。前田利長加賀河北郡中條村の民、布を獻じたるを以て領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長拾年中條村あげ布の事。

去年まで拾卷の所、そ人有之て、當年より卅五卷に請乞上之。

右請取所如件。

慶長拾年五月四日

林 小 左

はひ判

六月朔日。前田利長越中礪波郡沖・院瀨見兩村の山税を定む。

〔越中古文書〕

越中利波郡之内おき村・いせみ村兩村之山錢二貫六百十文年來納來之外、かくし山就有之、當年より拾五俵宛可令納所之由申上候條、右之かくし山能加村百姓次郎兵衛・おき村百姓五郎兵衛兩人に申付之間令裁許、二貫六百十文之山錢並八木拾五俵之所、毎年無滯可令納所者也。

能加村は苗加なるべし

慶長十年六月朔日

〔利長〕判

能加村百姓 次郎兵衛

六月十四日。徳川秀忠使を前田利長に與へて起居を問ひ、併せて太刀・馬を贈る。

〔國初遺文〕

肥前守殿に以使者申入候之條令啓候。仍太刀一腰・馬一疋進入、祝義計に候。將又子息無何事來着候而可心安候。猶大久保治部大輔可申候、恐々謹言。

六月十四日

秀 忠判

横山 大膳殿

六月十六日。前田利長將に退老せんとするを以て、諸老臣に命じて誓書を上らしむ。

〔國初遺文〕

敬白天罰靈社上卷起請文前書之事

- 一、萬端被仰出御法度之旨、於手前聊疎略不可致、若下々不相屆儀候者可申付事。
- 一、諸事御法度を相背、猥之儀於承付者、誰々内衆たりと云とも、互に無用捨、其主人可申理。少も見隠聞隠申事不可有之事。
- 一、喧嘩口論並公事篇之儀、有様之旨を乍存、爲最負偏頗非分之儀申立有之間敷事。右之條々若構曲折、於令違犯者、忝も此靈社上卷起請文天罰忽可罷蒙者也。

慶長十年六月十六日

家 老 衆判

六月十七日。前田利長市坊に高札を立て、辻斬等を禁ず。

〔慶長以來定書〕

高札

加賀藩史料 第一編 慶長十年

一、辻ぎりの事。

一、札を立並おとし文の事。

一、夜中に於路頭に、女をさらふる事。

右條々狼藉人之事、前後共に同類たりといふ共、告しらするにおゐては、褒美として金子廿枚可出之、並惡黨人之知行則宛行者也。

慶長十年六月十七日

判

六月十九日。前田利長士民の風俗に關する禁令七條を布く。

〔金城定書〕

法度

一、下々夜あるき之事。

一、辻立の事。

一、辻うたひ・ほそりの事。

一、辻尺八の事。

一、辻すまふの事。

一、辻おごりの事。

一、ほうかぶりの事。

右條々堅令停止訖。若違背之者有之者、横目之者として見あらはし、其主人の屋敷へ立入候者、則主人へ可申届。若彼科人私宅へ立入候者、其隣單へ慥に申届、其上奉行人は可遂披露。科人歴然之上、其者之儀者可爲成敗、主人は可爲過錢。しかれば知行五千石取より上は銀子三枚宛、其下之知行取以下は銀子壹枚宛可出之。但横目之者共、自然自分之意趣遺恨を以、無失之儀申懸候者可爲曲言者也。

慶長十年六月十九日

判

六月廿八日。前田利長老を告げ、封を世嗣利常に譲る。後利長富山城に徙り、新川郡二十二萬石を食む。

〔越登賀三州志雜錄考〕

六月二十八日公瑞龍公也、于時位を我世子に譲らせられ、按ずるに系譜には此嗣位を慶長十一年六月二十八日とし、武徳大成記には六年とす。古典本には九年とす。皆非也。寛永十八年官へ上らる譜牒に、今年六月二十八日の爲家督の文あり。有澤武貞云、此頃までは利光公小松に在ますと。又一書に今年金城に徙らせらるといひ、或は慶長八年に金城に徙り玉ふと云。諸説不同。

〔村井長時筆記〕

貞享四年二月廿一日加賀守様御尋に付申上。

一、同十年犬千代様十三歳、任侍従、秀忠様より御名字被進、松平筑前守利光御改稱、同年

六月利長様御隠居被成御家督。

〔村井長時筆記〕

肥前守利長越前府中より富山へ移住かご被仰下候へ共、時代違申候。加越能三ヶ國治り、慶長拾年松平筑前守利光にゆづり、利長越中富山へ隠居に而御座候事。

〔前田貞親手記〕

慶長十年利長公金澤御城微妙院様御譲り、越中富山に御隠居。

〔袂草〕

同十年利長公富山に御隠居、新川郡二拾二萬石御隠居知。金澤御城利常公に御譲。

〔壬寅妄志〕

同十乙巳年瑞龍公越中富山へ御隠居、新川一郡二十二萬石にて富山へ御還住。

微妙公利光公後は利常公へ金澤を御譲り、此時松平筑前守利光と奉申也。其頃迄は微妙公は小松在城。

〔天寛日記〕

一、羽柴肥前守利長致仕。武家補任養子松平筑前守利常家督相續。寛永系譜

〔天寛日記〕

一、松平筑前守利光、中納言利長が續家督。利光實は利家四男、利長が弟。家忠日記榮松錄

本文は慶長十年六月廿八日に在り  
本文慶長六年廿五日の條に在るも誤なり

〔續漸得雜記〕

一、一國一郡を領し給ふ御大名は、御幼少たりといへども、いか様其御器量有之と見えたり。去ば贈大納言利長公高岡へ御隠居まし、御國を利常公へ被爲讓に付、金澤の御城へ御入候時分、御家中之諸士各登城、御白洲に列候して御目見仕る。中にも御家老安房守・山城守其外何れも御玄關の雨落へ御迎に罷出也。然に利常公御若年の御事なれば、年寄中も御心易立の氣味にや、少頭高に見えける。推參に思召けるか、御乗物より御出有て、つるく御通りの時分、兩臣目出度御事杯、御祝之御會釋被申けれ共、無御返事、左右を御白眼被成、つと御通り也。兩臣皆不興氣に見えけるに、安房守居直り、偕々目出度御事候、昨今迄前田玄峯方に御穩便にて被成御座候しかば、此大國の差引、御うひく敷社おはしまさんと、無心元存せしに、只今の御様子は、年寄たる我等共を、物の數とも思召さぬ御有様、うら若き者ども頼母しく思ふべし、御武運長久あら目出たやと、山城守と打うなづき、喜悅之跡餘念なく見えけるごぞ。寔に御家老中の了簡に違はず、古今の御名將とぞなり給ふなり。されば此旨を察せざる侍は、御若き殿様に無禮をいたし、したゝかに見せつけられ、白髮衆のへらぬ口をいはるゝと私語けるを、老功は深く感じけるとかや。昔源頼朝伊豆の伊東より御出あり、平家を討亡さん爲御旗を上らるるに付、國々の源氏集りしかども、未微勢の處に、上總介廣

常數千騎を率ゐて馳參す。賴朝聞召、廣常は源氏の舊臣なるに、遲參之條不心得とて御對面なし。廣常おもふ様、佐殿は源氏之棟梁たるべき器量也。此不勢の所へ多勢にて加るを御喜色なく、遲參を怒りて對面なきこそ大丈夫なれ、荒頼母敷とて、無二の忠貞を盡しけるこそ。誠に良臣の了簡如斯。利常公源峯の御室にはごくまれ、微々成御暮しにて、俄に大國を領し給へば、件の老臣にも御氣兼あるべけれども、自然と御大將の徳を備へ給ふ故と感じぬ。

## 〔三國事蹟集覽〕

一、利長公御隱居之御願御使木村主計相勤候。越中富山に被召連候頭立御供仕人々、神尾圖書・奥村攝津・淺井左馬・篠原出羽・篠原織部・宮城采女・水原左衛門・近藤甲斐・稻垣與右衛門・生田四郎兵衛・木村主計・神戸清左衛門・宮崎藏人・津田庄右衛門・古江治右衛門・長田牛之助・土肥源兵衛・渡邊助太夫・吉田三右衛門、是を初大勢也。

## 〔新山田畔書〕

一、御移徙已後、木村主計を御使者に被遣、富山御隱居所に被成度由被仰遣、御願の通りになり、富山へ奉行人を被遣。折節前田美作城代なりしが、神尾圖書・篠原出羽守代之御用人共、段々に往て、地割指圖入御覽、安養坊・吳服・八町・水橋・新庄・岩瀬・百塚・鮎河に至迄、奉行人ども集居て、御作事御用其外家中士屋敷割等をなし、當分屋敷に小屋掛にて居て普請作

事するも有り。神尾圖書・横山山城・淺井左馬左馬不書・篠原出羽守・今枝内記・宮城采女・神戸清菴・三輪法受・才伊豆・近藤甲斐・水原左衛門・稻垣與右衛門・生田四郎兵衛・木村主計・宮崎藏人・津田庄左衛門・古江次右衛門・長田牛之助・土肥庄兵衛・田邊助太夫・吉田逸角・行山新右衛門・杉本覺之丞・團七兵衛・佃源太郎を初として、其外郡代・町奉行・代官等追々に引越、いたち河よりすはの川原、磯部・八町・吳服に至るまで、透も無く屋敷となり作事をなす。富山より駿府・江戸・大坂の御勤を被成、四年富山に御座ありける。

## 〔前田家雜錄〕

一、慶長十年利長公富山に御隱居、新川一郡二拾二萬石、後八萬石金澤に御返しと也。右御隱居の時分より、自然秀頼公如何様之事御座候共、於利長公は秀頼方と可被思召旨御申と云々。

八月十五日。前田利常越中礪波郡五ヶ山の税額を定む。

## 〔越中古文書〕

五ヶ山納所之事、金子卅枚・えんせう千五百斤に相究申付候。小成物共に小百姓不沙汰者有之候はゞ、直に可申上。代官を以申付候間、市助さくばい仕候て、納所方無油斷様に可申付者也。

慶長十年八月十五日

印

九二〇

五ヶ山市助

〔覺帳〕

五ヶ山納所、附山名並所あざ名之事

一、慶長拾年五ヶ山金納所三拾枚、鹽硝千五百斤、同拾二年より金四拾枚、鹽硝二千斤と有之。

礪波郡五ヶ山の名。赤尾谷、上梨谷、下梨谷、小谷、梅谷以上五ヶ山。

一、奥山と申は、吉野より奥の分奥山と申也。

八月廿一日。加賀藩吏越中礪波郡院瀬見村の山税を増徴す。

〔越中古文書〕

已上

越中河上沖村いせみ村山錢御納所方之事、年に二拾六俵四斗之所、拾五俵増之可指上由、沖村太郎兵衛就申上、最前彼山沖村へ雖被仰付、此度二拾八俵増之、合七拾俵年々可致進納旨申上候條、右之山いせみ村百姓中被仰付候由御詮候間、可成其意者也。

慶長十年八月廿一日

大膳長知判

出羽一孝判

伊豫家福判

いせみ村 百姓 中

八月廿一日。立像寺開山日治上人寂す。

〔本化別頭佛祖統紀〕

加越立像寺四刹開山日治上人傳

師諱日治。號蓮藏院。不詳何許人。洛龍華門下宿德。一時望重。加州亞相利家卿。道契尤篤。所往請師。永祿中小松城下。築玉樹山立像寺。越中高岡邑。啓妙法山立像寺。富山府造妙法山立像寺。天正中加州金澤府。建妙布山立像寺。於後國主有命。替地於同府泉野。蓋崇往古像菩薩北越驛次舊蹟也。復築寶林山妙感寺。實師道餘烈風乎。以慶長十年乙巳八月二十一日。泊然而化。

九月五日。加賀藩豆腐及び味噌賣買に關する法令を定む。

〔慶長以來定書〕

高札

加賀藩史料 第一編 慶長十年

九二一

一、御分國中豆腐並味噌仕、賣候事堅令停止候。但味噌之事、所々町宿並におゐて、旅人・商人已下に、當分少宛賣買程之儀は可仕之旨、被仰出者也。

慶長十年九月五日

横山 大膳  
奥村 伊豫守  
篠原 出羽守

九月廿八日。前田利長越中礪波郡金屋鑄物師の柿を献じたるを謝せしむ。  
〔越中古文書〕

横地兵部殿 肥

かなや鑄物師彌右衛門かたより、柿七十擧之候。まんぞくの由心へ候て、申開べく候し。

慶長十年九月廿八日

利 長 印

十月五日。加賀藩吏、能登鳳至郡皆月村の灌漑に注意すべきを命ず。  
〔能登古文書〕

能州鳳至郡之内皆月村は、當續日損大分之荒地難心得に付、様子相尋候所に、手末不勝手、水割不相應故、年々日損仕由、沙汰之限に候。以後江筋村々田地見合、手末も水割相應多少無之候様に仕、江筋田地相應に日損不仕候様に可致者也。

慶長十年十月五日

岡 嶋 右 近  
今 枝 與 右 衛 門  
高 島 孫 十 郎

皆月村 彦方へ

十月十一日。前田利好、能登珠洲郡高座・金分兩社再興に付、能登國內に募縁せしむ。

〔能登國珠洲郡須々神社藏文書〕

尙以國中在々心おち次第可有御進候。奉加帳之事、已來此方へ少可有御爲見候。少も油斷有間敷候、以上。

急度啓達候。仍三崎御兩宮爲再興、諸國可有勸進之旨尤候。然ば當國之儀書初之條、先我等爲本願人、其外不依一紙半錢、心指次第可有御進候。聊油斷有間敷候。恐々謹言。

慶長十年十月十一日

前田播磨守利好 判

三崎大宮殿 御宿所

十月十三日。前田利家の女摩阿姫歿す。

加賀藩史料 第一編 慶長十年

心おちは心内

〔前田氏系譜〕

女。名摩阿。元龜三年壬申生。中略慶長十年十月十三日卒。年三十四。祥雲院隆室宗盛。

〔大德寺中興臨院由來書〕

一、大納言様御逝去之時、興臨院にて御弔執行御座候。並御息女養泉院様・祥雲院様御弔御座候。右之御牌于今御靈供備候。祥雲院殿隆室宗盛大禪定尼。十月十三日 毎日靈供。

〔壬子集録〕 笠間半七郎母文

古ひうが様御ふくろ様御名は御まあ様、御年三十四にて十月十三日に御せいきやうあそばし、ことしまで六十八ねんにて御ざ候。御たんじやう月日はしれ不申候。

半七郎は、

さしの様

小川様

〔壬子集録〕 香壽院覺書

一、かゞ様はおまあ様と申候。

〔壬子集録〕 香壽院文

一、かゞ様の御事、大こう様に御ざなされ候のち、までのこうち大なごん様へ御ざなされ候。

まへだひうが殿御たんじやうのようしうけ給および申候。こなたへ御歸なされ候て、又いこま  
ないぜん殿へ御ゑんべんの御事はうけ給申さす候。ないぜん殿御ないぎは、ぎよくせんるん  
様御一ものようしうけ給申候。

〔金澤古蹟志〕

阿茶子屋敷

村井長明自記に云、天正十一年柳ヶ瀬敗軍之時、秀吉公御人數越前府中に到着、利家卿此城  
は予が墓所なり、立退度者は早々退候へと御下知にて、城中より嚴敷鐵炮爲御打候へば、堀  
久太郎殿先手にて府中の城近く押寄、暫く矢留に被成候へ、申談度事有之よし矢文を射越、  
城門近く立寄、屢に參られたる由久太郎殿被申演候へば、利家卿柴田へ我等娘を證人に出し  
置たり、難捨旨被仰故、一日一夜秀吉公御在陣有之處、其内に北庄への御證人の介添に付被  
置候あちやこ、才覺を以て矢倉より忍び出、頓て町屋へ出、人を頼其段府中へ注進申ける。  
此あちやこ申は、後に少將と申、金澤彦三町二番丁に屋舖被下在之、庭に千本櫻多植く置、  
花盛の頃には利家卿御成有之義、私も覺罷在となり。又亞相公夜話録にも、柳ヶ瀬敗軍にて、  
利家様府中城へ御入候へば、太閤様府中の城へ鐵炮打懸内より打出す。扱堀左衛門殿を屢に  
御越候て、それより無事に成、利家様太閤様へ御附被成。但し北庄の人質の左右を利家様御

待候義、後々までも何れも感じ被申。其時御證人加賀様にて、御供にはあちやこ、後には少將殿に成被申候と見え、菅家見聞集にも此文のまゝを載たり。三壺記に徳庵といふ者、利家卿の人質を盗出し、つれて行きけれども、不忠の者として御恩賞もなかりしかば、立歸り籠城すごあり。右人質は則加賀様なるべし。さて加賀様といふは、利家卿第三の息女にて、後に秀吉公の裏方と成給へり。前田家略譜に、利家卿第三女阿磨姫、天正十年春定婚于佐久間十藏、同十一年羽柴柴田鉾桶、以姫爲北庄之證人、于時佐久間十藏死于城中、依之同十三年八月仕官于豊太閤、時人稱加賀殿、とあり。青地禮幹の本藩略譜に、磨阿一作阿茶、爲豊主宮人、稱加賀殿及少將是也とあり。按に壬子集録に載たるかうじゆ院覺書に、かゞ様はおまの樣と申と載たれば、阿磨とあるも磨阿の誤り、また一作阿茶とあるは、北庄へ介添に付られし阿茶子の名と混じたるもの也。また少將といふも阿茶子の事なるべし。

十月十九日。前田利長能登鹽釜の使用料を定む。

〔國初遺文〕

能州鹽釜納所方定

一、百拾七枚

上上釜

此代二百卅四貫文、一枚に付二貫文宛、但大納言時之分。

一、五百四拾三枚

上釜

此代八百拾四貫五百文、一枚に付一貫五百文、同理。

一、百拾九枚

中釜

此代百卅貫九百文、一枚に付而一貫百文宛、同理。

一、五拾六枚

下釜

此代十九貫二百文、一枚に付七百文、同理。

以上千二百拾八貫六百文

右之鹽釜納所増分

一、百拾七枚

上上釜

此代二拾三貫四百文、一枚に付二百文宛。

一、五百四拾三枚

上釜

此代百卅五貫四百五十文、一枚に付百五十文宛。

一、百拾九枚

中釜

此代拾五貫百文、一枚に付百廿文宛。

一、五拾六枚

下釜

此代二貫八百文、一枚に付五拾文宛。

以上百七拾六貫七百五十文

都合千三百九拾五貫三百五十文

(付紙都合千三百四十一貫七百廿文)

右納所分、當年より以後無滞様に可收納候。若於致未進者可爲越度者也。仍如件。

慶長十年十月十九日

三輪藤兵衛殿

はひ利長印

十月廿六日。村井長頼卒す。

〔諸士系譜〕

次に載せられたる村井氏由緒なるべし

豊後守長頼。初長八郎。又兵衛。一萬千貳百四拾五石。慶長十七・廿六卒。五十九歳。法號相光寺殿。

〔村井氏由緒〕

村井豊後守長頼。弘治二年十四歳に而高德院様に被召出、永祿十二年名長八郎与申候處、又之御字被下、又兵衛に改申候。天正十九年叙爵被仰付、豊後守に可改之旨被仰渡、且人持之組頭暨御政務之御用相勤。天正三年越前府中に而貳百五拾石拜領。其後依戰功、度々御加増、

都合壹萬千貳百四拾五石餘拜領仕候。慶長四年五月芳春院様爲御證人江戸表に御下向に付、御供被仰付、同七年三月自江戸表有馬に御湯治、同十月重而江戸表に御下向に付、御供仕罷越、慶長十年十月於彼地病死仕候。

〔陳善録〕

利家様村井豊後を又兵衛と名を御付被成候。又左衛門様の又の御字を被下候は、度々御話承申候。さて又豊後もかたり被申候。伊勢國大河内之城、信長公御攻被成候時、大納言様御そばにて太刀打いたし、首を取申候。其時までは若名村井長八郎と申を、右のごとく又兵衛に被成候。

〔村井文書〕

尙々ふんご心ざしにてくれ候間心安候。

出雲かたもつばなく候間、これをつかはし可申候。よく出雲に心へ可申候。

ふんごゆいもつものよしにて、つば・かたなあげ候。ふびんなるしやわせにて候。出雲かたにつ

ばなく候はゞ、此つばをつかはし可申候し。

はひ

長左衛門は好連

豊後は長頼出雲は其の子長次

長左兵衛參

加賀藩史料 第一編 慶長十年

十月廿八日。加賀藩吏金澤町に命じて越中礪波・婦負・射水三郡農民の借米に對する利足を免除せしむ。

〔慶長以來定書〕

高札

金澤町

越中川西三郡在々所々百姓等、當年借米之事、本米之儀は可返、並利米之事は不及取沙汰候。縱此已前利足分雖相定候、借り申手前へ可相返、若於相背御法度之旨輩者、可爲曲言之旨被仰出者也。

慶長十年十月廿八日

篠原出羽守

横山大膳

奥村伊豫守

十一月九日。前田慶次利太歿す。時に年七十三。

〔考據摘録〕 野崎八左衛門知通筆記

利卓公は實は瀧川左近將監一益の弟なり。利久公養子としたまふ。利卓公心たくましく猛將たり。謂あつて浪人となりたまへり。故に一つの望あり。意趣は秘爰に不語然れども世も末となり次第おとろふの理によりて秀るの日なし。若は利長卿にも背き給はずば可然けれども、只望をこ

川西三郡は  
神通川以四

前田慶次の  
歿年は確な  
らず、今こ  
の文あるに  
よりに本年  
十一月九日  
に係く

げんと夫にも随ひたまはず。剩戦を好て、後々は景勝などの陣中に至り、上杉と心を共にし、望も後は恨に變じ、種々の業を盡したまへり。仍利長卿より嘗度々なり。利卓公年歴て痞病發せり。時に病を保育すと號し、大和に越し、洛に至り、種々の犯惑を振舞たまふ故、世人皆惡んで加州に告たり。利長卿より罵つよきによつて、洛の居不叶、大和の刈布を蟄したまへり。利卓公年歴て病甚し。故に入道してみづから龍碎軒不便齋と號したまへり。不便齋此時に至り、淺野・多羅尾・森此三人加州を戻したまへり。知通は利長卿より添へたまへば、謂あるべければ我が死後を見届べしと留たまひて、知通と纒に下部二人と給仕して月日を経たり。不便齋病次第に盛にして不治、慶長十年十一月九日巳の半刻、享年七十三にて卒したまへり。則刈布安樂寺に葬る。其林中に一廟を築き、方四尺餘、高五尺之石碑を建、銘に龍碎軒不便齋一夢庵主と記せり。俗の姓名並落命之年號月日は謂あつて不記。利卓公の死する所を知る者なしと云はんか。大和國刈布村と云所は、同國の舊跡當麻寺の山を、左りに西へ二里を行て里あり、茂林と云。夫より南に一里あり。

右に遺言する事、利卓公に添へられて、一生の有増をしり、卒したまへるの儀も知れり。他に知る人なし。戸田氏すでに我が主となれり。正に彌五兵衛殿の外祖たり。巡忌及び舊忌此家にてかふむらさばあらじ。我死してなんぢ不知といはゞ、知通何を勤めたりと云ん。爰に

久しき苦心の勤を空しくして、剩他の嘲を需ん。又利卓公の骸にも異笑をつけん事甚口惜。仍て十分一と云ども、只其尸を葬るの地落命の月日を一息一言して残す。舊忌追善の種と思ふのみ。利家卿・利長卿に命を奉りてより、右皆秘すべき謂あれば、汝能く思ふべし。今の遺言の耳に口をあて、必傳べし。彼地に至るの事あらば、誤て乗打すべからずと、後より後ね秘て傳べし、以上。

承應元年正月

野崎八左衛門知通七十七歳述書

〔桑華字苑〕

一、前田慶次郎と云ひし仁は、元來瀧川一益のをひに瀧川儀太夫と云人在、此子を腹に持て、前田五郎兵衛殿とて利家公の舍弟の方へ嫁して生めり。幸ひ五郎兵衛殿に子無きに依て、慶次郎を實子の様にめされたりと、神戸清庵語る。慶次殿上杉景勝にて壹萬石取、白石にて鍵を合、武勇の場數人に越えたる人なり。ひやうげ人にて何事も人に替り、出家のやうなるきやうがいなり。奥州福島にて腹中を煩、十死一生なる時、ひぞうの子小姓に、其方は我死にたらば追腹を可切か、定て切るまじきとのたまへば、子小姓は口惜き事をたまふ物かな、我等心中御目にかけん云まゝに、押はたぬぎ、腹十文字に切て、ふえをかき當座に死す。慶次殿こそ何事ぞ、たはむれにいひたれば、せがれの心にて悪く心得、ふびんなる次第

とてなげかれけるが、一兩日の内になげき死にしなければならぬ。

〔雜記〕

一、上杉景勝の家人前田慶次は、武邊人の知たる勇士也。松川合戦の時、福島之城兵深手負しが、彼手負故有者にて有けん、傍輩彼を助け起し、薬を用ひんとせしに、折節あたりに水なければ、小便にて薬を用ひよとて、誰彼と云所に、前田慶次がいはい、かゝる稠敷戰場にて、人の心逆上して小便通じ難きもの也。然共某に於ては尋常の者に替るべしとて、草摺を引きたぐり、立ながら小便をする。則是を吞汁にして薬を與へけると也。此慶次常に朱柄の鎧を持するより、人皆是を笑ひ、きやつが生若き身にて、度々の譽も不可有。先主謙信の御時さへ粉骨有し輩も、朱柄は憚る家風なり。さればとて私に朱柄を制禁すべき様もなし。あはれ御下知あれかしと、よる／＼呷きけるを景勝聞給ひ、家中の批判も理りながら、慶次は加賀大納言の猶子なり。當家に暫あればとて、我等は家來とも云ひ難し。殊更兵具の類に於ては、猥に下知を加へ難し。所詮朱柄の鎧におゐては、心任せにせよといはれしと也。

〔重輯雜談〕

一、前田慶次殿は高德公の甥子にて、領は一萬石と聞ゆと云々。此事並末の事前田孝三壺記には瀧川一益の子とあれども、御同苗實の由。但連續の段は不詳也。此慶次殿に種々の物語ある

を、孝貞聞及で語るは、世に云ひ傳る通の替り人也。或時京洛にて、高德公の甥御にカウキ衛着在由、太閤秀吉公聞召て、随分替りたる形にて可罷出、御目見可被仰付との事なるに因て、慶次殿髪を片方へ寄て結、虎の皮の肩衣に、袴も異様なるを着し、拜禮の時頭を疊へ横に付平伏せらる。此の爲に髪を片寄て結て、髻の拜禮の時直になる様に拵たるものと見ゆ。太閤の御意に應じて、偕もく替たる男哉と御笑有て、定て彌替りたる仕形可仕と思召、御馬一疋被下候間、於御前拜領候へと被仰出。慶次忝由御請申し、退出して裝束を直し、今度は成程くすみたる程に古代に作り、髪をも常に結直し、上下衣服等迄平生に改め、御前へ出で御馬を拜領し、前後進退度に當り、見事なる体也。因之太閤は不及申、末々迄目を驚しける。愈太閤の御意に叶ひ、向後何方にて成とも、心儘に衛き候へと御免の御意を奉りて、以後種々思儘なる衛き事をして一生を送られけると也。

## 〔三壺記〕

慶次郎殿は信長公より扶助せられけり。此人若年より人にかはりて異風なる人也。聚樂にてせんどうの風呂屋へ行、小風呂の内へ小脇指をさし入りたまへば、人々氣遣して皆出にけり。慶次郎板の間へ上り、小脇指をすばとぬき、あかをかき給ふ。見れば竹刀にてぞ有ける。伏見の御城にて太閤様へ御目見えの時、大なでつけにかまひげ・上ひげ長々として、長袴にて御

次まで出たまへば、淺野彌兵衛・猪子内匠などはを見て、是はいかなる有様ぞ、長髪にて御目見えは叶ふまじきと有し時、畏ると云まゝにつけ髪・かけひげをおつとり給へば、剃立たる有様なり。國々の大名衆見て興をさまして居られけり。京室町通りを、古紙衣にしなの皮にてあみたるぼうしを着し、脇指一こしにて通りたまふ。或棚を見給へば吳服だな也。肥躰成大男かた足を見せばなへなげ出し、わき成ものと雜談して居たりけり。慶次郎殿するく立より、膝の上を押へ、亭主此足は何程に賣れ申ぞ、買申度と被仰ければ、百貫に賣可申と申て、足を引可申とすれども、ひざ皿を押つけてひかせ申さず、供廻を呼給へば小姓小者參畏る。此ひざ百貫に買たるぞ、金子を取て參れと被仰。それより町中寄りて御わび事いたし、町奉行あつかひにて相濟無事に成。夫より京中に、足をなげ出す事禁制に成にけり。か様之事共千萬有に付、皆人恐れ出であはず。關東御陣の後、出羽・奥州へ利家公御檢地に御座被成、南部・秋田の方迄慶次殿走廻り、或家の見せにやうじ木のごとくたばねたる木有、楊枝にもあらず、はし木にもあらず、龜相成木也。是は下々用所達す所に置、鼻紙の代にいたすそつべらと云物也。慶次殿立寄て、是は何と云ぞ、何の用ぞと尋ねたまへば、是はそつべらと申候。何につかふぞ、つかうて見せよと被仰ければ、賣主一本取て、はなをくんとかみ出し、へらにてこそげてすてければ、慶次殿少買取、ふところに朝夕入ておはします。庄内

の家老共利家公迄御茶上可申とて、座敷庭等も善盡し申請奉る。こい茶も過、御咄に成、慶次殿ふところより件のへらを取出し、はなをかみ路次になげたまへば、亭主申けるは、さては慶次殿、南部のものごもはかりけるよ、其方様の鼻を在家のもの共の尻と一つにいたしたりと申されければ、慶次殿被仰は、鼻紙は何にも遣申間不苦と申されたり。今も南部秋田に、此物がたりかくれなくいたし候。此慶次殿に、加州にて娘三人有て、一人は北條采女妻也。一人は戸田彌五衛門妻也。今一人はお花殿と申、利長公の妾の姫にてましますを、山田彌右衛門につかはさるゝ。戸田彌五左衛門娘三人有て、一人は清泰院様のお召仕今井の方、一人は長谷川安入妻女、一人は吉田又右衛門妻女なり。次なれば爰に記す。

〔可觀小説〕

一、前田慶次は加州利家卿のいとこ也。天性徒ものにて一代の咄色々あり。初は利家へ奉仕、武功度々不及申、學問歌道亂舞に長じ、源氏物語の講釋伊勢物語の秘傳をうけて、文武の士と云。利家慶次が世を軽く存候をひたと叱り給ふを、慶次不足に存、此家に久敷不可居と思ひ、大息ついで獨言しけるは、萬戸侯の封といふとも心に不叶は浪人に同じ、只に心に適ふを以萬戸侯と云べし。去るも留るも其處を得るを樂しと思ふ也、所詮立退くべしと思ひしが、又持病の徒心起り、只立退かんは無念也とおもひ、利家へ御茶を上んと望む。利家聞給ひ、

慶次が心直りて我に茶をくれんと申候と悦び給ひ、慶次が宅へ入給ふ。慶次水風呂に冷水をたぶくと汲入、茶濟て後慶次申候は、今日事の外寒し候、私爐を用ひ不申候に付、風呂を申付候間、御入可被成哉と、横山山城守是は傳聞の相違なるべし。山城守は利長之寵臣なり。を以伺ひしが、利家則浴室に入り給ふ。慶次湯加減を試みて、成程能候と申上る。利家裸に成て、たぶと入給ふに冷水也。利家屹度驚き、其徒もの通すなと呼び給ふ。慶次は松風といふ早馬を持ちければ、兼て裏門に立て置きたりしが、其儘打乘て行方しらす成にけり。利家大に急ぎて方々を被尋候得共、關東へ逃下りけり。景勝へ五千石にて出たり。利家を憚り、出家して穀藏院ひよつと齋と名をかへ、今は長袖なりとて二幅袖にして着之、景勝へ目見する。其砌會津へ入部の比にて、諸浪人新參者多し。山上道及、是は關東浪人、首供養三度したるもの也。其外蒲生家の浪人多し。志賀與三左衛門・粟生美濃守等云は、殿様の御歸依僧なれ共、林泉寺が顔ほごにくていにて、一拳はり度き顔は世になしと云。慶次さらば我等往て林泉寺が顔をはらんと云て、巡禮にばけ、林泉寺へ行、庭の築山所望して見物し、五言絶句の詩を即刻に作り、方丈に進上いたしければ、和尚出會ひて巡禮は奇特也、扱々作者哉とて唱和など給はり、中々馳走ありけり。客殿に碁盤あり、慶次見て碁咄しをする。和尚問、巡禮は碁が成る様、一番打たんとあり。慶次御相手仕候はん、但負候はゞ鼻梁へしつべいを當る筈に極めて碁を初る。慶次態と負た

り。さらば御約束の通私へしつべいを御當て候へといふ。和尚約束之事なれども、僧の身に人痛め候はん事如何とある。慶次左候へば不面白とて續いて所望す。和尚は沙門に不似合事なればとて、態とあて候とて爪弾を當らるゝ。さて二番目は慶次思ふ様に勝ち、さらば我等にもしつべい御當て候へと被望。慶次申候は御僧様へしつべい當て候事は、佛身を破るに同じ、後生にも恐れ候と云。和尚それは其筈にてなし、其身へはしつべい當、我はしつべい不當は道に違ひたり、是非受けんとあり。慶次左候はゞ乍恐當て申さんとして、拳を握りすまし、力に任せ和尚の目と鼻の間を、したゝかにはつたり。和尚は氣を取失ひ、軋ながら、是はくゝと云内に、慶次は行方しらす逃去れり。扱此よしを粟生・志賀等へ語りしかば、皆あつぽに入りて笑ひけり。

一、關ヶ原軍の時、慶次奥州の指物は、白の四半に大ふへんものと書付たり。人々申は、上杉家武勇なるに、かく押出し大武邊者とは不思議指物也と咎めしかば、慶次からくゝと打笑ひ、扱もくゝ何茂は文盲かな、假名の清濁だに不知。我等事久々浪人にて金銀なきゆゑ、大ふべん者と申事なり。讀み様あしくかくの給ふは誤也と申けり。又會津へ出仕の時分、皆朱の柄の鎧を爲持ありく。昔より皆朱の鎧と玳瑁の鎧とは、武功勝れねば持たす事を不許、相組の者共咎之。是は我等先祖以來の鎧也、かふる事ならずと云。そこにて水野藤兵衛・薙塚理

右衛門・宇佐美彌五左衛門・藤田森右衛門等語て云、多年奉公候得共、我等には皆朱之鎧御免無之、新參之慶次朱柄の鎧持する事遺恨に而候間、我等も朱柄の鎧御免可被成候。無左候はゞ慶次に朱柄を止候様に被仰付可被下候といふ。直江山城守兼續、其頃なれば内意にて色々異見すれども不聽。因之慶次にも改而皆朱柄御免とあり、藤田・薙塚・宇佐美・水野にも御免ありしが、慶長五年九月廿九日最上陣洲川と云所に而、慶次と薙塚・宇佐美・藤田・水野五人、一所に朱柄にて鎧を合す、希代の珍事也。慶次其日の出立は、黒糸緘の鎧に、猩々緋の羽織、金のいらたかの珠數に金の瓢を付たるを襟にかけ、鐵蓋の山伏頭巾の冑、十文字の鎧を提げ、黒の馬の野髮なるに金の山伏頭巾をかぶらせ、唐鞆かけて乗りたりけり。

一、松風の名馬を、京にて夏の比毎夕河原へ冷やしに出ける。其馬捕の腰に烏帽子を付けさせたり。路にて往來の大名小名に逢ふ時、見事なる馬なれば立戻り、誰の馬ぞと尋るに、彼馬捕其儘烏帽子引かぶり、足拍子を踏んで、此鹿毛と申は、あかいちよつかい草袴、茨がくれの鐵冑、鶏のごつさか立烏帽子、前田慶次の馬にて候と、幸若を舞、通る人尋る度に如此。或時慶次錢湯の風呂に入、頬かぶりして忍入、下帯に一尺計の脇刺を指して入る。入込の輩、すはや曲者よ、爰にて風呂に入らば、恐れて不入といはれんとて、皆脇指を持って風呂に入り。敷刻過ぎて、慶次は板の間へ出、彼小脇差をすらりと抜たるを見るに竹のへら也。足の

裏の垢をこそげるを、風呂へさして入、柄も下緒も役に不立、身は汗かきなまりて、皆捨たりとて憤りたるとかや。

一、關ヶ原陣の後、上杉景勝百萬石を召放、只三拾貳萬石に成、米澤へ所替、家中大形隙出る。慶次は元來覺の者、殊に最上口の鎗にて高名の譽天下へ聞え、七八千石にて抱へ度といふ人々數多あり。慶次云、天下に我が主は景勝の外には一人もなし。其子細は石田治部一味の大名小名關ヶ原にて上方負候といなや、人質を渡し便を求め、降參して立つ足もなく淺間敷体也。此の衆を主に取事は、堅くいやなり。又家康公譜代の衆は、近頃迄又者也。それを主には猶いやなり。越前の黃門か、尾張の下野か、扱は景勝より外はなし。關ヶ原にて味方敗北しけれども、少も弱氣を見せず、一言の降を不請、翌年四月迄ひと合戦せられしを見れば、大剛の大將は景勝なり。主には上あるべからずとて、景勝の家を不出、子息彈正大弼忠勝まで長命にて、米澤にて病死しけるとなむ。

〔無苦庵記〕

抑此無苦庵は、孝を勤むべき親もなければ、憐むべき子もなし。こゝろは墨に染ねども、髮結ぶがむづかしさに、つむりを剃り、手のつかひ不奉公もせず、足の駕籠かき小揚やとはす。七年の病なければ三年の蓬も用ひず。雲無心にして岫を出るもまたをかし。詩歌に心なけれ

本文は前田  
慶次が信濃  
善光寺に在  
りける時  
の傳へらる  
ものなり

ば、月花も苦にならず。寐たき時は晝も寝、起きたき時は夜も起る。九品蓮臺に至らんと思ふ欲心なければ、八萬地獄に落つべき罪もなし。生るまでいきたらば、死ぬるでもあらうかとおもふ。

〔本藩歴譜〕

慶次郎利太、初名利益、初通名宗兵衛と稱す。或慶次とす、謹按皆常に郎の字を著き唱へるか故に、書記にも移たると見ゆ。天正十三年阿尾城攻衆の内に前田宗兵衛利太とあり。實は瀧川左近將監從子儀太夫益氏の子也。或一益の子と云。眞偽一統志云、益氏討死の後、儀太夫利太の室と成、故出生の息自然に利太の養子と成とあり、考に附。利久君養子とし女婿とす。初信長公に仕へ、後高德公に従ひ、六千石の地を與へ玉ふ。高公譜略云、能州を賜ふ時御越、利久君へ七千石被進處、利益へ五千石御渡と見えたり。能州松尾に居せらる。松尾一松壘に作る、壘に此地を正すに今此邑名の城址也。又鹿島路村に松尾と唱る地あれども、是等の地に居せらる、事、土人傳言の説なしと云。初後祿を辭し、公譜尾州に居せらる。即壬子集録中荒子城圖中に異方慶次殿居數あり、東西二十間南北十八間とあり。後祿を辭し、公譜略に、慶次殿關東陣迄、居とあり。寺町通に慶次殿居數あり、東西二十間南北十八間とあり。後祿を辭し、公譜略に、慶次殿關東陣迄、居とあり。居とあり。慶長五年關原の軍起りし前奥州へ至り、國老直江山城守兼續が吹舉を以て、上杉景勝に仕へ、二千石を領す。兼續に屬せしめ、出羽最上家の兵と戦ひ、天童城攻等に奮戦屢功あり。戰功の事春日山日記等に詳也。又武邊唯聞書に高徳公を景勝封を米澤へ移されし時處士となる。諸侯其勇名を聞て徵せども並に就かず。奥州會津にて卒しぬ。

寫に見えたり。又大島維直曰、嘗上杉侯家土山田長三郎云、慶次君が詩集若干あり。其藩中に行は、並に連歌に工なる。又肉書の韻礎一本あり、公庫に現存すと云。詩集我藩に傳はらざること遺憾ありあるなり。並に連歌に工なり。昌叱の輩と唱和をなすと云。一本御系譜に一句を載するあり。因に附す前田慶次君嘗遊法橋昌叱宅。室同宗五郎兵衛安勝君女也。利久君養女として利太に妻す。卒年未詳、一男五女あり、安太夫正虎利太の子也。初我藩にて采地二千石を賜ふ。寺岡光悦の風を學で書を能す。後浪士を以て能州七尾にて終れり。卒年知れず。嗣なし。利太君五女、長は名花、初瑞龍公に宮仕し、後有賀左京直治へ嫁し、再び山本彌左衛門に嫁す。一作彌五右衛門、彌左衛門は大正持侯に仕ふ。高徳公戦功略に、山次は北條采女に嫁す。采女初少次郎と稱す、采女父は安房守氏邦と云、武州鉢形城主也、秀吉公小田原を攻伐ありし時、に喝食と成て在しを、氏邦卒して後召て還俗させ采女と云。其子主殿女は名かめと云、寛永四年八月廿一日十人扶持を賜ふ。又寺西彦丞妻と成、延寶二年十二月二日死す。又寺西家傳には主殿妻にして、彦丞へ再嫁すとあり。猶考へし。今の藤馬。次は長谷川三右衛門へ嫁す。次は平野彌次右衛門へ嫁す。御本作彌右衛門。次は戸田彌五左衛門政秋一本作に嫁す。改秋始加藤嘉明に仕へ、後微妙公に奉仕し、又富山侯に奉仕す。二女あり、長は長谷川大學重俊に嫁す。次は今井と稱す。今井初高徳公女千代姫に仕へ、後微妙公松雲公に歴仕し、其甥大學重俊、二男小源太重方、嘗て奥小將に召出され有しを、今井養子とし二百五十石を賜ふ。然に早世子なし。因て再び重方妹を養女とし、津田宗七郎二男を女婿とし召出され、戸田親直直方と稱す、即右近方幸祖。

〔前田氏系譜〕

利治。或利益。又利太。自稱宗兵衛。後慶次。實瀧川左近將監一益從子。儀太夫某男。或曰一益男也。爲利久嗣。冒姓前田氏。被仕信長公。後遭天正之變。屬于利家。祿六千石。居能州松應村。後辭祿退居于京師。關原役屬上杉氏家臣直江兼續。有戰功。軍敗之後。祿仕上杉氏於會津。遂終

其土。善連歌矣。嘗拜佐渡守云々。妻五郎兵衛安勝女。

○利治。

- 一正虎。稱安太夫。傲光悅風善書。以處士終于能州。無嗣子。
- 一女。嫁有賀左京某。再嫁大聖寺士山本彌五右衛門某。
- 一女。嫁北條主殿某。是小田原氏政伯父北條安房守氏邦子也。關東陣利家陷鉢形城。氏邦降服。而後太閤使之預于利家。於是利家與之采田千石。其子主殿。幼名稱少三郎。爲紫野大德寺喝食。氏邦卒。於是利家使德山五兵衛招之。以父遺知千石與之。稱主殿。無嗣男。故家斷。有一女初仕于利常。後嫁寺西十藏某。
- 一女。嫁長谷川三右衛門某。
- 一女。嫁平野彌右衛門某。
- 一女。嫁富山士戸田彌五右衛門某。

十二月十六日。前田利長加賀江沼郡山中溫泉湯稅の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長十年分、加州山中湯錢長子請取事。

合一貫目者

長子は銀子

右請取相濟所也。

九四四

慶長十年十二月十六日

遠江

はひ判

十二月廿九日。前田利長、越中國天秤稅の領收書を與ふ。

〔國初遺文〕

慶長十年天秤役、銀子四十枚之内請取銀子之事。

合十五枚者

右請取所如件。

慶長拾年十二月廿九日

はひ判

てんひんや せい兵へ

是歲。定納米壹石に對し口米五升と定む。

〔眞館覺書〕

慶長十年口米一石に付五升、京升に而五斗二升俵。

〔河合覺書〕

一、慶長十一年之頃より物成何ッ何分斗代与有之、口米石に五升充。但慶長九年迄口米之書

物見ね不申事。

〔改作要録〕

一、口米慶長十一年頃より、口米石に付五升宛之由。慶長九年迄は口米の書き物見得不申候。同十五年頃は、八升之所、寛文八年七月より、京升・新京升に改り候に付、最前之斗升与之升遠程口米増す。石に付一斗一升二合四勺に相成候得共、算用合六ヶ敷に付、四勺見捨に相極り候由、格帳に有之。又口米元和六七年頃迄は、御家中侍の收納金計り不申に付、人々より家來等指遣、數日百姓方付置、致催促候内、右家來共等百姓賄致難義候由に付、其入用大概御圖り米になはし、口米と名付、御家中に被下、百姓斗候由。其後新京升に相成、升遠程口米増、寛文十年より一斗一升二合に相成候由、横山兵庫・野村勘兵衛より書上候旨趣、舊記に有。格帳之趣と年號相違。

附録年表

天文七年 戊戌 皇紀二二九八

是歲 ○前田利家尾張愛智郡荒子に生る。(一)

天文十六年 丁未 皇紀二二〇七

七月 ○九日前田利家夫人芳春院尾張海東郡沖之島に生る。(二)

天文十九年 庚戌 皇紀二二一〇

是歲 ○前田利家夫人芳春院來嫁す。(三)

天文二十年 辛亥 皇紀二二一一

正月 ○前田利家織田信長に仕へ田五十貫を食む。(三)

八月 ○前田利家初て摺甲し織田信長に従ひて尾張海津の戦に首級を獲。(三)

是歲 ○前田利家元服して孫四郎利家と稱す。(三)

弘治二年 丙辰 皇紀二二一六

八月 ○廿四日前田利家織田信長に従ひて尾張稻生の戦に敵將宮井恒忠を斬る。(三)

是歲 ○前田利家稻生の戦功により祿百貫を加賜せらる。(三)

永祿元年 戊午 皇紀二二一八

七月 ○十二日前田利家織田信長に従ひて尾張浮野に戦ひ敵首を獲。(三)

是歲 ○前田利家通稱を又左衛門と改む。(三)

永祿二年 己未 皇紀二二一九

六月 ○七日前田利家の女幸姫生る。(三)

○前田利家織田信長の同朋十阿彌を害し爲に讒を蒙る。(三)

永祿三年 庚申 皇紀二二二〇

五月 ○十九日前田利家私に尾張桶狭間の役に従ひ首級を獲て之を織田信長に獻す。(三)

七月 ○十三日前田利家の父利春歿し尾張荒子觀音寺に葬る。(三)

是歲 ○前田利家の兄利久家を繼ぎ祿二千貫を領す。(三)

永祿四年 辛酉 皇紀二二二一

五月 ○十三日前田利家美濃森部の戦に従ひ功あり織田信長乃ち利家の讒を解く。(三)

是歲 ○前田利家森部の戦功を以て祿三百貫を増す。(四五)

永祿五年 壬戌 皇紀二二二二

正月 ○十二日前田利家の世子利長尾張荒子城に生る。

二月 ○十五日前田利長尾張熱田社に參詣す。(四七)

五月 ○三日前田利家織田信長に従ひ美濃輕海に戦ふ。(四七)

永祿六年 癸亥 皇紀二二二三

是歲 ○前田利家の女蕭姫生る。(四八)

永祿七年 甲子 皇紀二二二四

八月 ○五日前田利家織田信長に従ひ齊藤龍興を美濃稻葉山城に攻む。(四九)

永祿八年 乙丑 皇紀二二二五

十二月 ○五日前田利久の女某歿す。(五〇)

是歲 ○能登國能登郡を改めて鹿島郡と稱す。(五一)

永祿十年 丁卯 皇紀二二二七

是歲 ○織田信長赤穂黒帆諸騎を置き前田利家は赤穂に列す。(五一)

永祿十一年 戊辰 皇紀二二二八

九月 ○十二日前田利家織田信長に従ひて近江箕作城を攻

め敵首を獲又劍を蒙る。(五四)

○廿八日前田利家織田信長に従ひて京師に入る。(五五)

永祿十二年 己巳 皇紀二二二九

八月 ○下旬前田利家織田信長に従ひて伊勢大河内城を攻む。(五七)

十月 ○前田利家兄利久に代りて宗家を繼ぎ舊祿に併せて二千四百五十貫を食む。(五八)

元龜元年 庚午 皇紀二二三〇

四月 ○廿五日前田利家織田信長の軍に従ひて越前手筒山城を攻む。(六〇)

五月 ○六日村井長頼近江膳村に戦ひて功あり。(六一)

六月 ○廿二日織田信長淺井長政を近江小谷城に攻め急に軍を收む前田利家奮闘し村井長頼亦功あり。(六三)

○廿八日織田信長淺井朝倉二氏と近江姊川に會戦し前田利家又功あり。(六四)

九月 ○十四日前田利家織田信長の攝津大阪城攻撃に従ひ村井長頼と共に敵數人を殲す。(六五)

○前田利家織田信長の命を受け諸將と共に近江比叡山を攻む。(六六)

元龜二年 辛未 皇紀二二三一

○前田利家近江長濱に封ぜられ一萬石を食む。(六九)

九月 ○三日前田利家諸將と近江金ヶ森の賊を撃ち村井長頼戦功あり。(七〇)

元龜三年 壬申 皇紀二二三二

七月 ○廿一日前田利家織田信長に従ひて近江虎御前山に陣し淺井長政を攻む。(七二)

十二月 ○廿二日前田利家の弟佐藤藤八郎遠江味方原に戦死す。(七四)

是歲 ○前田利家の女摩阿姫生る。(七五)

天正元年 癸酉 皇紀二二三三

八月 ○十四日前田利家等朝倉義景を越前刀根山に撃ち敵將を滅す。(七六)

○前田利家奥村永福を祿す。(七七)

○廿六日前田利家織田信長に従ひて再び近江虎御前山に陣す。(七七)

○廿八日前田利家諸將と共に淺井長政を近江小谷城に攻む。(七八)

十一月 ○十六日前田利家諸將と共に三好義繼を河内若江城に攻めて之を滅す。(七八)

○廿四日前田利家の母長齡院歿す。(七九)

天正二年 甲戌 皇紀二二三四

正月 ○元日織田信長岐阜城に諸將の賀正を受け宴を張りて饗す、前田利家亦之に與る。(八〇)

附錄 年 表

○前田利長近侍の士と破覽弓を弄す。(八一)

是歲 ○前田利家の女豪姫生る。(八一)

天正三年 乙亥 皇紀二二三五

五月 ○廿一日前田利家織田信長に従ひ三河長篠に戦ふ。(八三)

八月 ○十五日前田利家織田信長に従ひて發し、越前の賊を撃ち遂に加賀に入る。(八六)

九月 ○廿三日前田利家越前府中に封ぜられ三萬三千石を食む。(八七)

是歲 ○前田利家配下の將士漸次越前府中に移り住す。(八九)

天正五年 丁丑 皇紀二二三七

八月 ○八日前田利家諸將と加賀に赴きて上杉輝虎を拒がんとし後戦はずして歸る。(九〇)

是歲 ○前田利家の女與免姫生る。(九〇)

天正六年 戊寅 皇紀二二三八

十一月 ○九日前田利家織田信長に従ひ荒木村重の攝津高槻城を攻撃の爲に出發す。(九二)

是歲 ○前田利家の子利政生る。(九二)

○前田利家の女菊姫生る。(九三)

天正七年 己卯 皇紀二二三九

三月 ○七日前田利家織田信長に従ひて攝津伊丹附近に陣す。(一〇一)  
 四月 ○八日前田利家織田信長に従ひて播磨に向ひ出發す。(一〇二)  
 十二月 ○十六日前田利家荒木村重一族の京師六條頃に戦せらるゝを監す。(一〇三)

天正八年 庚辰 皇紀二二四〇

五月 ○七日前田利家の女千代姫生る。(一〇四)  
 六月 ○廿五日前田利家羽柴秀吉に副として發し、因幡鳥取城を攻む。(一〇五)

天正九年 辛巳 皇紀二二四一

二月 ○廿八日前田利家織田信長に従ひて禁裏の馬揃に參加す。(一〇六)  
 三月 ○前田利家織田信長の命を奉じ上杉景勝の兵を撃退せんが爲越中に出陣す。(一〇七)  
 ○前田利家菅屋長頼等と共に織田信長の命を受け能登の國事を監す。(一〇八)  
 八月 ○十七日前田利家能登一國に封ぜらる。(一〇九)  
 九月 ○八日前田利家能登風至郡道下村逃亡の農をして歸りてその業に就かしむ。(一一〇)  
 十月 ○二日織田信長前田利家に越前府中領を返還せしむ後利家利長尙是に居る。(一一〇)

是歲 ○九日前田利家命を能登珠洲郡正院に下し農民をして冤枉を訴へしむ。(一一一)  
 ○前田利家織田信長の命によりてその女と婚す。(一一二)

天正十年 壬午 皇紀二二四二

正月 ○二十日前田利家能登七尾築城の用に供する鑄物を同國風至郡中居に徴す。(一一三)  
 ○廿一日前田利家能登風至郡風至町鍛工の税を復舊す。(一一四)  
 二月 ○廿一日大納言日野淳光禁裏御料所能登風至郡中居釜屋村の事に關して書を式部卿法印に與ふ。(一一五)  
 三月 ○八日野淳光又能登風至郡中居釜屋村の事に關して書を前田利家に與ふ。(一一六)  
 ○十一日越中富山神保長住の家臣亂を爲して城を奪ふ、尋いで前田利家等之を討す。(一一七)  
 ○廿四日前田利家越中富山より書を能登に留守する前田安勝に與へて警戒を嚴にせしむ。(一一八)  
 五月 ○十五日前田利家又令を能登に下して戒嚴せしむ。(一一九)  
 ○廿二日長連龍能登風至郡榑木城を攻めて長景連を誅す。(一二〇)

六月 ○二日前田利家等越中魚津城を陥る。(一二一)  
 ○二日前田利家長京師に赴く途近江瀬田に於いて織田信長横死の報に接す。(一二二)  
 ○四日本能寺の變報越中魚津の陣中に達し織田氏の諸將大に驚駭す。(一二三)  
 ○五日前田利家越中魚津を發して七尾城に歸る。(一二四)  
 ○羽柴秀吉その養女家姫を宇喜多秀家に嫁せしむべきを約す。(一二五)  
 ○十七日前田利家一揆蜂起の風聞あるを以て自から兵を上國に出し得ざるを柴田勝家に告ぐ。(一二六)  
 ○十九日溫井景隆三宅長盛能登を襲ふと流言するを以て前田利家豫め柴田勝家佐久間盛政に報す。(一二七)  
 ○廿三日溫井景隆三宅長盛越後の兵を率ゐて能登鹿島郡石動山に入り荒山に城く。(一二八)  
 ○廿四日前田利家書を柴田勝家佐久間盛政に與へて溫井景隆三宅長盛の侵入を報じ援を求む。(一二九)  
 ○廿六日前田利家石動山を攻撃し佐久間盛政金澤より來りて之を援く。(一三〇)  
 八月 ○五日前田利家能登羽咋郡菅原の農行長に十五俵の地を與ふ。(一三一)  
 ○十五日前田利家能登羽咋郡中川村の農太郎右衛門に十五俵の地を給す。(一三二)

○二十日前田利家能登羽咋郡菅原天神及び社僧に田地を寄進す。(一三三)  
 ○廿一日前田利家能登羽咋郡瀧谷妙成寺に十三俵の田地を寄進す。(一三四)  
 ○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に四百俵の地を寄進す。(一三五)  
 ○廿五日前田利家能登羽咋郡氣多神社に三百俵の修理田を寄進す。(一三六)  
 ○廿九日前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。(一三七)  
 ○廿九日前田利家能登鹿島郡石動山天平寺より沒收したる地を長連龍に與ふ。(一三八)  
 九月 ○朔日前田利家能登鹿島郡熊木村の農與一に十俵を扶持す。(一三九)  
 ○朔日前田利家能登風至郡穴水南北の農民に命じ木村を同郡諸橋に輸送せしむ。(一四〇)  
 ○五日前田利家能登羽咋郡中川村の太郎右衛門に命じて先の戦に潜匿せる農民を歸住せしむ。(一四一)  
 ○六日前田利家能登鹿島郡七尾の市人氷見屋某に宅地及び田地を與ふ。(一四二)  
 ○六日前田利家山城男山八幡宮に七拾俵の地を寄進す。(一四三)  
 十月 ○十日前田利家能登風至郡道下村寶泉寺に十俵の地

十二月 ○十五日能登鳳至郡山田郷の民に木炭上納を命ず。(一八一)

天正十一年 癸未

皇紀二二四三

閏正月 ○廿九日前田利家能登羽咋郡氣多神社神幸の加與丁を命ず。(一八二)

二月 ○七日前田利家長近江國柳ヶ瀬陣の先鋒となる。(一八三)

四月 ○九日前田利家能登鳳至郡道下の大工にして耕作する者に夫役に服せしむ。(一八四)

○十六日前田利家能登珠洲郡上戸の農民に命じ、神社領を耕作する者といへども諸役に服せしむ。(一八五)

○廿一日近江柳ヶ瀬に於ける柴田勝家の軍敗れ前田利家越前府中に退却す。(一八六)

○廿五日前田利家羽柴秀吉の軍に従ひて加賀金澤に入る。(一八七)

○廿六日前田利家羽柴秀吉より加賀石川河北二郡を増賜せられ、利長は松任四萬石を受く。(一八七)

○羽柴秀吉加賀の諸村に制札を立つ。(一九〇)

○十一月奥村永福能登羽咋郡末森城に移る。(一九〇)

○四日前田利家能登の前田安勝に書を與へて歸陣を告ぐ。(一九〇)

○廿七日前田利家能登鳳至郡穴水の民に命じ七尾城の用に供する木材を運送せしむ。(一九〇)

○八日前田利家能登珠洲郡飯田等四ヶ村の堂宇を毀

を寄進す。(一七三)

○十日前田利家能登鳳至郡道下村の民三郎左衛門に十五俵を扶持す。(一七三)

○十日前田利家能登鳳至郡阿岸中村の民高右近に十俵を扶持す。(一七三)

○十日前田利家能登鳳至郡荒屋の民三郎左衛門に十五俵を扶持す。(一七四)

○十日前田利家能登鳳至郡川島村の民七郎兵衛に十俵を扶持す。(一七四)

○十日前田利家能登鳳至郡中居村の饗物師三右衛門に二十俵を扶持す。(一七四)

○十一日前田利家能登羽咋郡富來の民上島彌五郎に百四十俵を扶持す。(一七五)

○十六日前田利家能登鳳至郡長井村の民番頭に十俵を扶持す。(一七六)

○十八日前田利家能登羽咋郡瀧谷村妙成寺に制札を與ふ。(一七六)

○廿一日前田利家能登鹿島郡太田村海門寺に三十俵の地を寄進す。(一七九)

○十一日前田利家將士を能登鹿島郡石動山に置き警備に任せしむ。(一八〇)

○廿九日前田利家能登鳳至珠洲二郡の炭焼に山林伐採を許し課役を命ず。(一八一)

ちて鹿島郡七尾に輸送せしむ。(一九〇)

八月 ○十二日前田利家能登珠洲郡直郷の民に觸使等の爲來る者に食料等を給するなからしむ。(一九〇)

○廿九日前田利家能登鳳至郡穴水城營繕の爲に竹及び板を同郡諸橋六郷より徴す。(一九〇)

○廿九日前田利家能登羽咋郡氣多神社に境内の伐木を禁ずる等の制札を與ふ。(一九〇)

九月 ○朔日前田利家能登羽咋郡氣多神社の贊を流する船一艘の使用を許す。(一九〇)

十一月 ○廿二日前田利家山城下賀茂領を寄進すべき命を羽柴秀吉より受く。(一九〇)

十二月 ○五日前田利家能登珠洲郡金峰寺より幡用の竹を徴して七尾に輸送せしむ。(一九〇)

是歲 ○前田利家加賀金澤に寶圓寺を興造し大透圭徐を寺主たらしむ。(一九〇)

天正十二年 甲申

皇紀二二四四

正月 ○前田利家使を越前北庄の丹羽長秀に遣して新正を賀せしむ。(一九〇)

三月 ○六日前田利家能登珠洲郡金分高座兩社の別當高勝寺に三拾俵を寄進す。(一九〇)

○七日前田利家能登珠洲郡法住寺の弘法大師御影堂造營の爲に勸進を許す。(一九〇)

五月 ○前田利家加賀石川郡倉谷四ヶ村及び河北郡高阪村

の諸役を免除す。(一九〇)

六月 ○十六日前田利家能登羽咋郡氣多神社に成敗せられたる社僧の所領を寄進す。(一九〇)

○廿六日佐々成政、前田利家の子利政を養子とするが爲結納を贈る。(一九〇)

七月 ○廿八日前田利家能登鳳至珠洲二郡の民をして法住寺の智識米を奉加せしむ。(一九〇)

○前田利家能登羽咋郡氣多神社造營の爲國中の奉加を求むることを許す。(一九〇)

八月 ○十七日佐々成政の茶坊主養頓金澤に來りて村井長頼の家臣に成政の密謀を告ぐ。(一九〇)

○廿一日前田利家の女菊姫逝去す。(一九〇)

○廿八日前田氏の加賀河北郡朝日山營佐々成政の爲に攻撃せらる。(一九〇)

九月 ○五日前田利家能登鳳至珠洲二郡民に命じ佐々成政の水軍の侵入に備へしむ。(一九〇)

○五日前田利家佐々成政の叛亂を告げて越中瑞泉寺主僧の下國を促す。(一九〇)

○八日羽柴秀吉書を前田利長父子に與へて輕舉を戒む。(一九〇)

○九日奥村永福の守備する能登羽咋郡末森城佐々成政の爲に攻撃せらる。(一九〇)

○十日末森の戦報 金澤に達し前田利家直に出馬

す。(三八)

○十一日前田利家佐々成政の軍を末森に破る。(三六)

○十二日前田利家金澤城に凱旋す。(三五)

○十四日前田利家長再び金澤より出馬し加賀河北郡鳥越城の形勢を探る。(三七)

○十四日前田利家長父子能登の青木善四郎に末森の戦勝を告げ自から輕擧すること勿らしむ。(三八)

○十六日羽柴秀吉前田利家の末森の戦捷を祝す。(三九)

○十六日前田利家、奥村永福千秋範昌の末森に於ける戦功を賞す。(三六)

○十七日前田利家長奥村永福の戦功を賞す。(三六)

○十八日上杉景勝の臣須田満親、書を前田利家に致して交歓を求む。(三六)

○十八日上杉景勝の臣土肥政繁等、書を能登七尾の前田安勝に致して交歓を求む。(三六)

○十九日前田利長、千秋範昌の末森に於ける戦功を賞す。(三六)

○能登七尾の將前田安勝等佐々軍の鹿島郡勝山砦を襲ふ。(三五)

十月 ○十四日前田利家佐々軍に屬する加賀河北郡鳥越城を攻撃す。(三五)

○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與

ふ。(三六)

○廿六日前田利家青木善四郎等に命じ佐々成政に屬する能登鹿島郡荒山砦の監視を嚴にせしむ。(三六)

○前田秀繼利秀父子屢加賀河北郡俱利伽羅に出で、佐々成政の將佐々平左衛門と戦ふ。(三七)

十一月 ○六日前田利家越中颯波郡澤川の農田畑兵衛に山林を安堵せしめ末森役の際盡力せるを賞す。(三六)

○八日前田利家書を越中射水郡阿尾城主菊池武勝に與へ誘ひて款を納れしむ。(三六)

是歲 金澤に住して公役に當る大工百餘人に邸地を與ふ。(三九)

天正十三年 乙酉

皇紀二二四五

二月 ○廿一日前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を大福寺村等三ヶ村に命ず。(三七)

○廿二日前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を命じたる諸村に尾山の平夫を免除す。(三七)

○廿四日前田利家羽柴秀吉の命により船舶の領外に航するを禁ず。(三七)

○廿五日前田利家越中颯波郡運沼に入りて民屋を焚き佐々氏の軍と戦ふ。(三五)

○廿八日前田利家村井長頼の越中運沼攻撃に於ける功を賞して祿を増す。(三八)

○廿九日前田利家長亦村井長頼の戦功を賞す。(三八)

○前田利家越中射水郡宇波の民助右衛門に賞を與へ同國に侵入の際馳走せしむ。(三八)

三月 ○廿一日佐々成政加賀石川郡鷺巣城を襲ひ前田利家等尾撃して數十級を獲。(三三)

四月 ○朔日前田利家能登に令し士民の船に乗りて他國に往くを禁ず。(三五)

○八日前田利家兵を出して加賀河北郡鳥越城の佐々勢を攻む。(三五)

○二十日前田利家先に奥村永福千秋範昌等の越中颯波郡上野村に夜襲したるを賞す。(三九)

○二日前田利家兵を率ゐて越中射水郡阿尾城を收め諸將をして同郡氷見を焚かしむ。(三九)

○七日前田利家前田安勝に羽柴秀吉の北伐近きにあるを告ぐ。(三五)

五月 ○十八日前田利家富田重政に七尾城の守備を嚴にせしむ。(三九)

○二十日濱口秀勝、前田利家上京の途次大聖寺城に休憩せんことを請ふ。(三九)

○二十日前田利家將に上洛せんとするを以て能登羽咋郡大福寺の僧北坊に祈禱せしむ。(三九)

○佐々軍の加賀河北郡鳥越城及び俱利伽羅に在るもの守備を撤して去る。(三九)

○佐々成政の將佐々平左衛門越中颯波郡今石動城の

前田秀繼を襲ひ逆撃せらる。(三九)

六月 ○六日前田利家能登の青木善四郎等に羽柴秀吉の下國するまで國境を嚴守せしむ。(三九)

○廿二日前田利家龍門寺に能登鹿島郡小島の寺地を與ふ。(三九)

○廿二日前田利家徳翁寺に能登鹿島郡小島の寺地を與ふ。(三九)

○廿四日佐々成政の部將神保氏張越中射水郡阿尾城を襲ひ前田勢に之を撃退す。(三九)

○七尾城の守將前田利好等佐々軍の能登鹿島郡荒山砦を抜く。(三九)

○前田利家能登の農民に荒蕪地の開墾を怠らざらしむ。(三九)

七月 ○四日前田利家越中射水郡阿尾城主菊池武勝に受降條件を示す。(三九)

○五日前田利家父能登の青木善四郎等に羽柴秀吉の出馬近きを以て嚴に國境を守備せしむ。(三九)

○十七日羽柴秀吉越中に出馬すべきを前田利家に告ぐ。(三九)

○廿八日越中射水郡阿尾城主菊池武勝先に降を納れしを以て前田利家之に誓書を與ふ。(三九)

八月 ○五日前田利家羽柴秀吉を襲する爲能登鹿島郡大谷浦に命じ魚類を輸送せしむ。(三九)

天正十四年 丙戌 皇紀二二四六

- 正月 ○廿二日前田利家加賀石川郡佐那武社に田地を寄進す。(三三〇)
- 廿二日前田利家加賀河北郡黒津舟社に田地を寄進す。(三三一)
- 二月 ○八日前田利家能登羽咋郡氣多神社に例年の如く神幸を命ず。(三三二)
- 十三日前田利家能登珠洲郡金分高座兩社に田地を寄進す。(三三三)
- 三月 ○二日前田利家加賀河北郡俱利伽羅の民をして舊貫に歸せしむ。(三三七)
- 四月 ○二日前田利家加賀石川郡佐那武社に制札を與ふ。(三三八)
- 廿七日上杉景勝上洛の途越中礪波郡木船に着し前田利秀之を饗す。(三三八)
- 廿八日上杉景勝金澤に至り翌日前田利家之を饗す。(三三九)
- 五月 ○十四日豊臣秀吉大阪にて上杉景勝を饗し前田利家之に與る。(三四〇)
- 十五日前田利家伊勢大神宮に越中礪波郡小坂の地を寄進す。(三四一)
- 六月 ○朔日上杉景勝歸國の途加賀石川郡宮腰に着す。(三四二)
- 七月 ○朔日豊臣秀吉討薩の爲大阪を發し前田利家をして京師を守衛せしむ。(三四九)
- 朔日前田利長等豊前巖石城を攻めてこれを抜く。(三四九)
- 二日豊臣秀吉前田利長の巖石城攻撃に於ける軍功を賞す。(三四九)
- 廿四日前田利家越中新川郡寶福寺に土地を寄進す。(三五五)
- 廿八日能登鳳至郡院内村の土民に山地を配與す。(三五五)
- 廿九日前田利家能登鳳至郡輪島桑麩座の事に關して書を與ふ。(三五五)
- 佐々成政肥後に移され前田利家假にその舊領越中新川郡を領す。(三五六)
- 六日前田利秀越中礪波郡今石動水傳寺に山地を寄進す。(三五九)
- 横山長知人に疵つけられ却りて之を殺す。(三五九)
- 七日前田利長家臣の豊前巖石城に於ける戦功を賞す。(三五九)
- 十四日前田利家の兄利久歿す。(三六〇)
- 七日前田利長越中射水郡大窪村の大地に邸地を與ふ。(三六二)
- 前田利家能登押水郡新開田の租額を定む。(三六七)

- 七日前田利家能登の青木善四郎等に羽柴秀吉進軍の期彌迫れるを告ぐ。(三二二)
- 十二日前田利家菊池武勝に羽柴秀吉の軍既に加賀に至れるを告ぐ。(三二二)
- 十七日前田利家能登の長連龍等に十八日を期して河北郡津幡に着到せしむ。(三二三)
- 十八日前田利家羽柴秀吉を金澤城に迎ふ。(三二三)
- 廿九日羽柴秀吉越中吳服山に陣し佐々成政降を納る。(三二四)
- 閏八月 ○十一日前田利長越中射水郡西田國泰寺の方丈を守山に徵發す。(三二七)
- 廿五日前田利長越中射水郡二上の渡守に書を與ふ。(三二九)
- 前田利長越中射水郡古國府勝興寺に制札を與ふ。(三二九)
- 九月 ○十一日羽柴秀吉前田利家に羽柴筑前守の稱を讓り越中三郡に前田利長を封ず。(三三〇)
- 廿七日前田利家去年諸士の末森に於ける戦功を嘉して祿を加賜す。(三三四)
- 十一月 ○十二日前田利家能登羽咋郡氣多神社鶴祭の神事に奉仕する鹿島郡鶴浦村に田地を與ふ。(三三五)
- 晦日越中礪波郡木船地方大に震ひ前田秀繼之に死す。(三三五)

天正十五年 丁亥 皇紀二二四七

- 二月 ○十三日前田利家能登の郡村の境界を正し農民に開墾を努めしむ。(三三七)
- 十四日前田利家金澤寶圓寺に命じて能登總持寺を再建せしむ。(三三七)
- 十七日前田利家能登羽咋郡に産する駒の税額を定む。(三三八)
- 二十日前田利長豊臣秀吉の討薩軍に従ひて京師を出發す。(三三九)
- 八月 ○四日前田利家能登鹿島郡七尾に於て魚町以外に魚類賣買を禁ず。(三三九)
- 十三日前田利長越中礪波郡篠河村の市日を定む。(三四〇)
- 十六日前田利家京都に邸第を營むを以て能登鹿島郡大呑の大夫を徵す。(三四〇)
- 廿一日前田利長越中礪波郡埴生八幡宮に社領を寄進し制札を與ふ。(三四四)
- 十二日前田利秀越中礪波郡矢波村高德寺に寺領を寄進し先考秀繼の菩提を弔す。(三四四)
- 十二月 ○八日前田利家能登羽咋郡農民の駒を隱匿するを禁ず。(三四五)
- 十三日京都大徳寺塔頭興臨院に納めたる前田利春の謫讓成る。(三四六)
- 二月 ○十三日前田利家能登の郡村の境界を正し農民に開墾を努めしむ。(三三七)
- 十四日前田利家金澤寶圓寺に命じて能登總持寺を再建せしむ。(三三七)
- 十七日前田利家能登羽咋郡に産する駒の税額を定む。(三三八)
- 二十日前田利長豊臣秀吉の討薩軍に従ひて京師を出發す。(三三九)
- 三月 ○朔日豊臣秀吉討薩の爲大阪を發し前田利家をして京師を守衛せしむ。(三四九)
- 朔日前田利長等豊前巖石城を攻めてこれを抜く。(三四九)
- 二日豊臣秀吉前田利長の巖石城攻撃に於ける軍功を賞す。(三四九)
- 廿四日前田利家越中新川郡寶福寺に土地を寄進す。(三五五)
- 廿八日能登鳳至郡院内村の土民に山地を配與す。(三五五)
- 廿九日前田利家能登鳳至郡輪島桑麩座の事に關して書を與ふ。(三五五)
- 佐々成政肥後に移され前田利家假にその舊領越中新川郡を領す。(三五六)
- 六日前田利秀越中礪波郡今石動水傳寺に山地を寄進す。(三五九)
- 横山長知人に疵つけられ却りて之を殺す。(三五九)
- 七日前田利長家臣の豊前巖石城に於ける戦功を賞す。(三五九)
- 十四日前田利家の兄利久歿す。(三六〇)
- 七日前田利長越中射水郡大窪村の大地に邸地を與ふ。(三六二)
- 前田利家能登押水郡新開田の租額を定む。(三六七)

是歲 ○豐臣秀吉丹羽長重の若狭小濱領を除き加賀石川郡松任に封す。(三六七)

天正十六年 戊子

皇紀二二四八

- 正月 ○十三日前田利家豊臣秀吉に従ひて入朝し正を賀す。(三六八)
- 十八日前田利長能登羽咋郡氣多神社の大宮司より御祓等を贈られたるを謝す。(三六八)
- 二月 ○廿三日前田利家能登風至郡荒屋本郷の民に荒地を開墾せしむ。(三六九)
- 四月 ○五日前田利家米澤城主伊達政宗に山形城主最上義光と難を構ふるの不利を諭す。(三六九)
- 十四日後陽成天皇豊臣秀吉の聚樂第に幸し前田利家利長之に供奉す。(三七〇)
- 十五日前田利家利長聚樂第に於て誓書を後陽成天皇に上つる。(三七〇)
- 十六日前田利家利長聚樂第に於て和歌を後陽成天皇に上つる。(三七〇)
- 六月 ○朔日前田利家能登氣多神社僧等の所務を没收して神領に寄進す。(三七三)
- 七月 ○廿九日毛利輝元、前田利家及び利長の邸を訪ふ。(三七七)
- 十月 ○朔日前田利長越中射水郡勝興寺に土地を寄進す。(三七七)

○朔日豊臣秀吉茶會を北野松原に開き前田利家亦之に與る。(三七五)

○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。(三七五)

十一月 ○六日前田利家命を受けて京都大佛殿の釘を製する爲農民の有する刀劍を徵す。(三七六)

○晦日前田利家越中新川郡立山寺及び中宮寺に土地を寄進す。(三七七)

十二月 ○五日前田利家能登羽咋郡各村に自ら産駒の税を出すを諭す。(三七七)

是歲 ○米一俵三斗入りしを改めて五斗入とす。(三七八)

○蒲生氏郷等前田利家に目賀田又右衛門の罪を赦し再び縁仕せしめんことを請ふ。(三七九)

天正十七年 己丑

皇紀二二四九

- 正月 ○十一日前田利家片山延高等に能登七尾城の壁濶掘を命ず。(三八〇)
- 十五日前田利家能登羽咋郡氣多神社大宮司の御祓等を贈りたるを謝す。(三八〇)
- 三月 ○十五日前田利家三輪藤兵衛に七尾城壁濶掘の事に關して意を傳ふ。(三八二)
- 六月 ○六日前田利家増垣の用に供する杓木を能登風至郡次水等に徵す。(三八二)
- 廿六日能登風至郡山田本郷院内村に繩打目録を與

ふ。(三八一)

七月 ○五日前田利家能登風至郡大澤村定請の額を定む。(三八三)

○廿一日前田利家伊達政宗にその會津を取るは豊臣秀吉の旨に忤ふを報す。(三八三)

八月 ○廿九日前田利家越中礪波郡北野村の民に藁谷村の山に入るを許す。(三八四)

九月 ○九日前田利家豊臣秀吉に聚樂第に伺候し、利家の臣村井長頼上杉景勝の臣直江兼續と争ふ。(三八四)

○十八日前田利家能登風至郡柳比八ヶ並に輪島のつゞら藤に對し納税せしむ。(三八六)

○廿二日前田利秀越中礪波郡北野村民の藁谷村の山に入るを禁す。(三八七)

十月 ○十四日前田利家能登羽咋郡氣多神社の社領に關して書を與ふ。(三八七)

○十八日前田利家能登七尾の築城に關し書を三輪藤兵衛に與ふ。(三八八)

天正十八年 庚寅

皇紀二二五〇

- 正月 ○廿一日前田利家參議に任ぜられ正四位下に叙す。(三八八)
- 二月 ○十日前田安勝越中新川郡立山寺及び中宮寺に屬する衆徒神主の諸役を免除す。(三八九)
- 十六日前田利家利長、豊臣秀吉の關東征伐に従ふ

爲金澤を發す。(三八九)

三月 ○十三日前田利家信濃横井原孫右衛門の我が領内に商を營む時租税を免除せんとの書を與ふ。(三九二)

○十六日前田利家北陸道軍の總督と爲る。(三九二)

○廿五日前田利家今井左太夫等に令し軍糧を信濃川中島に輸送せしむ。(三九三)

○前田利家の卒信濃路に於て上杉景勝の從者と闘諍す。(三九三)

四月 ○二十日前田利家等上野松井田城を攻め守將大瀧寺直宗等をして降を乞はしむ。(三九三)

○廿二日前田利家小田原に至り豊臣秀吉に謁して伊達政宗の異心なきを告ぐ。(三九六)

五月 ○二日河島重信伊達政宗に復書して前田利家の戦況を告げ急に小田原に會せしむ。(三九七)

○三日前田利家前田安勝をして軍糧を越前敦賀に輸送せしむ。(三九七)

○前田利家制札を武藏上野の社寺に建つ。(三九九)

六月 ○三日前田利家家臣長連龍等に命じ武藏石橋村に陣せしむ。(四〇一)

○十四日前田利家等武藏鉢形城を陥る。(四〇二)

○廿三日前田利家等武藏八王寺城を陥る。(四〇三)

○廿四日前田利長八王寺の戦況を有賀有賀齋に報す。(四〇三)

○廿七日前田利家八王寺の戦況を三輪藤兵衛に報す。(四二五)

七月 ○十日前田利家先に小田原城主北條氏直の降したることを國に報す。(四二六)

○廿二日前田利家關東の悉く平定せるを三輪藤兵衛に告ぐ。(四二七)

○豊臣秀吉陸奥を徇へ前田利家檢田使となりて之に従ふ。(四二八)

八月 ○十八日前田利家の侍女ちよは能登鹿島郡惠眼寺に利家の伽藍建立の意あることを告ぐ。(四二九)

十月 ○廿三日前田利長、明日利家の出羽仁賀保に轉すべきを不破彦三に告ぐ。(四三〇)

○前田利家金澤の前田安勝に將に歸陣せんとするを告げ且つ越中新川郡の納税を催促せしむ。(四三一)

天正十九年 辛卯 皇紀二二五一

閏正月 ○廿三日伊達政宗遠江濱松より使を遣して前田利家の懇情を謝す。(四三二)

二月 ○十七日前田安勝能登鳳至郡諸村に書を與へて農民を撫恤し致して逃走する勿らしむ。(四三三)

三月 ○十九日豊臣秀吉前田利家の去年關東に於ける戦功を賞す。(四三四)

四月 ○廿七日前田利長越前敦賀の高島傳右衛門に加賀越

中の米穀賣却を命ず。(四三六)

五月 ○十四日前田利家越前敦賀の高島傳右衛門に加賀越中能登の米穀裁許を命ず。(四三七)

六月 ○十四日前田利家の臣村井長頼及び篠原一孝叙爵せらる。(四三八)

十月 ○二十日前田利家參議を辭す。(四三九)

十一月 ○三日前田利家領内の傳馬人足徴發の法を定む。(四四〇)

○七日前田利長越中礪波郡澤川村田畑兵衛に所有の山林を安堵せしむ。(四四一)

○廿五日前田利家能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。(四四二)

○前田利家京師より歸り村井長頼の邸に臨みてその變を受く。(四四三)

是歲 ○前田安勝等丹羽權助上村孫一二人の訴訟を裁決す。(四四四)

文祿元年 壬辰 皇紀二二五二

正月 ○七日前田利長金澤に在り、配下の士に命じ日を期して証明の軍に従はしむ。(四四五)

○廿九日前田利長豊臣秀吉の乗艦の用に供せんが爲銅及び金箔を封内に徴す。(四四六)

二月 ○十五日前田利家高島定吉の録進したる從軍歩騎の

十月 ○十四日前田利長豊臣秀吉が製繩の材を能登に求めんとするを告ぐ。(四四八)

十一月 ○五日前田利家肥前名護屋の陣營に於いて豊臣秀吉を招き若議を開く。(四四九)

文祿二年 癸巳 皇紀二二五三

正月 ○三日前田利家第二軍の將たる命を受け渡海せんとするを以て船具水夫を送るべきを命ず。(四五〇)

二月 ○二十日前田利家小幡彦三郎に將に渡海せんとするを告ぐ。(四五二)

三月 ○二日前田利家後藤五郎左衛門に令し判金に署する花押を慎重にせしむ。(四五三)

○十四日前田利家今月二十日を以て啓行せんとする風聞あり、後故ありて果さず。(四五四)

○二十日前田利長越中礪波郡今石動永傳寺に田地を寄進す。(四五五)

四月 ○朔日前田利長越中新川郡上瀬戸村の陶工彦右衛門に國中隨意に窯を興さしむ。(四五六)

○七日前田利家明使接待の任に當るべきを以て、軍容を示す爲槍柄に施す金箔を徴す。(四五七)

五月 ○十五日明の媾和使肥前名護屋に來り、徐一貫前田利家の營に宿す。(四五八)

○廿三日本願寺家宰下間頼廣能登珠洲郡鶴岡妙嚴寺に宗祖繪像安置の許可せられたるを告ぐ。(四五九)

少きを叱責す。(四三七)

○十八日前田安勝越前敦賀の米穀を九州に輸送する爲水主を加賀能登に徴す。(四三三)

○下旬前田利家京師に赴き金澤に留守する利長をして城壘を修築せしむ。(四三四)

三月 ○五日前田利家証明軍に従はんとするを以て夫人芳春院吉田兼見に囑して祈禱せしむ。(四三〇)

○十六日前田利家石見の津吏に牒し肥前名護屋に輸送する兵糧米に對し船税を徴せざらしむ。(四三二)

○十七日前田利家兵を率ゐて京師を發す。(四三三)

四月 ○十四日前田利長の近臣數人越中射水郡岩淵に爭鬪す。(四三四)

○前田利家肥前名護屋に至り城北に陣す。(四三五)

五月 ○五日前田利家の臣篠原一孝の從僕徳川家康の奴と汲水の事によりて争鬪す。(四三六)

○七日前田利家豊臣秀吉より証明都督たることを命ぜられ將に海に航せんとす。(四三七)

○十五日豊臣秀吉明軍退却の報を得たることを前田利家に告ぐ。(四三八)

○十九日前田利家陣中の費莫大なるを以て金澤の計吏に命じ殿に今年の租を徴せしむ。(四三九)

○廿一日豊臣秀吉前田利家の証明都督たることを免す。(四四〇)

六月 ○三日前田利長徳山五兵衛に利家歸陣の期を問ふ。(四六二)  
 ○十七日前田利家の女與免姫歿す。(四六六)  
 ○廿八日豊臣秀吉前田利家等の肥前名護屋藩陣を慰むる爲遊す。(四七〇)  
 八月 ○下旬先に豊臣秀頼大阪に生れしを以て秀吉軍事を前田利家等に委して肥前名護屋より歸る。(四七〇)  
 十月 ○三日豊臣秀吉参朝し天盃を賜はる、前田利家等之に陪し利長利政等拜禮あり。(四七〇)  
 ○五日前田利家入朝し豊臣秀吉と共に猿樂を奏す。(四七二)  
 ○十一日前田利家豊臣秀吉に従ひ入朝猿樂を奏す。(四七二)  
 十一月 ○廿五日前田利家の子利常金澤城に生る。(四七三)  
 ○前田利家金澤に歸りて國政を視、不正の代官廣瀬作内を誅す。(四七六)  
 十二月 ○九日越中礪波郡今石動城主前田利秀歿す。(四七六)  
 ○前田利政蒲生氏郷の女と婚し村井長頼利家の命により京師に留りて周旋す。(四七九)  
 文祿三年 甲午 皇紀二二五四  
 正月 元日前田利家、一門及び諸士の年賀を受け禮錢を收む。(四七九)  
 ○二日前田利家陪隸の年賀を受く。(四八〇)  
 二月 ○五日前田利家從三位に叙せらる。(四八二)  
 ○二十日前田利家諸士に具足の餅を饗す。(四八二)  
 ○朔日前田利家命を受けて豊臣秀吉の城を伏見に築く。(四八二)  
 ○二十日前田利家豊臣秀吉に物を献す。(四八二)  
 ○廿一日豊臣秀吉伏見に於て秀次に茶を饗し、前田利家之に陪す。(四八二)  
 ○廿七日豊臣秀吉野山に遊び花を賞し前田利家等隨從す。(四八二)  
 ○廿九日前田利家豊臣秀吉に和歌を上つる。(四八三)  
 ○晦日前田安勝前田利家の命により能登一向宗寺院の諸税を免除す。(四八三)  
 三月 ○廿五日前田安勝能登鹿島郡七尾町奉行に檢物師の上洛を命ぜしむ。(四八三)  
 ○廿八日豊臣秀吉山城宇治に赴き前田利家之に隨ふ。(四八三)  
 ○廿九日前田利家豊臣秀吉を伏見第に迎へて茶を饗す。(四八三)  
 四月 ○三日豊臣秀吉前田利家の邸に臨むに先だち豫め猿樂の番組を定む。(四八三)  
 ○六日豊臣秀吉京都北野に赴き歸途前田利家の邸に臨む。(四八三)  
 ○七日前田利家權中納言に任ぜらる。(四八三)

○八日豊臣秀吉公式に前田利家の京都邸に臨む。(四八九)  
 ○十五日豊臣秀吉聚樂第に於て猿樂を奏し前田利家之に與る。(四九三)  
 ○前田利家利長に金五百枚を贈る。(四九三)  
 五月 ○二十日前田利家權中納言を辭す。(四九五)  
 ○廿三日前田利家の兄安勝歿す。(四九六)  
 ○前田利家京より歸らんとし途上新座者を延見す。(四九六)  
 六月 ○十五日前田利家伏見の工事を懈りたる木村作右衛門等の知行を沒收す。(四九六)  
 ○廿二日加賀江沼郡山中の流木に關し前田利家書を小林彌六左衛門に與ふ。(四九七)  
 ○廿九日前田利家徳川家康を訪問す。(四九七)  
 ○前田利家本願寺末寺を金澤に再興せしめ札を與ふ。(四九七)  
 八月 ○廿一日前田利家利長、承兌の伏見に創立する寺院に米を寄進す。(五〇〇)  
 九月 ○七日前田利家金澤犀川淺野川兩大橋の架替に關して書を町奉行に與ふ。(五〇〇)  
 ○豊臣秀吉前田利家の伏見邸に臨み主従共に灸を點す。(五〇〇)  
 十月 ○八日前田利家金澤町奉行の伏見に來り犀川淺野川

兩大橋の改修を謝したるを嘉す。(五〇三)  
 ○十四日前田利家、徳川家康をその伏見第に訪ふ。(五〇三)  
 ○十五日前田利家利長と共に豊臣秀吉の命を奉じ宇治川の堤防を作る。(五〇三)  
 十一月 ○十七日前田利家伏見の邸を築かんとするを以て書を鶴見彦助に與ふ。(五〇九)  
 ○廿八日前田利長 越中礪波郡井波大工に米を扶持す。(五〇九)  
 十二月 ○前田利家伏見より金澤に歸りその從者途に傷けらる。(五一二)  
 是 歲 ○前田利家の子利孝生る。(五一四)  
 文祿四年 乙未 皇紀二二五五  
 正月 ○廿九日豊臣秀次前田利家に放鷹の禽を贈る。(五一四)  
 二月 ○九日是より先蒲生氏郷卒す。豊臣秀吉、徳川家康及び前田利家はその國政を監せしむ。(五一五)  
 三月 ○六日豊臣秀吉前田利家に近江高島郡今津弘川二邑を與ふ。(五一九)  
 ○七日豊臣秀吉伏見より來り前田利家の京都邸に臨む。(五二二)  
 ○十五日豊臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。(五二二)  
 ○前田利家宿衛の士の警戒を嚴にせしむ。(五二四)  
 四月 ○廿一日前田利家飛騨白川に米穀輸送の事に關し書

五月 〇前田利家豊臣秀吉の命によりて傾城を使役す。  
(五三)  
 六月 〇十六日前田利家淺野幸長を能登鹿島郡津向に置かんとするを以て書を三輪藤兵衛に與ふ。(五三六)  
 〇十八日淺野幸長能登に移らんとするを以て前田利政亦三輪藤兵衛に書を寄す。(五三九)  
 七月 〇八日前田利家豊臣秀吉に召されて登城す、此日關白秀次殿せらる。(五三)  
 〇豊臣秀吉先に前田利家に預けたる越中新川郡を加封す。(五三)  
 八月 〇廿四日はより先豊臣秀次の伏見第を前田利家に與へらる、利家此日移り住む。(五三)  
 九月 〇朔日前田利家長枝重直を祿して家臣とす。(五三)  
 〇三日前田利家村井長頼等に茶を饗す。(五三)  
 十一月 〇前田利家長左近衛權中將に任ず。(五三)  
 〇前田利家射手百人を祿し奥村榮明等に屬せしむ。(五三)  
 慶長元年 丙申 皇紀二二五六

〇十五日前田利家能登七尾町に對する條々を定む。(五三七)  
 〇晦日前田利家等參内して近衛前久及び菊亭晴季の左遷を免されんことを請ふ。(五三八)  
 〇前田利家權大納言に任じ、臣下の諸大夫二人を加ふ。(五三九)  
 五月 〇十三日前田利家豊臣秀吉及び秀頼と同車して參内す。(五四)  
 〇十七日前田利家又豊臣秀吉及び秀頼と共に參内し猿樂を奏す。(五四)  
 六月 〇廿九日前田利家能登鹿島郡能登郡上村見宮に制札を與ふ。(五四)  
 〇十二日伏見の地大に震ひ前田利家豊臣秀吉の安否を訪ふ。(五四)  
 〇十五日前田利家伏見城修築の爲能登より竹釘繩を越前敦賀に輸送せしむ。(五四)  
 〇廿二日前田利家能登に請せられたる淺野幸長の赦されたることを三輪藤兵衛に告ぐ。(五四)  
 〇豊臣秀吉大佛殿に詣り前田利家病によりて從はざるを以て人の爲に護せらる。(五四)  
 八月 〇三日前田利家能登七尾町民の地震に關し安を候したるを喜す。(五四)  
 〇明使沈惟敬を前田利家の伏見邸に置く。此時利家の臣にして諸大夫たるものを増す。(五四)

九月 〇二日豊臣秀吉明使を饗し、秀吉利家等明の衣冠を着す。(五五)  
 〇十五日越中高岡法光寺開山日養寂す。(五五)  
 十月 〇金澤愛宕寺に神明宮を勧請す。(五五)  
 〇前田利家加賀石川郡白山比咩神社の社殿を再興す。(五五)  
 慶長二年 丁酉 皇紀二二五七

〇廿二日豊臣秀吉秀頼、前田利家の邸に臨む。(五五)  
 〇前田利家長越中守山城より富山城に移る。(五五)  
 〇十三日豊臣秀吉前田利家に富士茄子の茶入を與ふ。(五五)  
 是歲 前田利政能登口郡に封ぜらる。(五五)  
 慶長三年 戊戌 皇紀二二五八

宮司に湯治見舞を謝す。(五七五)  
 ○廿六日前田利家能登所々の山税増徴を三輪藤兵衛に命ず。(五七六)  
 ○七日豊臣秀吉病癒えざるを測り遺物を前田利家の邸にて分與す。(五七七)  
 ○十日前田利家長越中國内適宜の地を選びて陶器を製せしむ。(五七八)  
 ○廿三日前田利家長能登の山錢に關する法令を定む。(五七九)  
 ○五日前田利家豊臣秀吉の薨後秀頼に對して忠誠を盡すべき誓書を上つる。(五八〇)  
 ○八日前田利家再び登城して誓書を五奉行に交付す。(五八一)  
 ○十八日豊臣秀吉伏見城に薨す。(五八二)  
 ○晦日前田利家の弟佐藤藤八郎歿す。(五八三)  
 ○前田利長、豊臣秀頼の傳となる。(五八四)  
 ○九日九日前田利家等復豊臣秀頼の爲に忠誠を盡すべき誓ふ。(五八五)  
 ○七日前田利家越後能生より櫻樹を徴す。(五八六)  
 ○八日前田利家加賀石川郡番田上安田兩村の諸税を免除す。(五八七)  
 ○二十日大透圭徐能登長齡寺に示寂す。(五八九)  
 ○廿三日前田利長その妹千世姫に食祿五百石を與ふ。(五九〇)

○廿五日前田利政諸士の伏見に勤番する制を定む。(五九一)  
 ○十五日加賀石川郡倉ヶ嶽に金礦發見に付前田利家より高島定吉に發掘を命ず。(五九二)  
 ○二十日宇喜多秀家等來りて前田利家を訪ひ軍事を問ふ。(五九三)  
 ○九日前田利家この村の茶入を利長に與ふ。(五九四)  
 ○前田利家近臣に物を頒つ。(五九五)  
 ○廿九日前田利家豊臣秀頼に贈るため矮小の馬を領内に求めしむ。(五九六)  
 ○前田利家の女福姫長好連に嫁す。(五九七)  
 ○前田利長利家の命を受けてその臣奥野金左衛門等を放つ。(五九八)

慶長四年 己亥 皇紀二二五九  
 正月 ○元日豊臣秀頼初て諸侯の賀正を受け前田利家大に警戒を嚴にせしむ。(五九九)  
 ○七日前田利家豊臣秀吉の遺命に従ひて秀頼を伏見より大阪に移らしむるの議を決す。(六〇〇)  
 ○九日豊臣秀頼前田利家の稟議により島津氏に加封す。(六〇一)  
 ○十日豊臣秀頼大阪に移り前田利家之に従ひて蜂須賀氏の館に宿す。(六〇二)

○廿一日前田利家等使を徳川家康に遣してその豊臣秀吉の遺命を奉ぜざるを詰る。(六〇三)  
 ○二十日前田利家等の徳川家康を詰責したる事件略解決す。(六〇四)  
 二月 ○十一日前田利家己に病を發せしが諸臣を會し篠原出羽・神谷信濃を登庸したる理由を語る。(六〇五)  
 ○十四日前田利家能登の領民の坑夫となりて佐渡に赴くを禁ぜしむ。(六〇六)  
 ○廿九日前田利家徳川家康と好を修めんが爲大阪を發す。(六〇七)  
 ○晦日前田利家徳川家康の伏見邸に至る。(六〇八)  
 ○前田利家金澤寶圓寺に加賀河北郡月影村の田地を寄進す。(六一九)  
 三月 ○八日徳川家康前田利家の大阪邸に來り前の訪問に應ふ。(六一〇)  
 ○十三日徳川家康書を以て前田利家の病狀を問ふ。(六一一)  
 ○十五日前田利家病癒えざるを測り夫人に命じて遺物分配に關し記さしむ。(六一二)  
 ○十九日徳川家康書を以て復前田利家の病を問ふ。(六一三)  
 ○廿一日前田利家その夫人に命じて遺書を記さしむ。(六一四)

閏三月 ○下旬前田利家の病篤く在大阪の侯伯騷擾す。(六一五)  
 ○下旬前田利政警を斷ちて嵯峨に通れんとす。(六一六)  
 ○前田利家加賀河北郡津幡の傳馬人足に關する規定を令す。(六一七)  
 ○前田利長徳川家康と兩判を以て政令を布く。(六一八)  
 ○朔日前田利家經帷子の着用を却く。(六一九)  
 ○二日前田利家什器の目錄に筆押を加へ薨後諸吏の嫌疑を受くること勿らしむ。(六二〇)  
 ○三日前田利家大阪に薨す。(六二一)  
 ○前田利家行狀。(六二二)  
 ○三日大阪俄に騷擾す。(六二三)  
 ○四日前田利家の遺骸大阪を發して金澤に向ふ。(六二四)  
 ○四日徳山五兵衛去りて徳川家康に仕ふ。(六二五)  
 ○十日前田利長人を遣して片山伊賀をその大阪邸に就せしむ。(六二六)  
 ○中旬前田利長伏見に至り徳川家康を訪ふ。(六二七)  
 ○廿四日故前田利家に從一位を贈らる。(六二八)  
 ○山崎種善坊歿す。(六二九)  
 四月 ○三日前田利長、利家葬禮の事を篠原出羽高島石見に託す。(六三〇)  
 ○六日前田利家の遺骸金澤に着す。(六三一)  
 ○八日前田利家の葬禮を寶圓寺に行ひ尋いて城南野

五月 ○廿九日前田利長襲封の賀延を開き家康を招く、家康病と稱して之を辭す。(七四〇)  
 六月 ○前田利長の大坂邸に、諸士辨當の響應を行ふこと流行す。(七四〇)  
 七月 ○前田利長攝津播磨に放鷹す。(七四二)  
 八月 ○廿八日前田利長徳川家康の慈愍により大阪を發して封に就く。(七四三)  
 九月 ○七日徳川家康大阪に至り前田利長の異圖ありとの報に接す、尋いで丹羽長重に先鋒を命ず。(七四九)  
 ○前田利長越中に放鷹しその讒を構へられたる報を得、尋いで横山長知を遣して分疏せしむ。(七五〇)  
 十月 ○八日前田利長の従兄弟土方雄久、徳川家康の命により配所常陸太田に赴く。(七五二)  
 十二月 ○二十日前田利長權中納言を辭す。(七五九)  
 ○金澤城外に壘濠を掘鑿し、明年正月に至りて成る。(七六二)  
 是歲 ○越中守山海老阪八幡を金澤卯辰に遷座す。(七六三)  
 慶長五年 庚子 皇紀二二六〇  
 正月 ○九日徳川秀忠書を前田利長に與へて先に分疏の爲申請したる條件の容れらるべきを報す。(七五三)  
 ○徳川秀忠前田利長の上洛を促し、又丹羽長重が先鋒の命に服したるを賞す。(七五三)

二月 ○前田利長法令を制し家臣の奢侈を禁じ燕飲の制を定め違ふ者に贖罪金を出さしむ。(七五三)  
 三月 ○前田利長徳川家康加賀を征すとの流言止み上杉景勝を討伐すべしとの風聞漸く盛なり。(七五三)  
 春 ○前田利長徳川家康加賀を征すとの流言止み上杉景勝を討伐すべしとの風聞漸く盛なり。(七五三)  
 四月 ○十日芳春院能登鳳至郡輪島蓮江寺に拾石の地を寄進す。(七五三)  
 五月 ○六日村井長頼芳春院に隨ひて江戸に赴かんとするを以て子長明之を訪はんが爲金澤を發す。(七五三)  
 ○十三日芳春院江戸に下らんとするを以て豊臣氏の奉行等濱松城主堀尾忠治に便宜を謀らしむ。(七五三)  
 ○十六日上國將に干戈の事あらんとするを以て前田利長山崎長徳に命じ武器を準備せしむ。(七五三)  
 ○十七日芳春院徳川氏に賞たらん爲伏見を發し村井長頼等之に従ふ。(七五三)  
 ○廿七日前田利長加賀河北郡森下村孫二郎を以て金澤の染工を統べしむ。(七五三)  
 六月 ○六日芳春院江戸に着す。(七五三)  
 ○十一日徳川家康上杉景勝を伐たんとし前田利長を津川口の先鋒たらしむ。(七五三)

七月 ○十六日前田利政書を以てその夫人を下國せしめんことを人に託す。(七四四)  
 ○七日徳川家康、村上頼勝澁口秀勝の中一人に前田利長の嚮導たるべき命を傳しむ。(七四四)  
 ○十三日前田利長寶圓寺象山徐芸の隠居桃雲寺に野田山の下伐を許さしむ。(七四六)  
 ○十六日越中新川郡芦見村孫市が製陶に従事せんとするを嘉し燃料を附近より採るを許す。(七四六)  
 ○廿五日前田利長軍律に關する高札を加賀能美郡湊村に立つ。(七四七)  
 ○廿六日前田利長兵を率ゐて金澤を發し上國に向ふ。(七四七)  
 ○廿七日前田利長進みて加賀能美郡三堂山に陣し又千代に壘壘を築きて小松に備ふ。(七五二)  
 ○廿七日宇喜多秀家毛利輝元書を前田利長に與へてその力を西軍に假さんことを求む。(七五二)  
 ○廿九日豊臣氏の奉行等書を眞田昌幸に與へ前田利長が陽に東軍と斷絶する能はざるを報す。(七五二)  
 ○晦日前田利長書を高島定吉に與へて先に輸送を命じたる貨幣鐵船を領收したる事を告ぐ。(七五七)  
 八月 ○朔日前田利長大聖寺に向ふの途小松の兵を撃退し遂に加賀江沼郡松山に次す。(七五七)  
 ○朔日徳川家康土方雄久を前田利長に使せしむ。

○二日前田利長馬廻の士の軍規を定む。(七五八)  
 ○二日前田利長加賀江沼郡加茂野に全軍を閱す。(七五九)  
 ○二日前田利長使を大聖寺城主山口宗永に遣はし諭して降せしめんとす、宗永聽かず。(七六〇)  
 ○三日前田利長大聖寺城を攻めて陥る、城主山口宗永その子修弘之に死す。(七六〇)  
 ○三日前田利長書を高島石見に與へて大聖寺の戦勝を告ぐ。(七六一)  
 ○五日前田利長越前に進み尋いで軍を班す。(七六一)  
 ○八日前田利長の軍加賀能美郡淺井暖を過ぐ、丹羽長重の兵急に襲ひて之と戦ふ。(七五五)  
 ○十二日前田利長淺井暖の役に於ける有功の士を賞す。(七五五)  
 ○十三日前田利長再び兵を出さんとし弟利政に出陣を促す。(八〇七)  
 ○十三日徳川家康書を前田利長に與へて軍狀を問ふ。(八〇七)  
 ○廿四日徳川家康前田利長の大聖寺役に於ける功勞を賞す。(八〇七)  
 ○廿六日徳川家康書を村井長頼に與へて北國を前田利長の略取に任すべきを告ぐ。(八〇七)

九月

○五日前田利長書を黒田長政藤堂高虎に與へて不日自から再び征途に上らんとするを告ぐ。(八二〇)  
 ○五日前田利長村井長頼に大聖寺の戦勝を報じ且つ利政の出兵せざることを告ぐ。(八二一)  
 ○八日徳川家康書を前田利長に與へてその状況を報じ且つ速に出陣すべきを促す。(八二二)  
 ○十一日前田利長軍を帥ゐて金澤を發す。(八二三)  
 ○十三日徳川家康書を土方雄久に與へ前田利長に丹羽長重等と和し速に南進すべきを傳へしむ。(八二四)  
 ○十四日徳川家康の臣西尾隠岐守等、丹羽長重が先に前田利長と和せんと告げしを賞す。(八二五)  
 ○十五日徳川秀忠書を横山長知に與へ前田利長の再び上國に出兵せんとするに同意を表す。(八二六)  
 ○十八日前田利長丹羽長重と和す、利長弟利常を賞として長重に與へ長重弟長紹を致す。(八二七)  
 ○十八日前田利長村井長頼に將に上國に赴きて徳川家康に謁せんとするを告ぐ。(八二八)  
 ○十八日前田利長書を溝口彦三郎に與へ徳川家康に對して周旋せんことを誓ふ。(八二九)  
 ○十八日前田利長秋田城主秋田實季に加賀の形勢を報じ徳川家康の爲出兵するを勸む。(八三〇)  
 ○十八日前田利長書を金澤の守將高島定吉に與へて進軍の顛末を報ず。(八三一)

九七〇

○十九日前田利長青木一矩の越前北庄城下を経て南上す。(八三二)  
 ○廿二日徳川家康書を前田利長に與へてその勝利を告ぐ。(八三三)  
 ○廿二日前田利長近江大津に至り徳川家康に謁し同行せる丹羽長重は罪を得て封を除かる。(八三四)  
 ○廿五日前田利長家臣に徳川家康の命により明日兵を京師西岡附近に進めしむるを告ぐ。(八三五)  
 ○廿六日前田利長在能登の三輪藤兵衛に上國の形勢を報じ戦亂の定まれるを報ず。(八三六)  
 ○廿七日前田利長溝口彦三郎に昨日京師の西岡に至り明日大阪に入らんとするを報ず。(八三七)  
 十月 ○十七日徳川家康前田利長の戦功を賞し山口宗水丹羽長重及び前田利政の舊領を與ふ。(八三八)  
 十一月 ○五日前田利長小松の市人大文字屋源兵衛に加賀能美郡中の天祚職を命ず。(八三九)  
 ○十日前田利長の弟利常徳川秀忠の女と婚約するを以て村井長頼に結婚の使者を命ず。(八四〇)  
 十二月 ○十日前田利長前例により能登羽咋郡氣多神社に二百石の地を寄進す。(八四一)  
 是歳 ○土方雄久前田利長より越中新川郡の内一萬石を分與せらる。(八四二)  
 是歳 ○長連龍の邸地を金澤城内に賜ひ子元連に前田利長

是歳

○能登鳳至郡總持寺の塔頭に芳春院を建て豫め利家夫人芳春院の菩提所となす。(八三三)

慶長六年 辛丑

皇紀二二六一

正月 ○二十日前田利長土木の事に關し令を金澤の町人平野屋半介に下す。(八三三)  
 ○廿八日前田利長加賀能美郡橋新村及び今湊村の民の荒蕪地を開墾せんとするを許す。(八三四)  
 二月 ○六日前田利長再び能登羽咋郡氣多神社領二百石の使途を定む。(八三五)  
 五月 ○十六日前田利長能登羽咋郡妙成寺に先規に従ひ米參拾俵の地を寄進す。(八三六)  
 ○十七日前田利長關争朋黨賭博狼藉殺害訴訟逃亡等の事に關し法十九條を發布す。(八三七)  
 ○廿四日前田利長令を下し加賀白山川湊川手取川等に貼を漁するを許しその税額を定む。(八三八)  
 八月 ○十七日前田利長京師豐國神社に參拜す。(八三九)  
 ○廿六日能登羽咋郡氣多神社僧等惣中の智識米寄進を喜び毎年入峰勤行すべきを約す。(八四〇)  
 ○廿八日加賀藩吏令を越中福波郡信光寺に下し寺城内の諸事を處分せしむ。(八四一)  
 九月 ○三日越中射水郡二上の渡船を新造し今年を限り特に通行人より錢を徴するを許す。(八四二)

是歳

○九日前田利長加賀江沼郡敷地天神に田二町を寄進す。(八四三)  
 ○廿七日越後木庄の城主村上頼勝使を遣して前田利常の婚を徳川氏と定めたるを賀す。(八四四)  
 ○晦日徳川秀忠の女珠姫金澤にて前田利常に入與す。(八四五)  
 十二月 ○十三日前田利長加賀石川河北二郡濱方十六村の地子を免除す。(八四六)  
 是歳 ○加賀藩の街道に松並木を植う。(八四七)

慶長七年 壬寅

皇紀二二六二

正月 ○八日前田利長江戸に向ひて金澤を發せんとし前日村井長明をして先づ發せしむ。(八四八)  
 ○廿六日前田利常江戸に入り榊原康政の邸に謁し翌日徳川秀忠及び家康に謁す。(八四九)  
 三月 ○十七日徳川秀忠書を與へて前田利長の先に江戸に來りしを謝す。(八五〇)  
 ○廿六日前田利長農民に關する法九ヶ條を公布して去年五月十七日の令を補ふ。(八五一)  
 ○廿八日前田利長能登の農民に關する令三ヶ條を頒つ。(八五二)  
 ○芳春院攝津に行き有馬温泉に浴す、村井長頼扈從して京師に至り暇を得て金澤に歸る。(八五三)  
 四月 ○十四日太田長知書を近江の今津甚六に遣し請米の